

第 3 期



久米島町
子ども・子育て支援
事業計画

令和7年3月

久米島町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	7
1. 人口等の動向	7
2. 世帯・就業の動向	14
3. 母子保健の状況	18
4. 教育・保育の状況	20
5. アンケート調査について	25
6. 第2期計画の取り組み状況について	51
第3章 計画の基本的な考え方	53
1. 基本理念	53
2. 計画の視点	54
3. 基本事項	54
4. 基本目標	55
5. 施策の体系	56
第4章 子ども・子育て支援施策の推進	57
基本目標1:地域における子育て支援の充実	57
基本目標2:母子並びに乳児等の健康保持及び増進	63
基本目標3:子ども等の安全・安心の確保	67
基本目標4:支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの推進	70
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
1. 教育・保育の量の見込みと確保方策	77
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	82
第6章 計画の推進にあたって	91
1. 計画の推進体制	91
2. 計画の進行管理	91
3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知	91
資料編	
久米島町子ども・子育て会議設置要綱	
久米島町子ども・子育て会議委員	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では急速な少子化の進行とともに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、こどもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国は子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、そのための具体的な取り組みについて、同法で「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

さらに、令和6年には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講ずることとされ、子育て世帯への支援の更なる拡充が示されたところです。

また、同年(令和6年)において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を変更するとともに、こども大綱の記述を踏まえ、解消すべき「こどもの貧困」を具体化し、子どもの貧困の解消に向けた対策として、子どもの将来の貧困を防ぐことなどを推進していくこととされました。

本町では、これまで平成27年3月に「第1期久米島町子ども・子育て支援事業計画(以下、第1期計画という)」を策定し、「すこやかに育ち笑顔あふれる久米島っ子」を基本理念として子育て支援施策に取り組むとともに、令和2年3月に「第2期久米島町子ども・子育て支援事業計画(以降、「第2期計画」という)」を策定し、さらなる子育て支援施策の推進を図ってきたところです。

このような中、第2期計画が令和6年度に最終年度となることから、第2期計画の取り組みの進捗状況や国の施策動向を踏まえつつ、本町における子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、地域社会全体で支援する環境を整えていくため、「第3期久米島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法(抄)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定指針において定める、計画の視点や内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されました。この法律は平成26年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。

また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

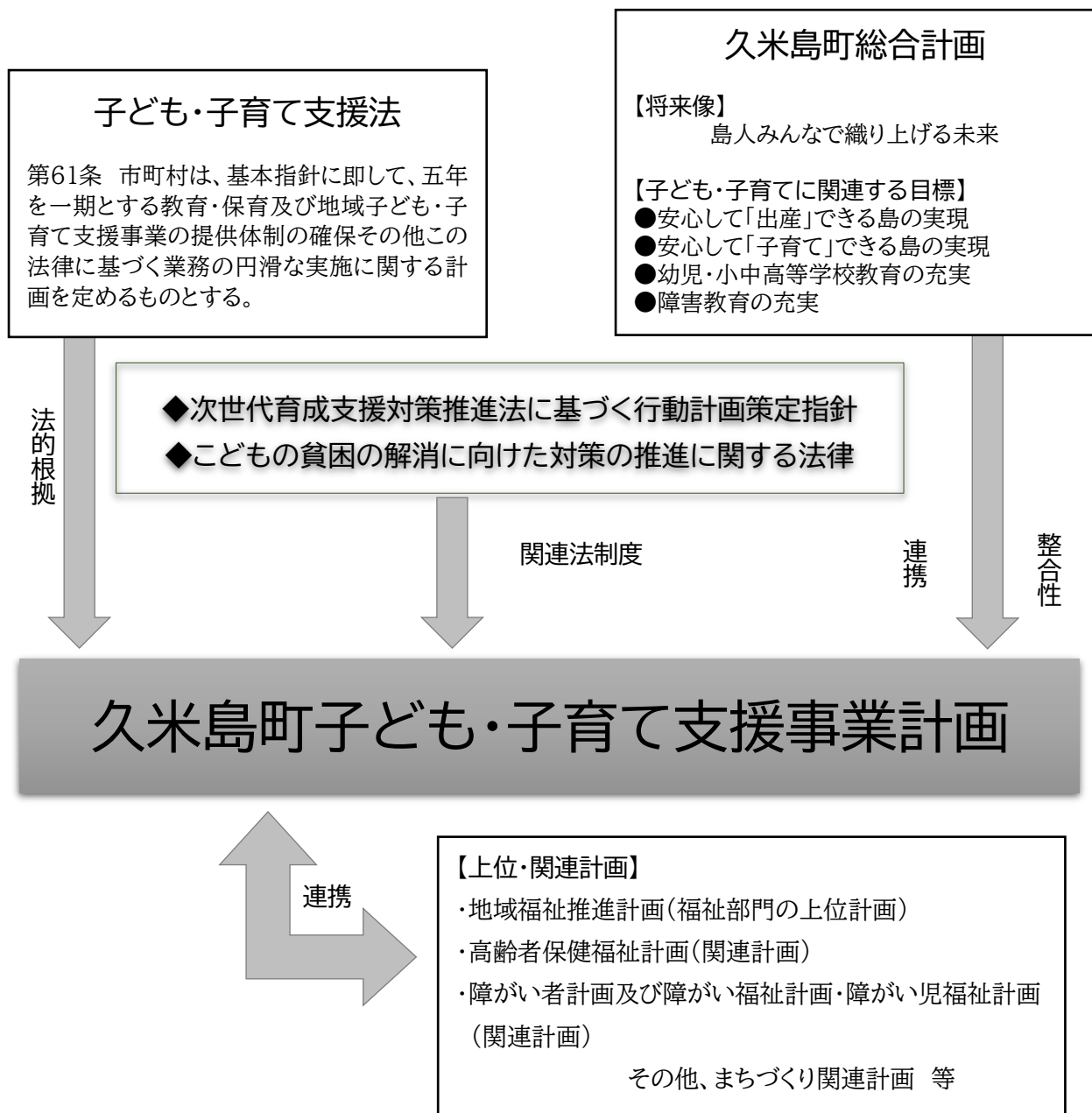
また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

(3)関連する計画との整合

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的確保」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、次世代育成支援対策行動計画や新・放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含するとともに、「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定するものとします。

なお、本計画は久米島町の総合的なまちづくりの方向性を示している「総合計画」を最上位計画とし、本町の教育に係る主要施策や関連する個別計画との整合性を図りながら策定します。



3. 計画の対象

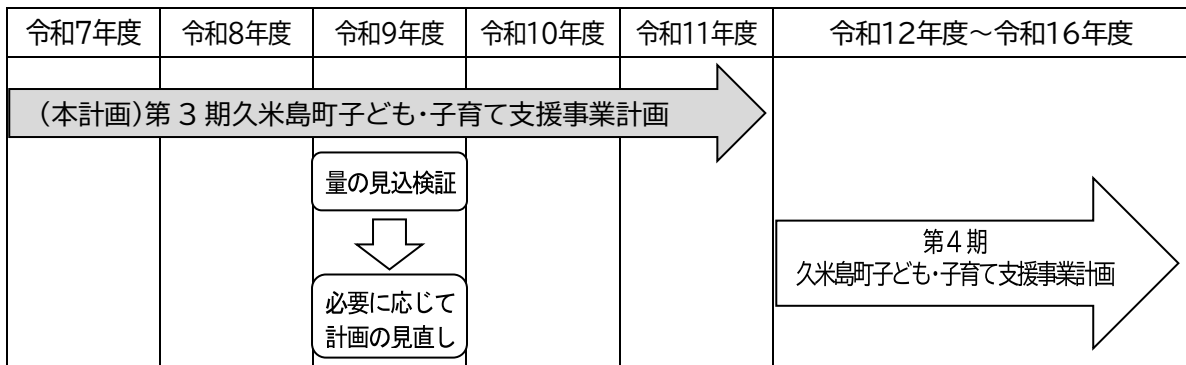
本計画は、おおむね18歳までのすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年度となる令和9年度を目安として、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

< 計画の期間 >



5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本町の子どもの教育・保育に関わる現状や地域の子育て支援のニーズ等を把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、町内在住の就学前児童のいる世帯及び小学生児童のいる全ての世帯を対象に行いました。

(2) 計画案の作成

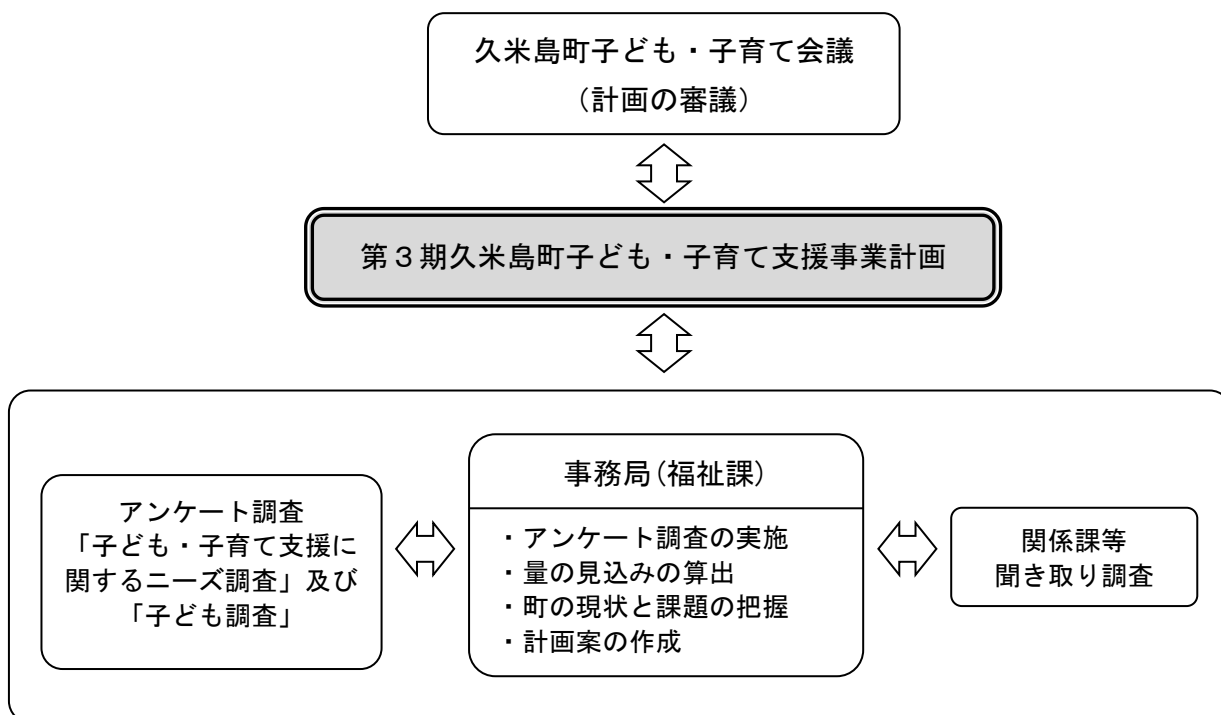
計画案は事務局(福祉課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保方策を立案しました。

また、その他の子ども・子育て関連の基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況並びに課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

(3)子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健、医療など、様々な分野の関係者で構成する「久米島町子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

■計画の策定体制



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口等の動向

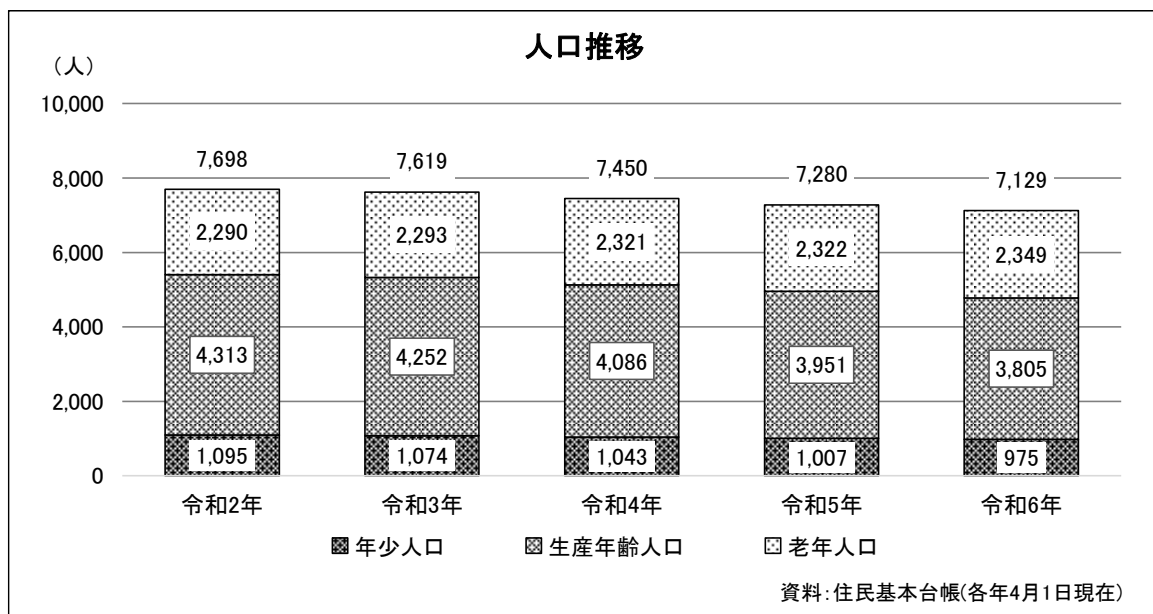
(1) 総人口・年齢層別人口

本町の総人口は、毎年減少しており、令和2年の7,698人に対し、令和6年では7,129人と、この5年間で569人減少しています。

人口を年齢3区分で見ると、年少人口(0～14歳)は、令和2年の1,095人から令和6年には975人と1,000人台を割り込んでいます。生産年齢人口(15～64歳)は、令和2年の4,313人から令和6年には3,805人と年少人口と同様に減少しています。

一方で、老年人口(65歳以上)は、令和2年の2,290人から一貫して微増傾向で推移し、令和6年には2,349人と、典型的な少子高齢社会となっています。

【総人口・年齢層別人口の推移】



年齢3区分別人口

単位: 人

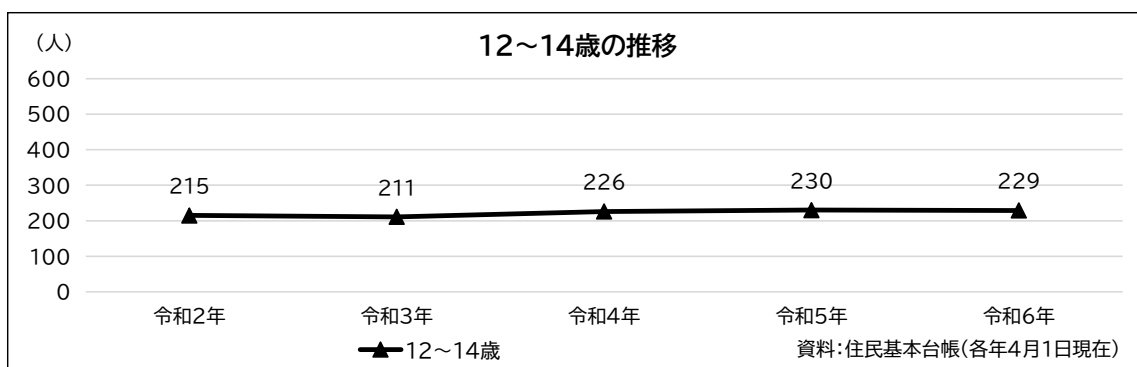
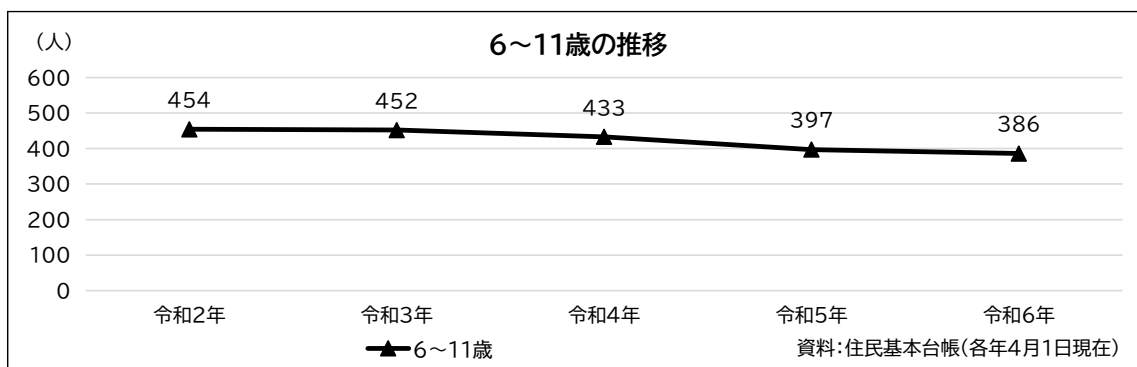
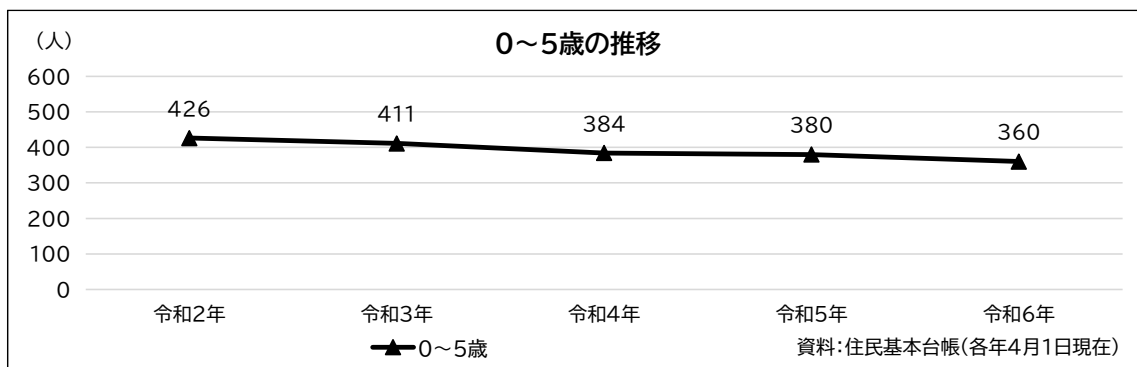
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0～14歳)	1,095	1,074	1,043	1,007	975
生産年齢人口(15～64歳)	4,313	4,252	4,086	3,951	3,805
老年人口(65歳以上)	2,290	2,293	2,321	2,322	2,349
合計	7,698	7,619	7,450	7,280	7,129

資料: 住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

(2)年齢層別児童人口

年少人口(0～14歳)を就学前(0歳～5歳)、小学生(6歳～11歳)、中学生(12歳～14歳)の3区分の年齢層で見ると、令和2年に比べ令和6年の人口は、就学前及び小学生の年齢層は減少していますが、中学生の年齢層は微増となっています。

【年齢層別児童人口の推移】



(3)行政区別人口

行政区別の人口(0~17歳)をみると、「仲泊」と「比嘉」の2つの行政区の占める割合が高くなっています。

【行政区別人口(令和6年4月1日時点)】

行政区別児童人口

単位:人、%

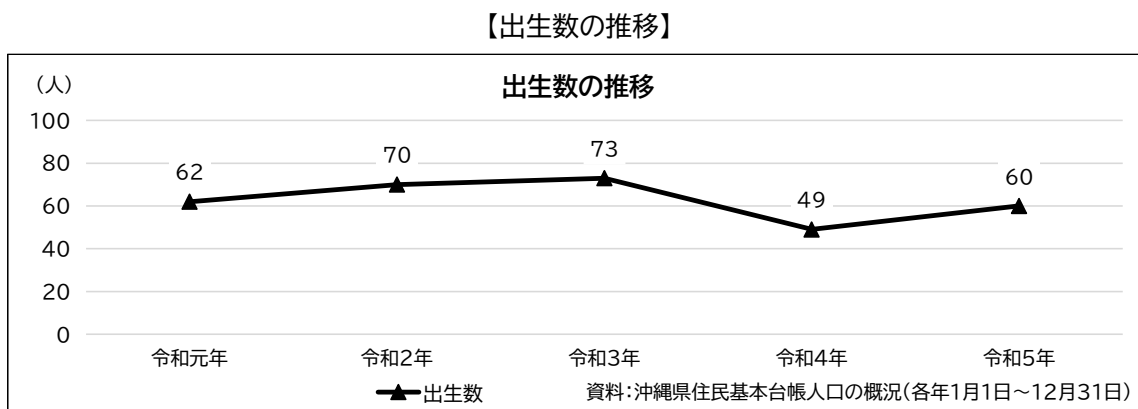
行政区	0~5歳		6~11歳		12~17歳		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比
仲村渠	7	1.9	7	1.8	9	2.0	23	1.9
具志川	2	0.6	3	0.8	8	1.8	13	1.1
仲地	10	2.8	16	4.1	14	3.2	40	3.4
山里	6	1.7	5	1.3	8	1.8	19	1.6
上江洲	3	0.8	4	1.0	6	1.4	13	1.1
西銘	14	3.9	19	4.9	15	3.4	48	4.0
久間地	2	0.6	5	1.3	4	0.9	11	0.9
北原	2	0.6	2	0.5	6	1.4	10	0.8
大原	3	0.8	10	2.6	13	3.0	26	2.2
鳥島	8	2.2	17	4.4	32	7.3	57	4.8
仲泊	77	21.2	66	16.9	80	18.2	223	18.7
大田	16	4.4	19	4.9	23	5.2	58	4.9
兼城	10	2.8	8	2.1	12	2.7	30	2.5
嘉手苺	15	4.1	16	4.1	12	2.7	43	3.6
宇江城	2	0.6	8	2.1	5	1.1	15	1.3
比屋定	2	0.6	8	2.1	5	1.1	15	1.3
上阿嘉	0	0.0	2	0.5	3	0.7	5	0.4
下阿嘉	4	1.1	3	0.8	3	0.7	10	0.8
真謝	25	6.9	15	3.8	24	5.5	64	5.4
宇根	14	3.9	10	2.6	7	1.6	31	2.6
真泊	2	0.6	7	1.8	6	1.4	15	1.3
泊	2	0.6	1	0.3	4	0.9	7	0.6
西奥武	1	0.3	2	0.5	1	0.2	4	0.3
謝名堂	21	5.8	17	4.4	24	5.5	62	5.2
比嘉	64	17.6	39	10.0	40	9.1	143	12.0
真我里	8	2.2	10	2.6	9	2.0	27	2.3
銭田	2	0.6	6	1.5	3	0.7	11	0.9
島尻	0	0.0	4	1.0	3	0.7	7	0.6
山城	0	0.0	6	1.5	12	2.7	18	1.5
儀間	21	5.8	34	8.7	31	7.0	86	7.2
宇江城山田原	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
イーフ	20	5.5	21	5.4	18	4.1	59	4.9
総数	363		390		440		1,193	

※構成比:総数に対する割合

資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(4)出生数の推移

本町の出生数をみると、令和元年の62人から令和3年まで微増傾向で推移するものの、令和4年には49人と減少に転じています。



(5)合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率をみると、平成25年~令和4年にかけては2.07を維持しており、沖縄県及び全国平均を上回っています。

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率の推移

	平成10年~平成14年	平成15年~平成19年	平成20年~平成24年	平成25年~平成29年	平成30年~令和4年
久米島町	1.99	1.93	2.31	2.07	2.07
沖縄県	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料: 久米島町と沖縄県は「人口動態保健所・市区町村別統計」より
資料: 全国は「人口動態統計特殊報告」より

(6)人口動態

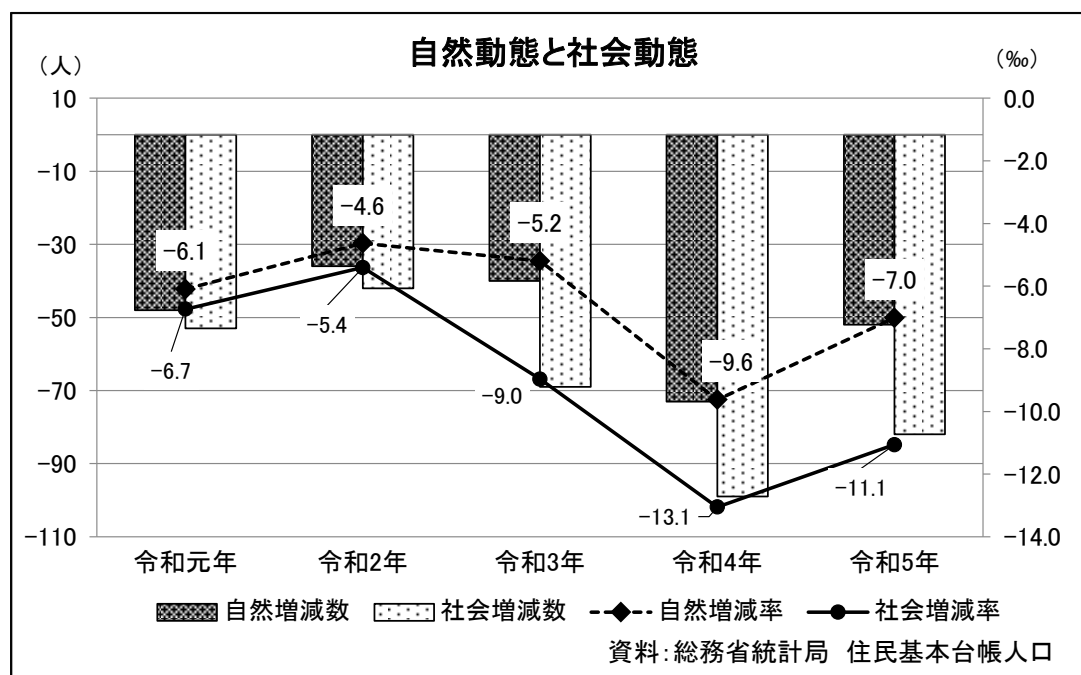
令和元年から令和5年までの本町の自然動態(出生数-死亡者数)をみると、この5年間は出生数を死亡者数が上回る自然減の傾向で推移しています。

社会動態(転入者数-転出者数)も同様に、令和元年から令和5年まで転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

【人口動態の推移】

【単位】人、%

	自然動態				社会動態			
	出生数	死亡数	増減数	割合	転入数	転出数	増減数	割合
令和元年	61	109	▲48	▲6.1	450	503	▲53	▲6.7
令和2年	72	108	▲36	▲4.6	472	514	▲42	▲5.4
令和3年	74	114	▲40	▲5.2	381	450	▲69	▲9.0
令和4年	47	120	▲73	▲9.6	417	516	▲99	▲13.1
令和5年	61	113	▲52	▲7.0	385	467	▲82	▲11.1



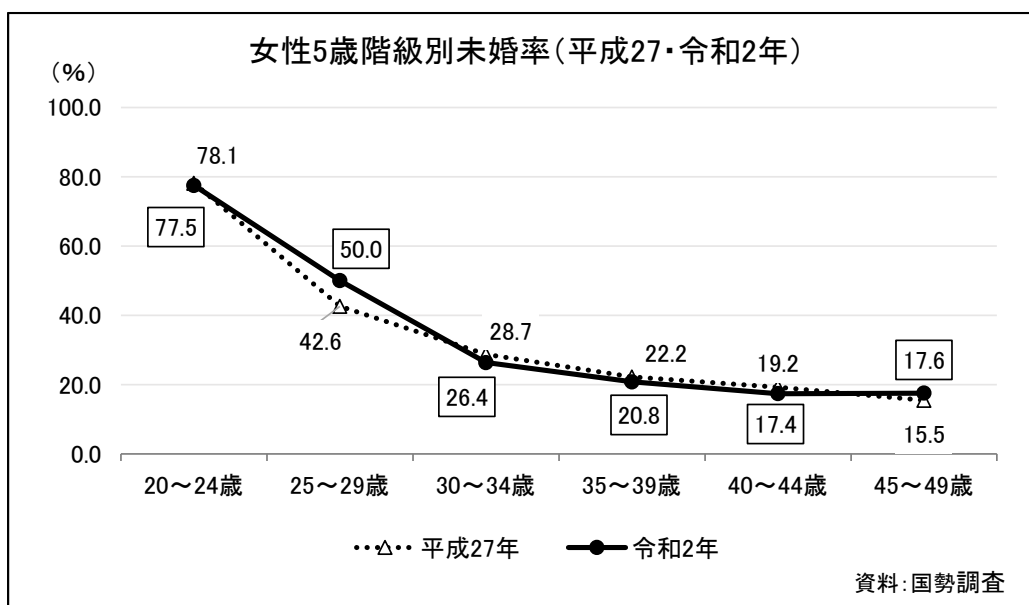
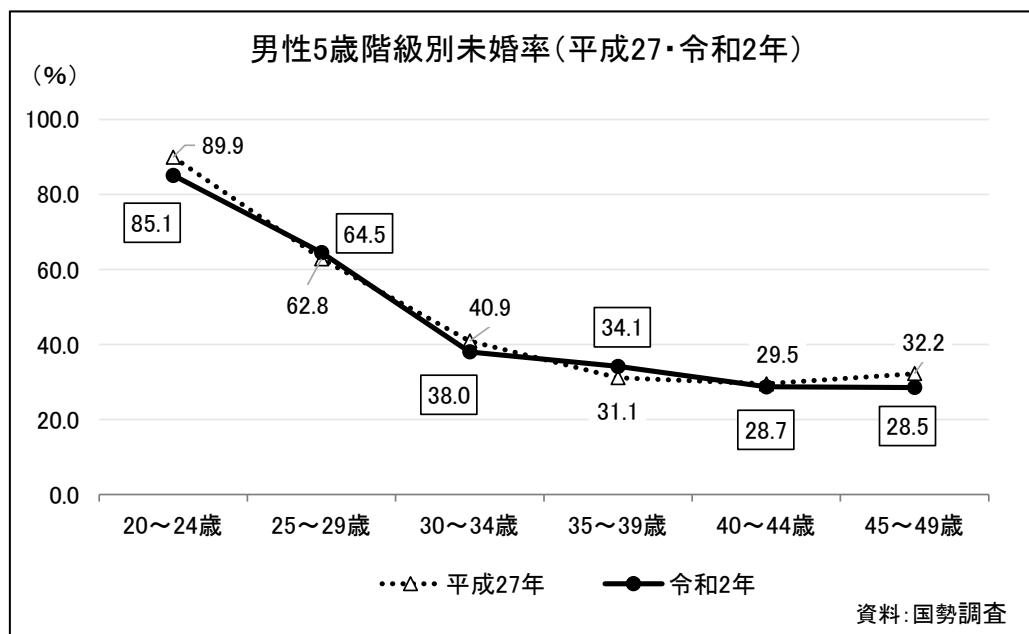
(7)未婚率

本町の男性の未婚率は、20代前半は未婚率が80%以上と割合が高く、20代後半(25～29歳)及び30代から未婚率が低くなる傾向にあります。

一方、女性も同様の傾向がみられ、20代後半(25～29歳)から未婚率が低くなる傾向が見られます。

男女ともに、平成27年と比べ令和2年の未婚率に大きな違いは見られません。

【未婚率の推移】



(8) 児童扶養手当支給状況

令和元年度からの児童扶養手当の支給状況をみると、支給世帯数は、令和元年度の116世帯から増減があるものの、令和4年度からは減少傾向で推移しています。

児童扶養手当を受ける原因については、多くが「離別」で、次に「未婚」となっています。

【児童扶養手当支給状況】

児童扶養手当支給状況

単位：人

	支給世帯数	原因別				
		死別	離別	遺棄	未婚	その他
令和元年度	116	2	94	0	19	1
令和2年度	105	2	85	0	17	1
令和3年度	115	2	94	0	17	2
令和4年度	106	1	83	0	20	2
令和5年度	101	1	81	0	18	1

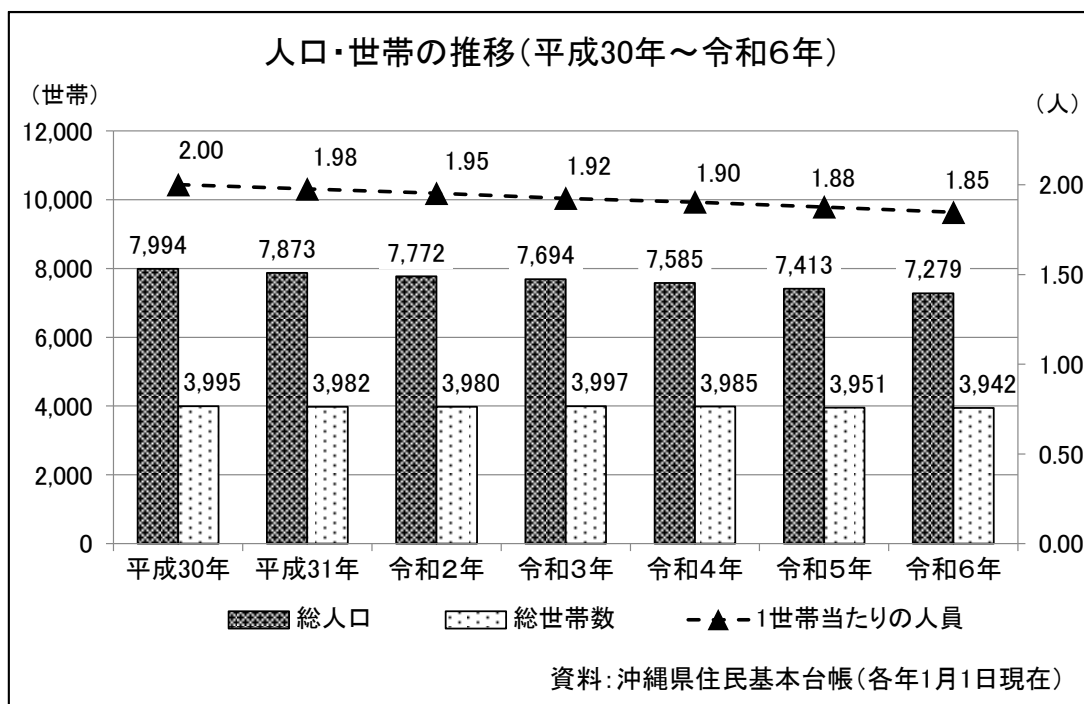
2. 世帯・就業の動向

(1)世帯数

本町の令和6年における世帯数は、3,942世帯となっており、平成30年より53世帯減少しています。

また、1世帯当たりの人員においては、平成30年の2.00人対し、令和6年は1.85人と減少傾向にあり、単身世帯の増加や核家族化など世帯の分化が進んでいることが伺えます。

【世帯構成の推移】



(2)産業別就業者数

令和2年の産業別就業者数では、本町の男性は「農業、林業」が25.0%と最も高く、次いで、「公務」が12.7%、「建設業」が9.5%となっています。また、男性の「農業、林業」は、沖縄県・全国よりも大幅に高くなっています。

一方、女性では、「医療、福祉」が18.0%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」が14.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.5%となっています。また、女性の「宿泊業、飲食サービス業」は、沖縄県・全国よりも高くなっています。

【男女・産業別就業者数】

男女・産業別就業者数の割合

単位：%

	男性			女性		
	久米島町	沖縄県	全国	久米島町	沖縄県	全国
第1次産業	32.2	5.6	3.8	12.1	2.2	2.9
農業、林業	25.0	4.9	3.5	8.4	2.1	2.8
漁業	7.2	0.7	0.3	3.6	0.1	0.1
第2次産業	16.0	19.7	30.7	11.2	6.9	13.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.1	0.1	-	0.0	0.0
建設業	9.5	14.3	10.9	2.5	2.8	2.8
製造業	6.6	5.2	19.7	8.7	4.0	10.9
第3次産業	50.0	70.6	62.6	75.3	87.0	80.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1.1	0.8	0.7	0.5	0.2	0.2
情報通信業	0.3	3.0	4.4	0.3	1.9	2.2
運輸業、郵便業	4.2	6.6	7.7	2.4	1.9	2.7
卸売業、小売業	6.1	12.3	13.1	14.5	16.3	17.9
金融業、保険業	0.2	1.5	1.9	0.9	2.4	3.0
不動産業、物品賃貸業	1.3	2.7	2.3	0.9	1.9	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	1.3	3.8	4.2	0.7	2.5	3.0
宿泊業、飲食サービス業	5.4	6.4	3.7	12.5	10.1	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	2.5	3.1	2.5	3.9	4.6	4.6
教育、学習支援業	5.1	4.3	3.7	9.4	7.7	6.4
医療、福祉	3.9	8.1	5.9	18.0	24.5	22.1
複合サービス事業	1.6	1.0	0.8	2.7	0.7	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	4.2	9.1	7.2	2.9	8.1	5.9
公務(他に分類されるものを除く)	12.7	8.0	4.5	5.6	4.1	2.4
分類不能の産業	1.7	4.1	2.9	1.4	3.9	3.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：令和2年 国勢調査

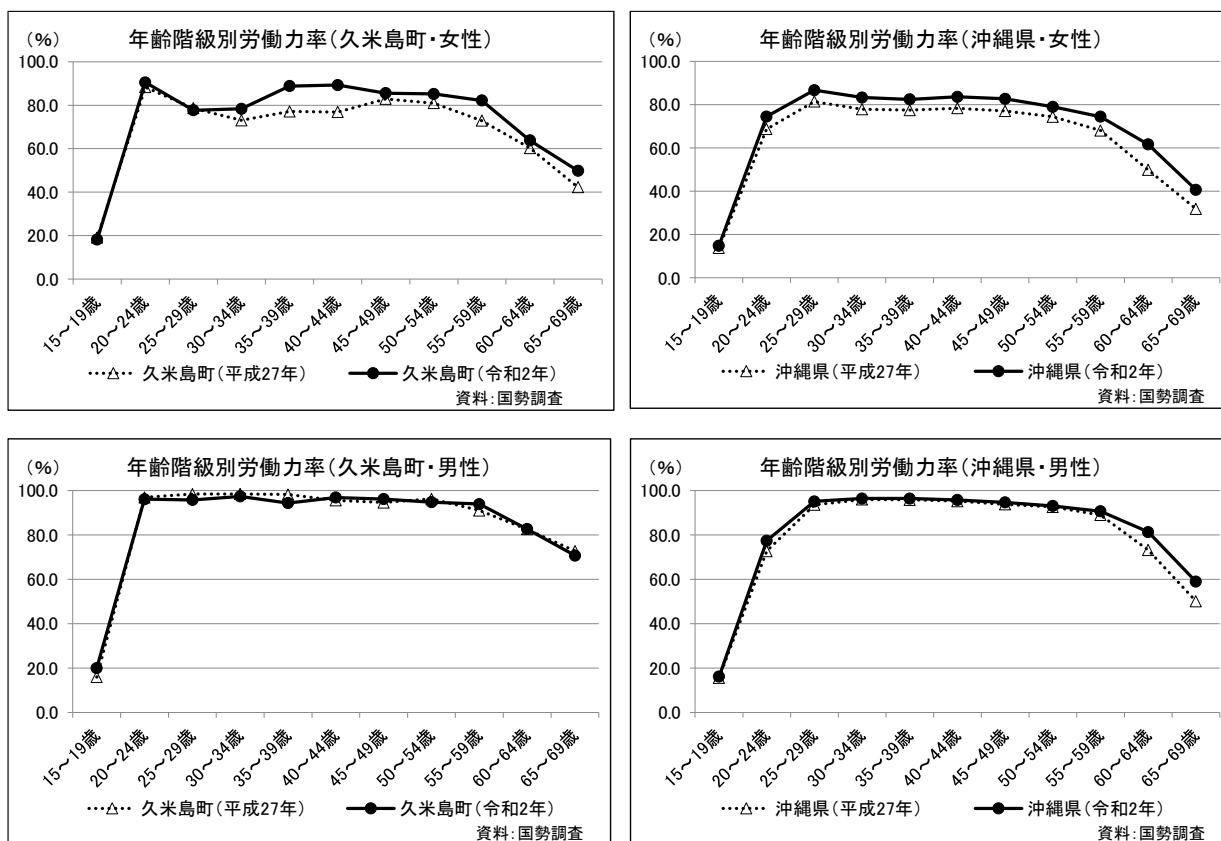
(3)年齢階級別労働力率

生産年齢の年齢階級別労働力率では、男女で異なった形状をしており、男性が逆U字型であるのに対し、女性は出産や育児に伴い離職するケースが多くM字型になるといわれています。

本町の平成27年と令和2年の2時点で見ると、女性の労働力率は20代から30代で下がっています。

男性は、20代から50代まで90%以上の高い割合で推移しています。

【年齢階級別労働力率(平成27年、令和2年)】

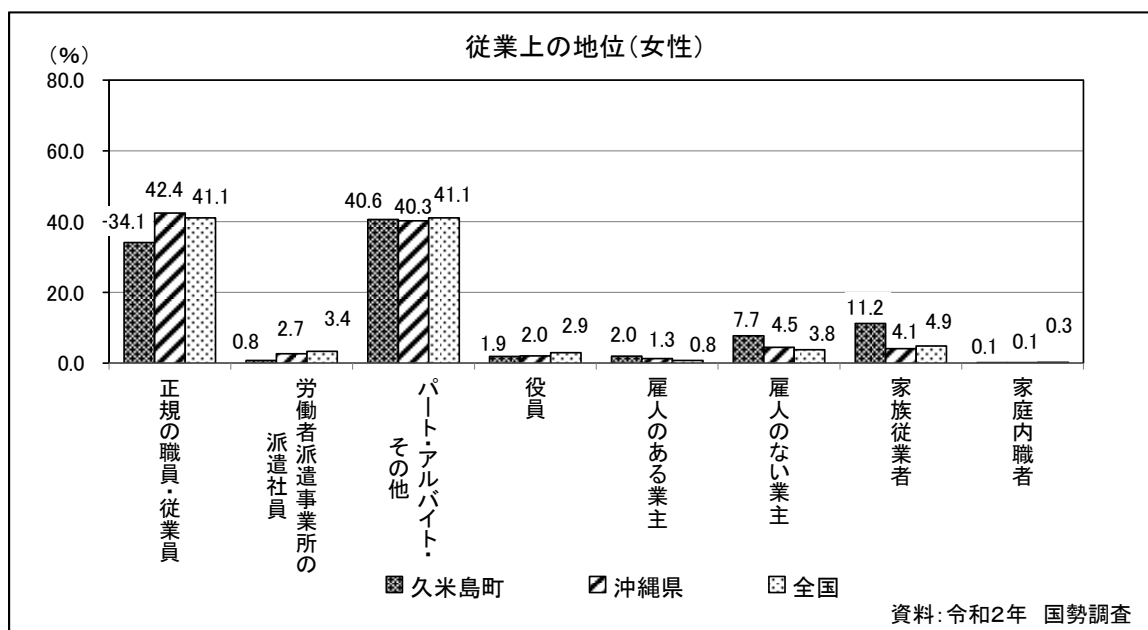
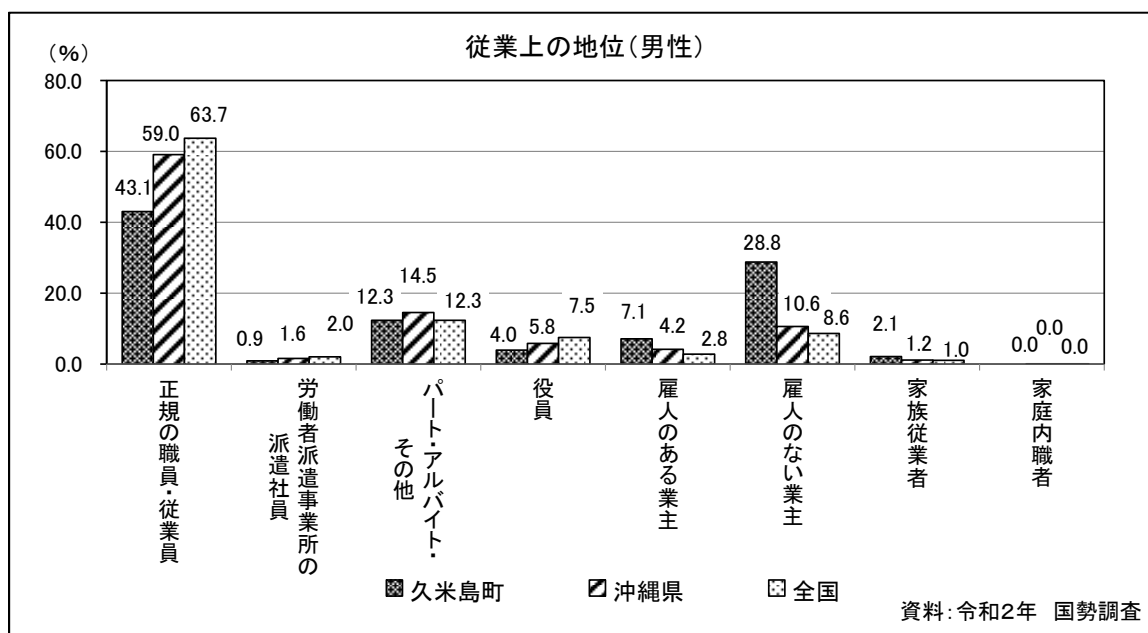


(4) 従業上の地位

令和2年の従業上の地位では、本町の男性は、「正規の職員・従業員」が43.1%と最も多く、次いで「雇人のいない業主」が28.8%となっています。沖縄県や全国と比べると、「正規の職員・従業員」は、全国や沖縄県よりも低く、「雇人のいない業主」は、全国及び沖縄県に比べ高くなっています。

本町の女性は、「パート・アルバイト・その他」が40.6%で最も多く、次いで「正規の職員・従業員」の34.1%となっています。

【従業上の地位(令和2年)】



3. 母子保健の状況

(1) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査における受診率は、令和4年度を除き乳児一般健康診査が80%~90%程度、1歳6か月児健康診査が令和3年度以降は約70%、3歳児健康診査が69%~77%弱で推移しています。

健康診査における要フォロー児は、各健康診査とも年々減少する傾向にあり、各健康診査を合わせた要フォロー児数は、令和4年度に20人台となっていますが、他の年代では40人台で推移しています。

【乳幼児健康診査実績】

乳幼児健康診査実績		単位:人、%				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児一般健康診査	受診対象児数	140	136	133	128	120
	受診児数	117	113	120	100	102
	受診率	83.6	83.1	90.2	78.1	85.0
1歳6か月児健康診査	受診対象児数	81	79	71	71	85
	受診児数	58	67	53	49	59
	受診率	71.6	84.8	74.6	69.0	69.4
	要フォロー児数	25	34	12	7	22
	要フォロー割合	43.1	50.7	22.6	14.3	37.3
3歳児健康診査	受診対象児数	75	79	81	86	87
	受診児数	63	59	62	60	66
	受診率	84.0	74.7	76.5	69.8	75.9
	要フォロー児数	21	21	32	18	24
	要フォロー割合	33.3	35.6	51.6	30.0	36.4
要フォロー児数(計)		46	55	44	25	46

※要フォロー割合:受診児数に対する要フォロー児数の割合

資料:福祉課

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、14回の公費負担があります。延べ健診回数は、令和元年度から令和5年度では500~700回台で推移していますが、令和4年度から減少傾向となっています。

【妊婦健康診査実績】

妊婦健康診査	単位:回				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ健診回数	679	756	782	610	528

資料:福祉課

(3)低出生体重児

低出生体重児(2,500 グラム未満で生まれた新生児)は、将来生活習慣病等の疾病を発症するリスクが高くなりますが、沖縄県の低出生体重児の出生率は、全国 1 位から 2 位で推移しており、本町でも毎年度 4～10 人程度の出生があります。

【低出生体重児】

低出生体重児	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数	7	4	7	10	6

単位:人

資料:福祉課

(4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の対象となる家庭は、令和元年度以降 68 件から減少傾向で推移し、令和 4 年度からは 54 件となっています。

島内で出産ができないため、島外(県内外)での里帰り出産を終え、帰島するので、本事業としての実施はないものとなっていますが、全戸になりませんが、同時期に任意事業として栄養士による訪問の実施や、保健師による各種子育て相談等に対応しています。

【乳児家庭全戸訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問対象件数	68	63	58	54	54
訪問件数	0	0	0	0	0

単位:件

資料:福祉課

4. 教育・保育の状況

(1) 保育所(園)

本町には、令和5年度時点で公立保育所が1か所(中央保育所)、私立保育園が2か所(そらなみ保育園(※))あり、それぞれ0歳児～4歳児を受け入れています。定員は「そらなみ保育園」が120人と最も多く、次に「中央保育所」が90人となります。また、保育所(園)の定員を全て合わせると250人となります。

在籍児童数は減少傾向にあり、令和元年度の258人から令和5年度では239人となっています。

(※)令和5年度に「そらなみ保育園」と「儀間保育園」が統合。

【保育所(園)在籍児童数の推移】

保育所(園)在籍児童数の推移

単位:人

	定員	入所児数						
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	
令和元年度	285	258	26	54	52	67	59	
令和2年度	285	277	27	51	62	58	79	
令和3年度	285	263	21	55	58	71	58	
令和4年度	285	265	30	49	62	56	68	
令和5年度	中央保育所	90	93	7	15	24	25	22
	儀間保育園	—	0	—	—	—	—	—
	なでしこ保育園	40	44	6	10	10	10	8
	そらなみ保育園	120	102	9	18	20	27	28
	計	250	239	22	43	54	62	58

資料:福祉課

(2) 家庭的保育事業(わかば)

0～2歳児を保育者の居宅等で預かる家庭的保育事業を、平成29年度より行っています。定員は5人で、令和2年度から利用児も同数で推移しています。

【家庭的保育事業(わかば)の利用状況】

家庭的保育事業(わかば)

単位:人

	定員数	利用児数			
		0歳児	1歳児	2歳児	
令和元年度	5	4	0	3	1
令和2年度	5	5	1	1	3
令和3年度	5	5	1	3	1
令和4年度	5	5	1	1	3
令和5年度	5	5	1	2	2

資料:福祉課(各年4月1日現在)

(3)時間外保育事業(延長保育)

通常の保育時間を延長して預かる時間外保育(延長保育)は、私立保育園2園で実施しており、19時30分まで預かっています。

利用人数は増減がみられ、年間の1人平均利用回数も同様の傾向にあります。

【時間外保育事業実績】

時間外保育事業(延長保育)	単位:人、回				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	70	34	30	41	25
延べ利用者数	716	194	157	490	158
年間1人平均利用回数	10	6	5	12	6

資料:福祉課

(4)一時預かり事業(幼稚園型以外)

一時預かり事業(幼稚園型以外)は、中央保育所とそらなみ保育園で実施しており、利用人数は令和元年度が28人に対し令和5年度は13人となっています。

年間の一人平均利用回数は、令和元年度の8回から、令和5年度では26回となっています。

【一時預かり事業実績】

一時預かり事業(幼稚園型以外)	単位:人、回				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	28	30	8	27	13
延べ利用者数	213	392	122	254	339
年間1人平均利用回数	8	13	15	9	26

資料:福祉課

(5)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

本町における子育て支援センターは1か所で、そらなみ保育園内に設置されています。延べ利用人数は、令和4年度から増加傾向で推移しています。

【地域子育て支援拠点事業利用者数】

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	単位:人				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数(親)	2,324	896	811	862	1,276
延べ利用人数(子)	2,683	1,225	985	1,011	1,540

資料:福祉課

(6) 幼稚園

本町の幼稚園は、平成28年度に統合され6園から2園になっています。幼稚園は5歳児のみを受け入れており、在籍児童数は令和2年度の67人から年度により増減があり、令和5年度では70人となっています。

【幼稚園在籍児童数の推移】

幼稚園		単位:人			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
仲里幼稚園	41	40	31	37	
清水幼稚園	26	38	25	33	
計	67	78	56	70	

資料:教育委員会(各年4月10日現在)

(7) 預かり保育(幼稚園型)

幼稚園では、在園児を対象に教育時間終了後に希望者を対象として、18時まで預かり保育を実施しております。幼稚園の長期休業期間(夏季・冬季・春季)においても一日預かり保育を実施しています。

利用人数は、50人～70人台で推移しています。

【預かり(幼稚園型・通年利用)】

預かり保育(幼稚園型・通年利用)		単位:人					
	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用 実人数	仲里幼稚園	31	25	38	37	30	35
	清水幼稚園	31	32	20	39	24	30
	計	62	57	58	76	54	65
利用 延べ人数	仲里幼稚園	-	242	227	375	295	420
	清水幼稚園	-	250	357	294	234	360
	計	-	492	584	669	529	780

資料:教育委員会

(8) 就学援助費(準要保護)支給状況

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費、新入学用品費等の就学援助費を支給しています。

要保護と準要保護の小中学生を合わせた支給対象の児童生徒の総数は、令和元年度の162人から減少傾向にあり、令和5年度では68人となっています。

【就学援助費支給実績】

就学援助費支給実績

単位:人

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
要保護	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
準要保護	91	63	72	56	81	41	73	51	68	
計	97	65	72	56	81	41	73	51	68	0
合計	162		128		122		124		68	

資料:教育委員会

(9) 特別支援学級在籍児童生徒数

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和元年度から増加傾向で推移し、令和5年度は67人となっています。

【特別支援学級在籍児童生徒数の推移】

特別支援学級在籍児童生徒数

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	17	27	44	53	55
中学校	9	9	13	11	12
計	26	36	57	64	67

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

(10)18歳未満の障害者手帳所持者

18歳未満の「身体障害者手帳」や「療育手帳」の所持者の人数は、令和元年か令和5年度にかけて大きな変動はみられません。

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は、令和5年度では0人となっています。

【18歳未満の障害者手帳所持者の推移】

18歳未満の障害者手帳所持者		単位:人				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
身体障害者手帳	6	7	6	6	5	
療育手帳	19	20	19	18	18	
精神障害者保健福祉手帳	1	2	2	2	0	

資料:福祉課(各年度末現在)

(11)育成医療給付者数・件数

18歳以上の身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、育成医療の給付者数は、令和元年度から令和3年度まで2～4人で推移していましたが、令和4年度からは0人となっています。

【育成医療給付者数・件数の推移】

育成医療給付者数・件数		単位:人									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	
給付者数・件数	2	7	2	4	4	8	0	0	0	0	

資料:福祉課

(12)障害児福祉手当支給者数

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅の障害児について支給される、障害児福祉手当の支給者は、1～2人で推移しています。

【障害児福祉手当支給者数の推移】

障害児福祉手当支給者数		単位:人				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児福祉手当	2	2	2	2	1	

資料:福祉課(各年度末現在)

5. アンケート調査について

<ニーズ調査>

(1)調査の概要

①調査の目的

「第3期久米島町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の皆様の子育て環境や教育・保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的として実施しています。

②調査の対象者

就学前児童家庭：就学前の全ての児童

小学校児童家庭：1年生から6年生までの全ての児童

③調査方法

【就学前児童家庭】

全ての就学前児童のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じてアンケート回答サイトへアクセスするチラシを配布し、WEB で回答してもらいました。在宅の児童については、郵送でチラシを配布し、WEB で回答してもらいました。

【小学校児童家庭】

町内の小学校を通じてアンケート回答サイトへアクセスするチラシを配布し、WEB で回答してもらいました。

④調査期間

令和6年10月～令和7年1月

⑤回収状況

回収率は、就学前児童家庭が50.7%、小学生児童家庭が19.0%となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	290件	147件	50.7%
小学生児童家庭	394件	75件	19.0%

※集計では、小数点第2位を四捨五入しているため、割合を合計しても100.0%にならない場合があります。

※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

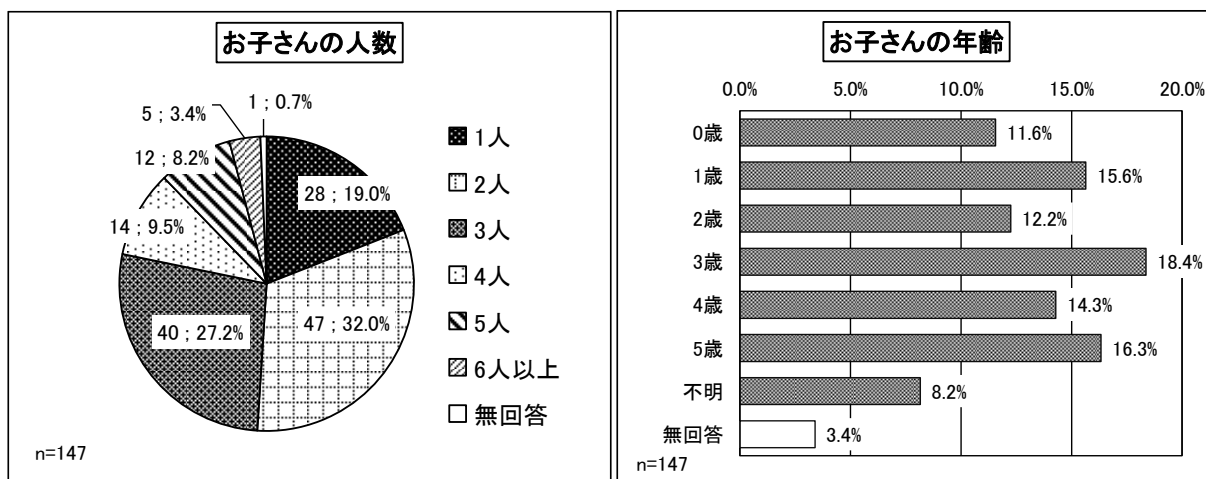
(2)調査の結果の概要

【就学前児童家庭】

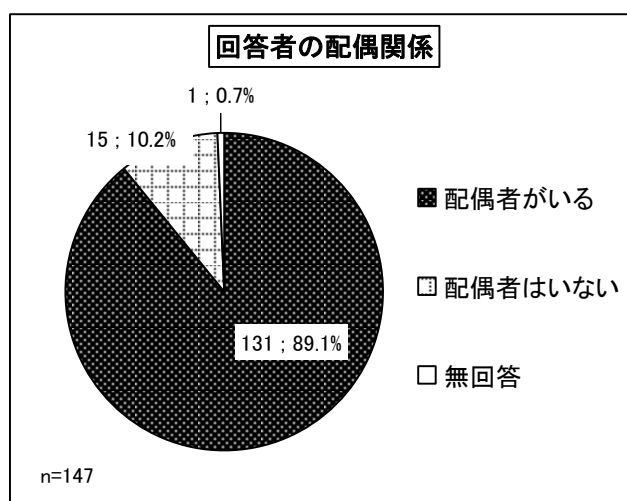
①お子さんの人数と保護者の状況

就学前児童家庭におけるお子さんの人数は、「2人」が 32.0%で最も多く、次いで「3人」27.2%、「1人」の19.0%の順となっており、4人以上お子さんがいる家庭も2割います。

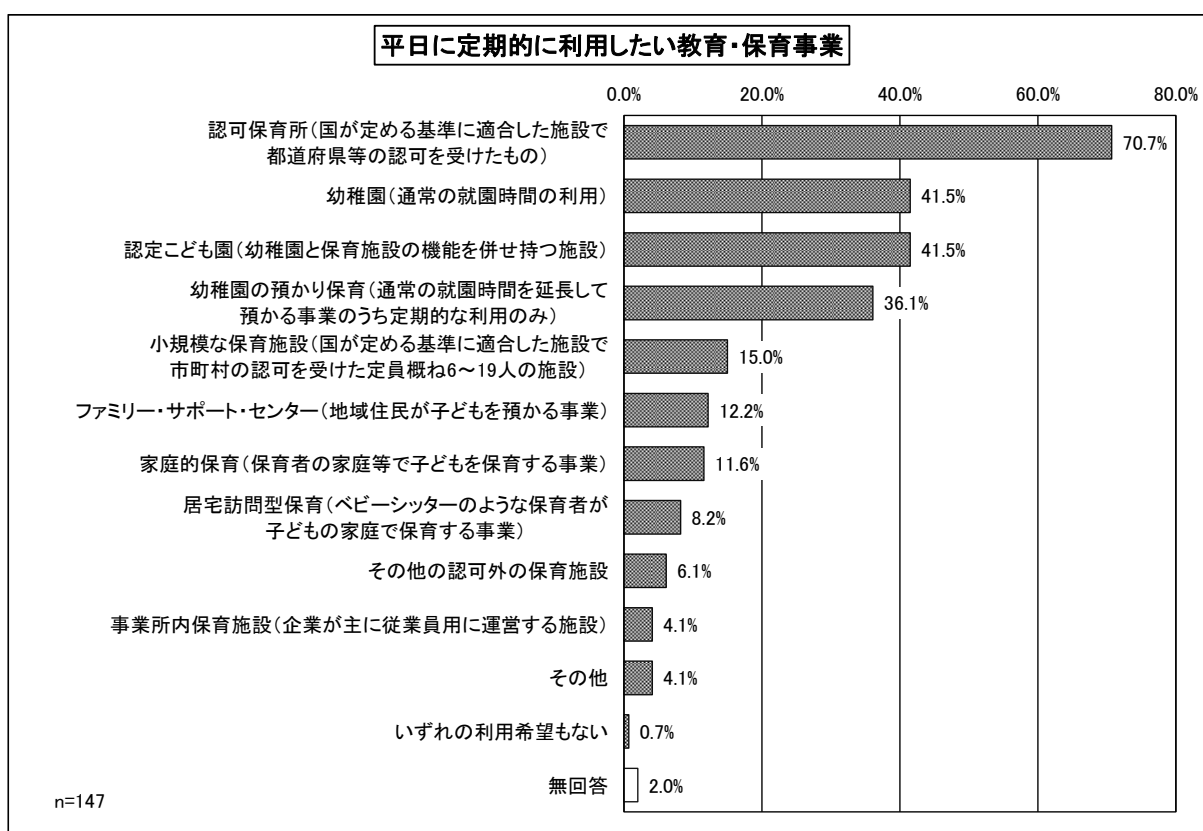
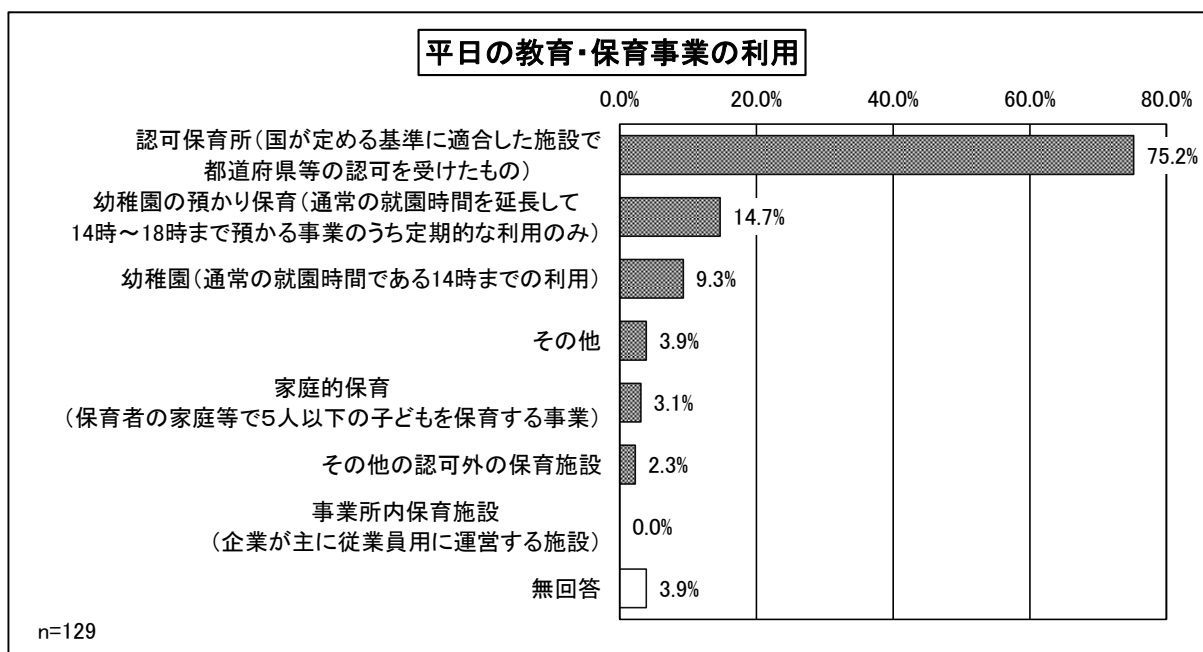
お子さんの年齢については、「3歳」が18.4%で最も多く、次いで「5歳」が16.3%、「2歳」が15.6%の順となっています。



保護者の方の配偶者の有無については、9割は「配偶者がいる」との回答ですが、「配偶者はいない」という、ひとり親家庭であるとの回答も1割となっています。

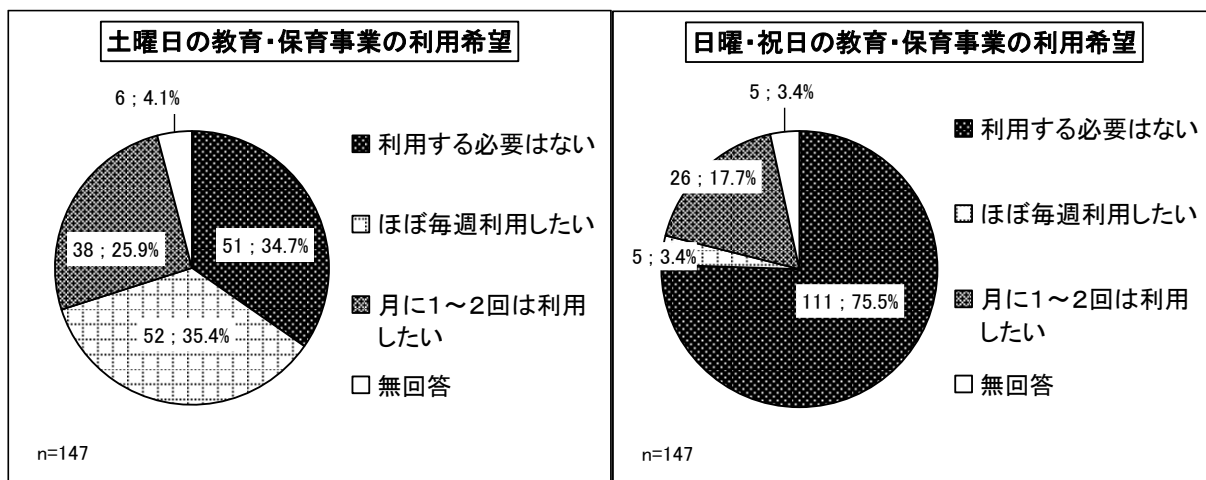


②平日の教育・保育サービスの利用状況及びその他教育・保育サービスの利用希望について
 平日の教育・保育サービスの利用状況は、「認可保育所」が75.2%と突出しています。
 今後の利用希望についても同様に、「認可保育所」の割合が7割を占めています。



③土曜日及び日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望

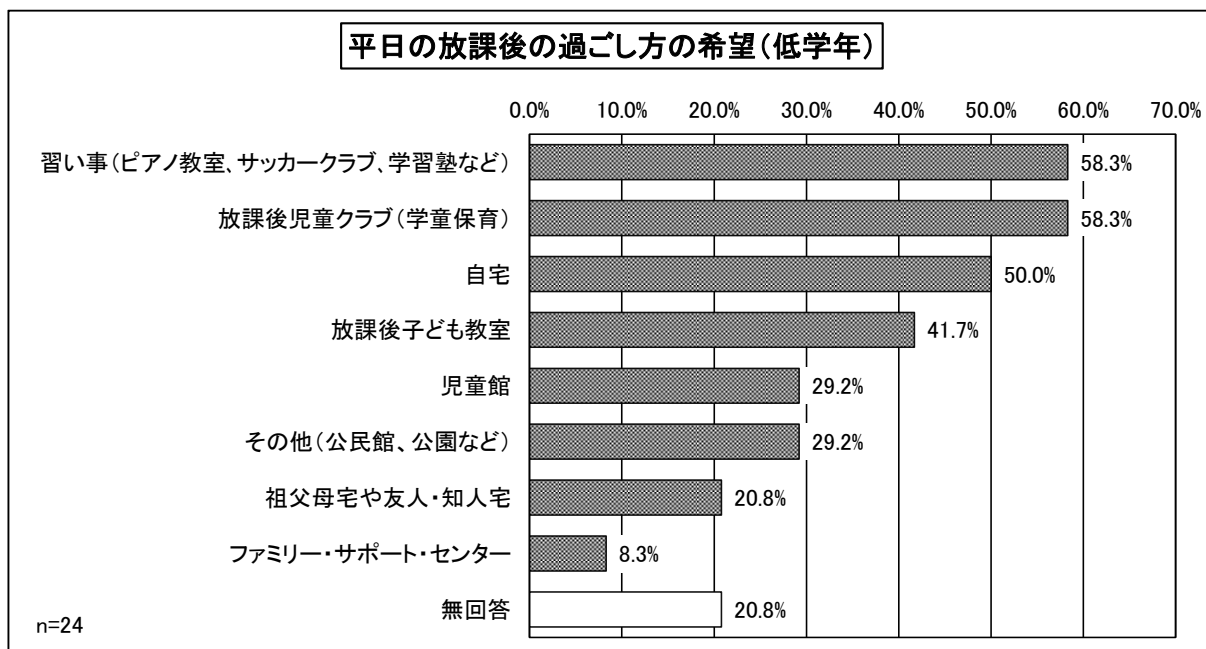
土曜日の教育・保育サービスの利用希望は、利用を希望する方が、6割を占めています。
日曜・祝日の利用希望は、利用希望者は2割と土曜日に比べ割合が低くなっています。



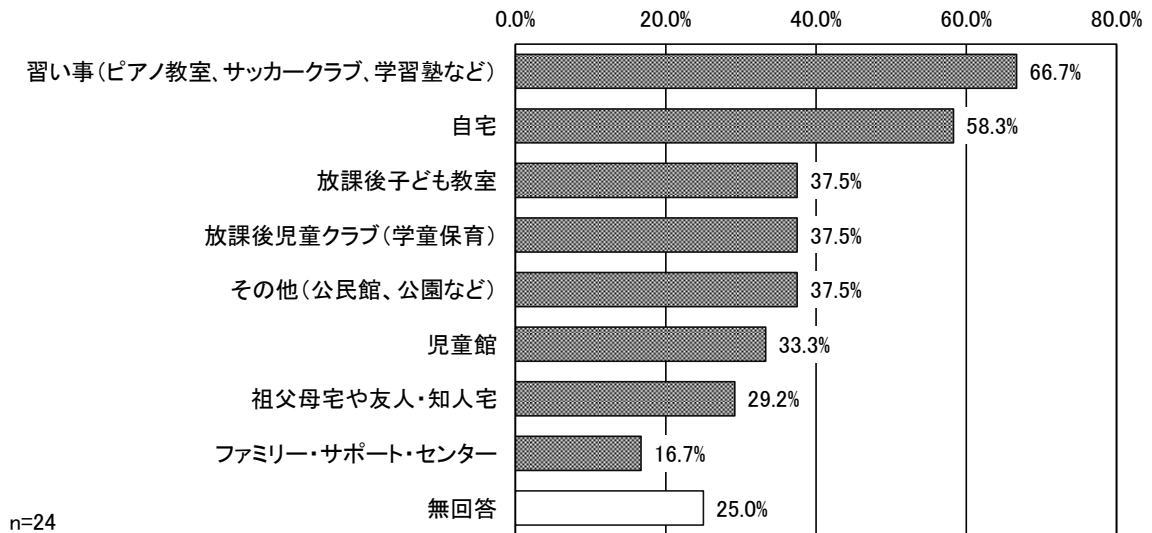
④子どもが小学校に入学した際の放課後の過ごし方の希望

低学年での放課後の過ごし方の希望は、「習い事」及び「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

高学年では、「習い事」及び「自宅」の割合が高くなっています。

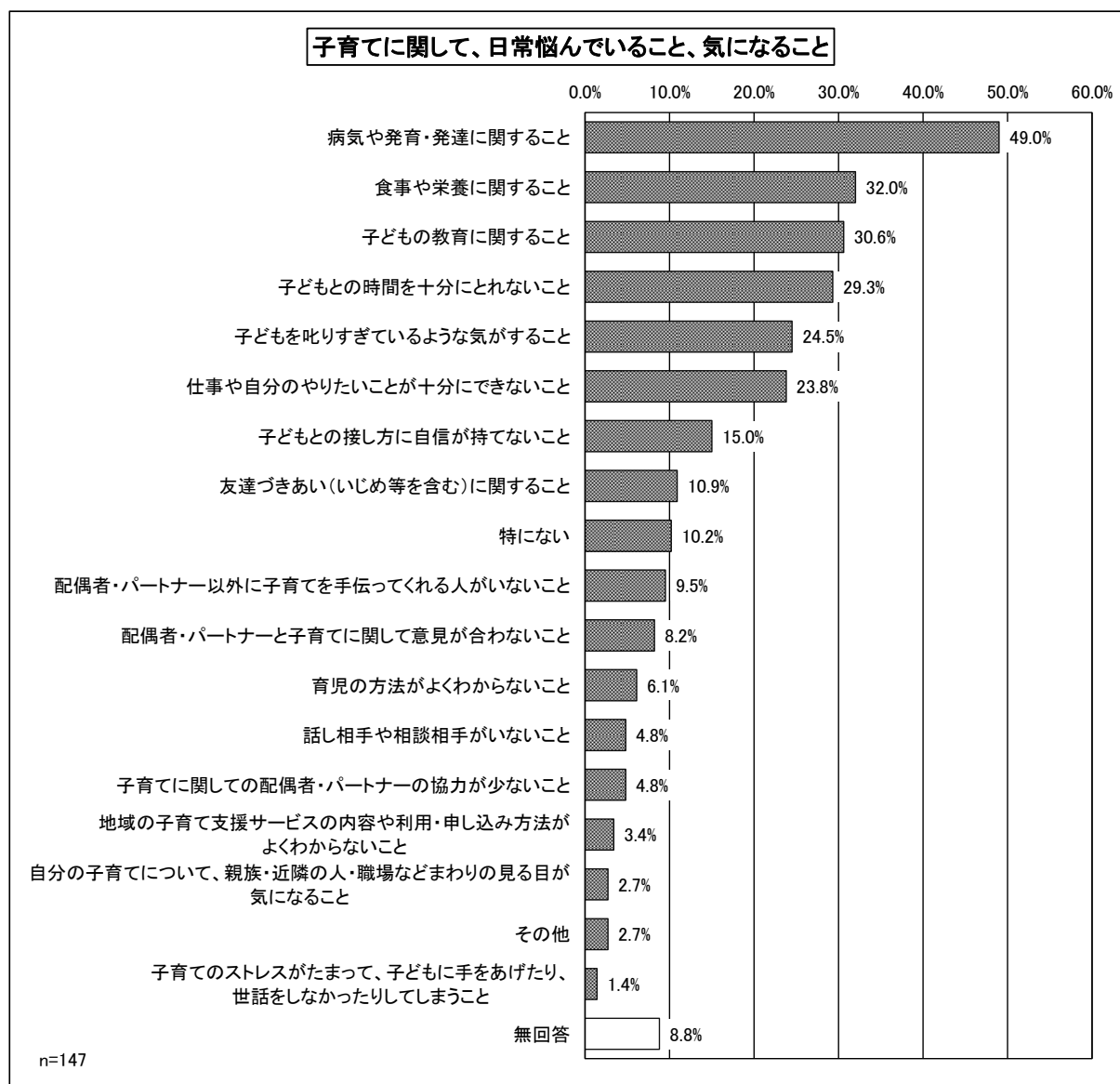


平日の放課後の過ごし方の希望(高学年)



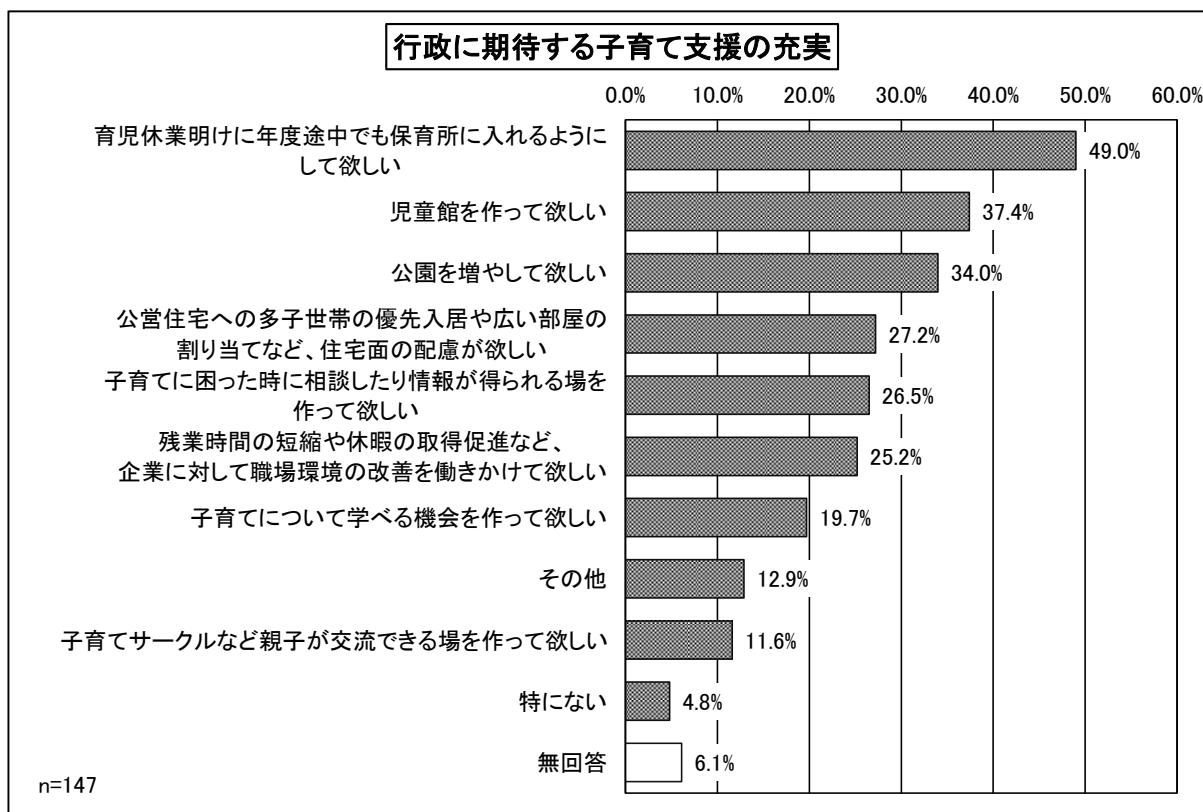
⑤子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、気になることの第1位は「病気や発育・発達に関すること」の49.0%、第2位は「食事や栄養に関すること」の32.0%、第3位は「子どもの教育に関すること」の30.6%、第4位は「子どもとの時間を十分にとれないこと」の29.3%、第5位は「子どもを叱りすぎているような気がする」の24.5%等となっています。



⑥行政に対して期待する子育て支援

行政に期待する子育て支援の充実の第1位は「育児休業明けに年度途中でも保育所に入れるようにしてほしい」の49.0%、第2位は「児童館を作ってほしい」の37.4%、第3位は「公園を増やしてほしい」の34.0%、第4位は「公営住宅への多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」の27.2%、第5位は「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい」の26.5%等となっています。

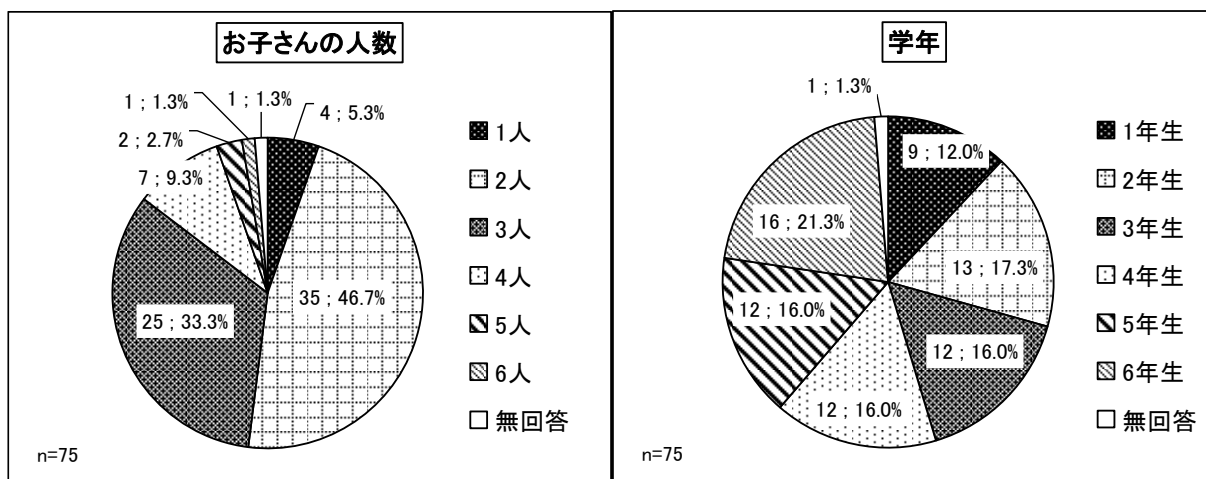


【小学生児童家庭】

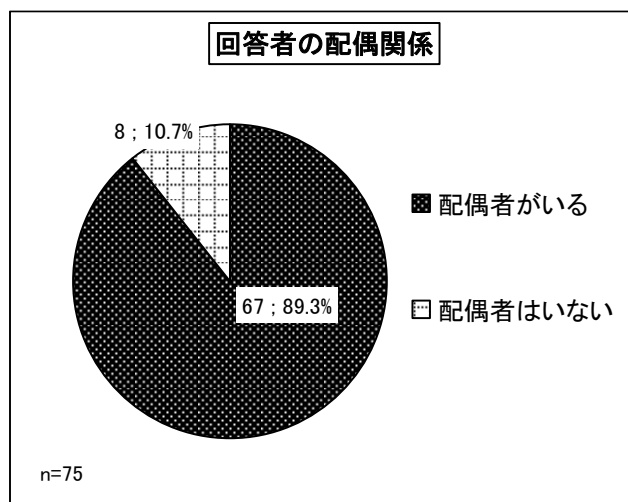
①お子さんの人数と保護者の状況

小学生児童家庭の兄弟の数については、「2人」が 46.7%で最も多く、次いで「3人」が 33.3%、「4人」が 9.3%の順となっており、兄弟が4人以上の家庭は 13.3%となっています。

お子さんの学年については、「6年生」が 21.3%で最も多いものの、他の学年も 10%台で偏りが無い状況となっています。

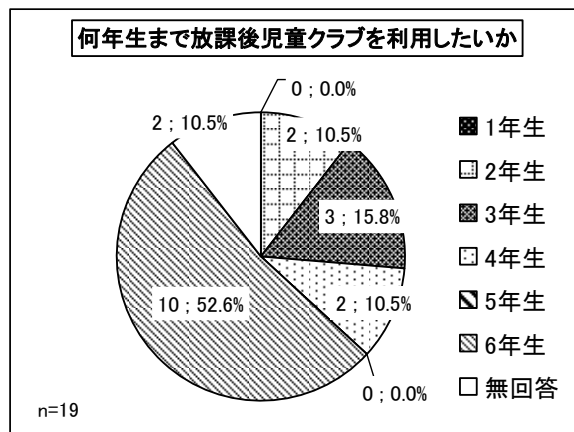


保護者の配偶者の有無については、9割は配偶者がいるものの、いない方(ひとり親家庭)も1割となっています。

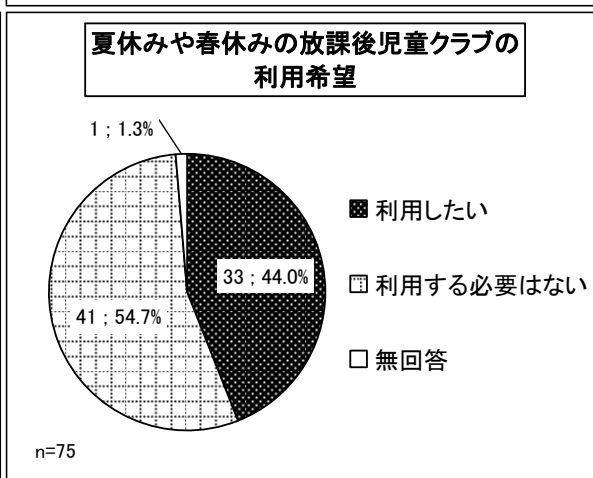
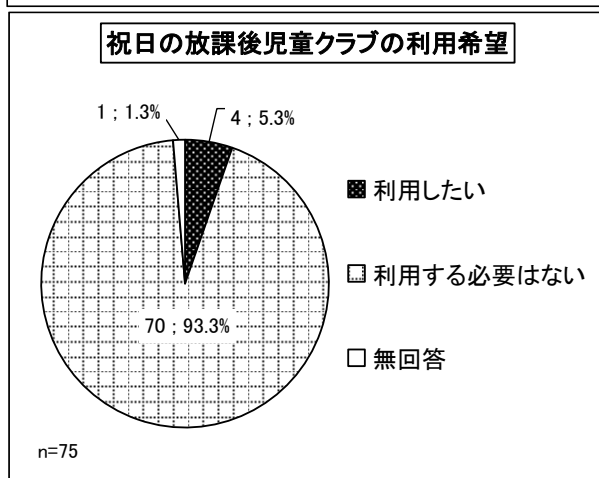
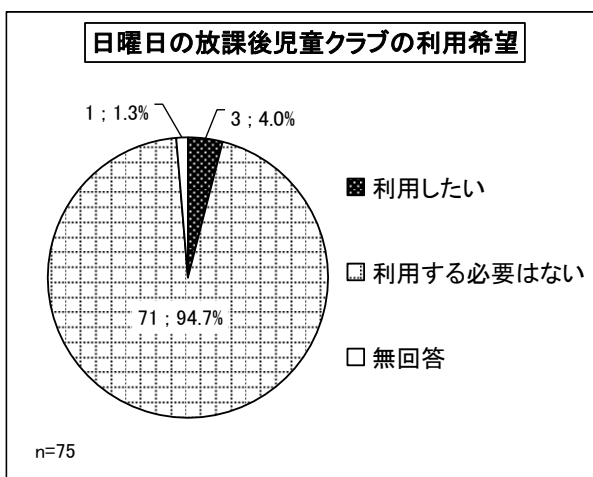
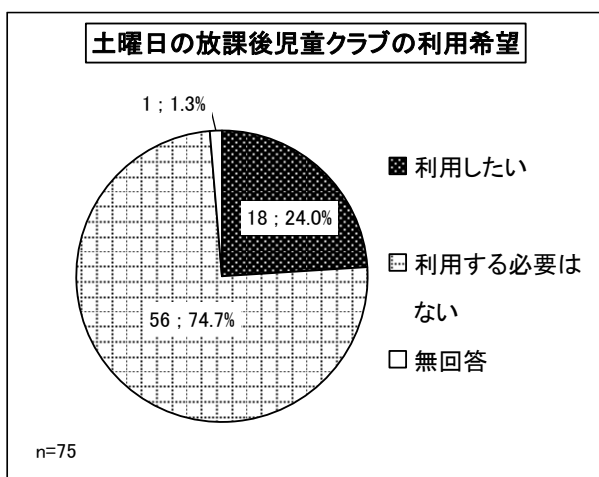


②放課後児童健全育成事業(学童)の利用意向

現在通っている家庭におけるどの学年まで利用したいかについては、「6年生まで」が52.6%で最も多くなっており、「4年生」も含めた高学年までの利用希望が6割を占めています。

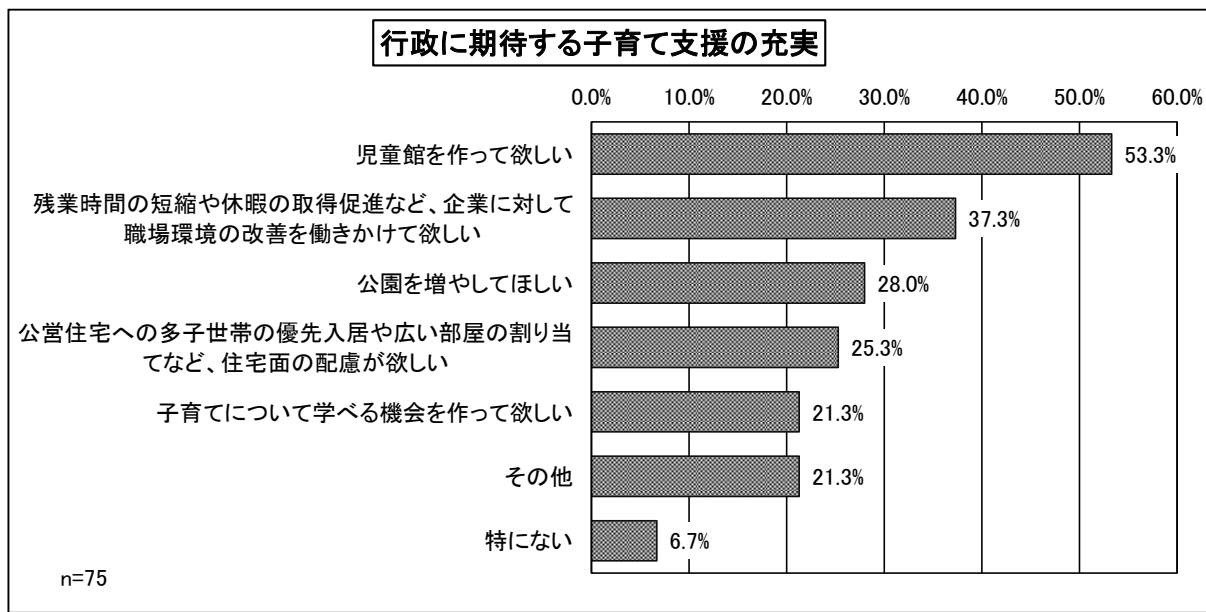


平日以外の放課後児童健全育成事業の利用希望をみると、土曜日の利用希望は24.0%、日曜日は4.0%、祝日は5.3%となっています。また、夏休みなどの長期休暇期間における利用希望は、44.0%となっています。



③行政に期待する子育て支援について

行政に期待する子育て支援については、第1位は「児童館を作って欲しい」の 53.3%、第2位は「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」の 37.3%、第3位は「公園を増やしてほしい」の 28.0%、第4位は「公営住宅への多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」の 25.3%、第5位は「子育てについて学べる機会を作って欲しい」及び「その他」が同率の 21.3%等となっています。



<子ども調査>

(1)調査の概要

①調査の目的

久米島町の小学生・中学生・高校生及びその保護者を取り巻く社会や経済の状況が、進路や希望、日々の生活などにどのように影響しているかを把握し、子どもや子育て家庭への支援策に役立てるため、調査を実施しました。

②調査の対象者

町内の小学5、6年生、中学1～3年生、高校1～3年生の児童・生徒及びその保護者

③調査方法

【小学5、6年生、中学1～3年生】

町内の小学校及び中学校を通じて配布回収を行いました。

【高校1～3年生】

郵送による配布回収を行いました。

④調査期間

令和6年11月～12月

⑤回収状況

回収率は、就学前児童家庭が50.7%、小学生児童家庭が19.0%となっています。

		配布数	有効回収数	回収率	マッチング件数
小学5・6年生	児童	128件	81件	63.3%	60件
	保護者	128件	80件	62.5%	
中学1～3年生	生徒	230件	133件	57.8%	103件
	保護者	230件	135件	58.7%	
高校1～3年生	生徒	211件	74件	35.1%	44件
	保護者	211件	55件	26.1%	

※集計では、小数点第2位を四捨五入しているため、割合を合計しても100.0%にならない場合があります。

※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

■等価可処分所得による分類

経済状況による影響を分析するため、世帯の人数と世帯収入(税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入)から等価可処分所得(世帯の可処分所得(手取り収入)を世帯人数の平方根で割った額)を算出し、世帯の困窮程度を3つの区分に分類しています。

分類にあたっては、厚生労働省の「2022年国民生活基礎調査」における貧困線である127万円に、昨今の物価高騰の影響を考慮し、消費者物価指数の変動から算出された係数(1.0250)をかけた130万円をもとに区分を設け、あわせて貧困線以上ではあるものの、周辺の世帯の状況を把握することを目的に、貧困線の1.5倍の年収にあたる195万円でも区分を設けています。

ただし、高校1～3年生及びその保護者の調査においては各区分の母数が少なく、統計上、本町の傾向を表しているとはいえないことから参考として整理しています。

区分の名称	貧困線をベースにした額	所得	(参考)4人世帯の場合の年収
低所得層Ⅰ	130万円未満 (1.0倍未満)	低	年収260万円未満
低所得層Ⅱ	130万円～195万円未満 (1.0～1.5倍未満)	↓	年収260万円～390万円未満
一般層	195万円以上 (1.5倍以上)		高

(2)調査の結果の概要

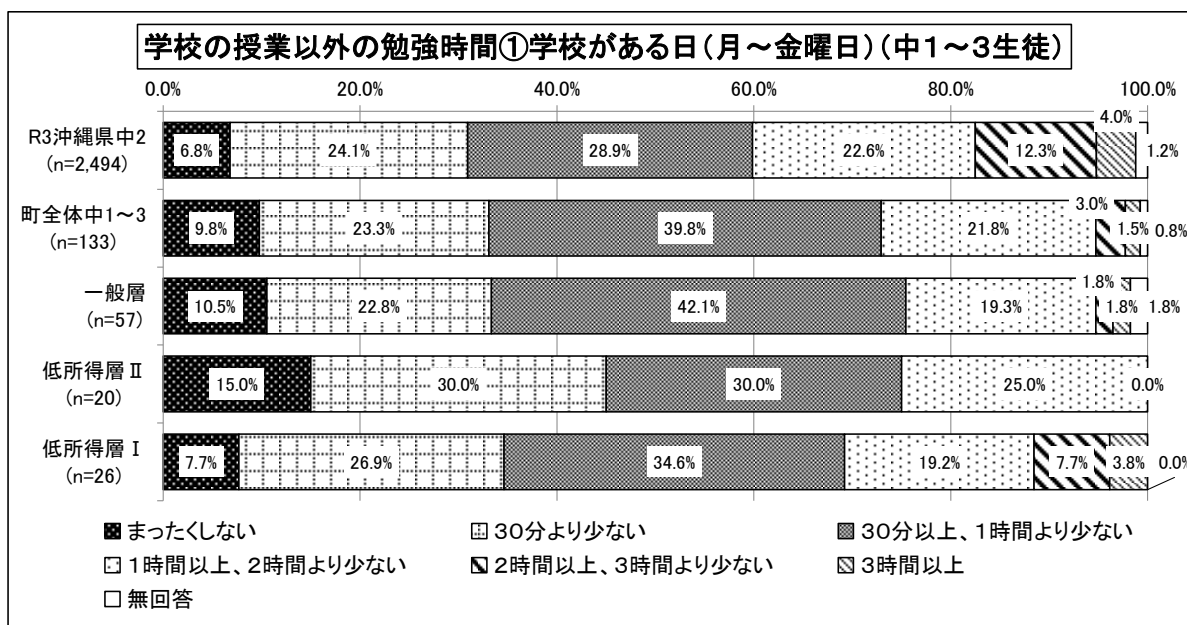
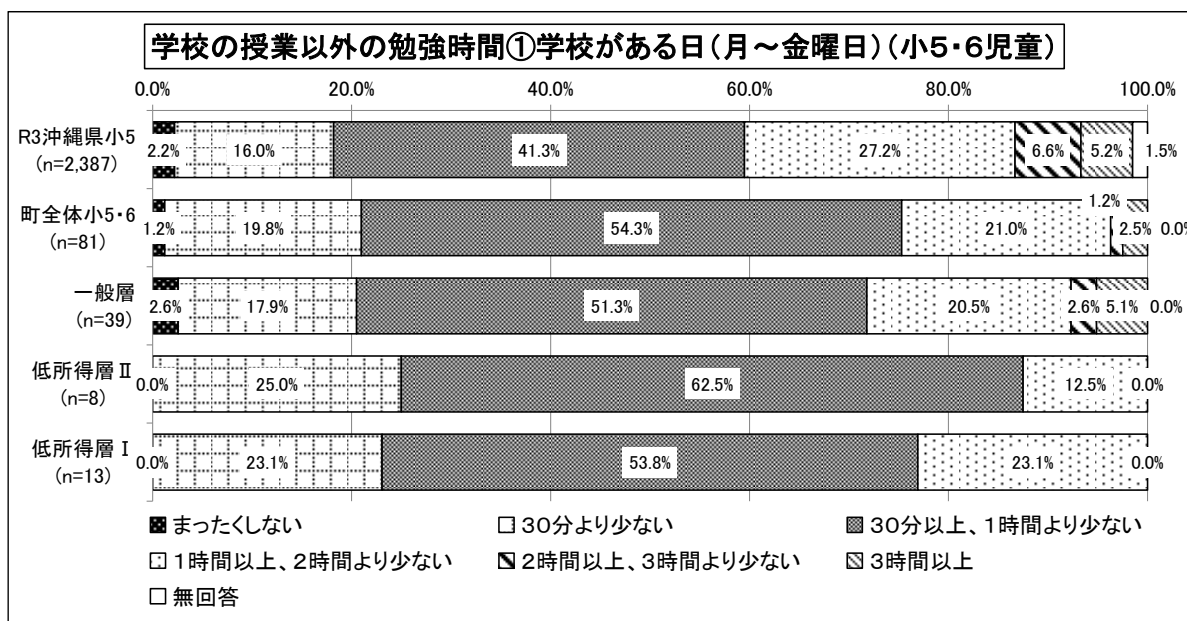
【小学5・6年生児童、中学1～3年生生徒】

<子どもの学習状況と進学について>

①学校の授業以外での勉強時間(小学5・6年生、中学1～3年生)

小学5・6年生の学校の授業以外の勉強時間(月～金)をみると、「30分以上、1時間より少ない」が54.3%で最も多く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」の21.0%、「30分より少ない」の19.8%の順となっています。

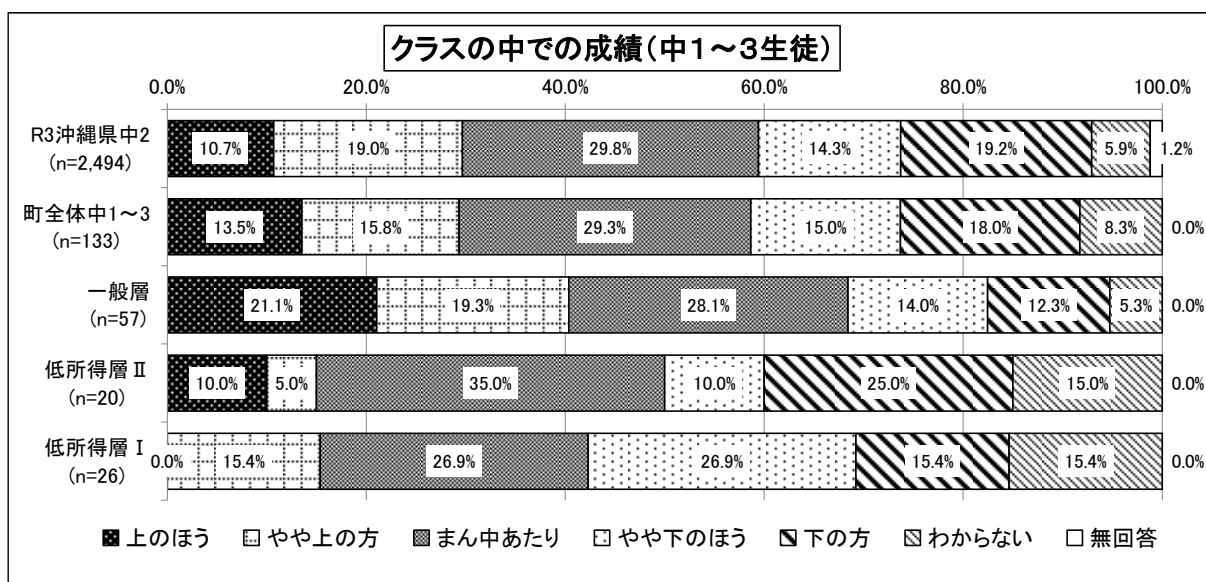
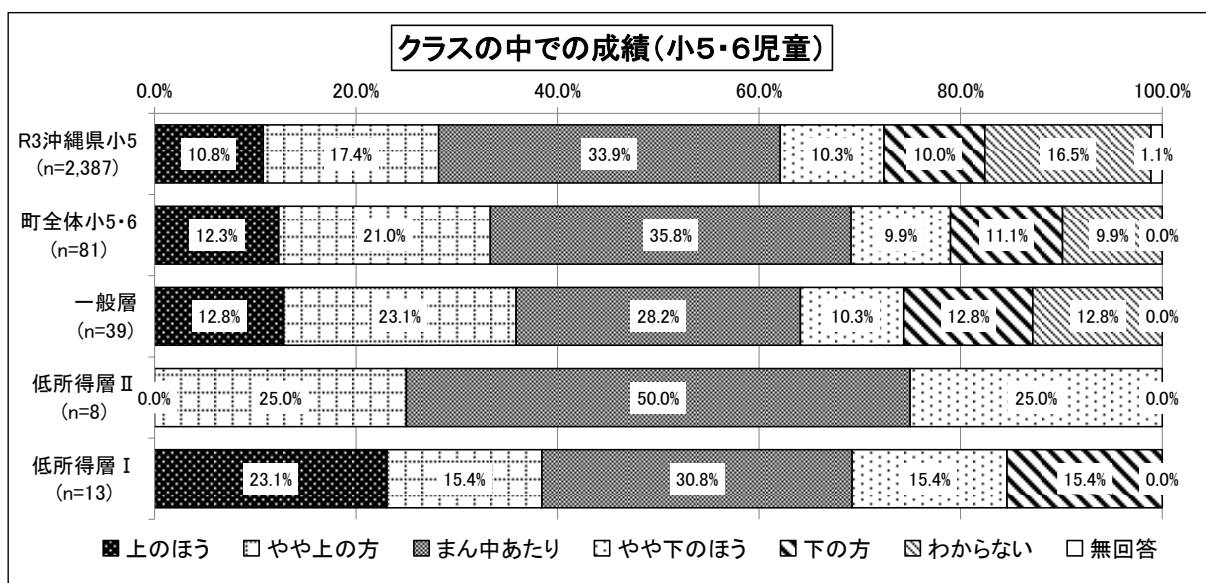
中学1～3年生では、「30分以上、1時間より少ない」が39.8%で最も多く、次いで「30分より少ない」の23.3%、「1時間以上、2時間より少ない」の21.8%の順となっています。



②クラスの中での成績

小学5・6年生のクラスの中での成績をみると、「まん中あたり」が 35.8%で最も多く、次いで「やや上の方」の 21.0%、「上のほう」の 12.3%、「下のほう」の 11.1%、「やや下のほう」及び「わからない」が同率の 9.9%となっています。

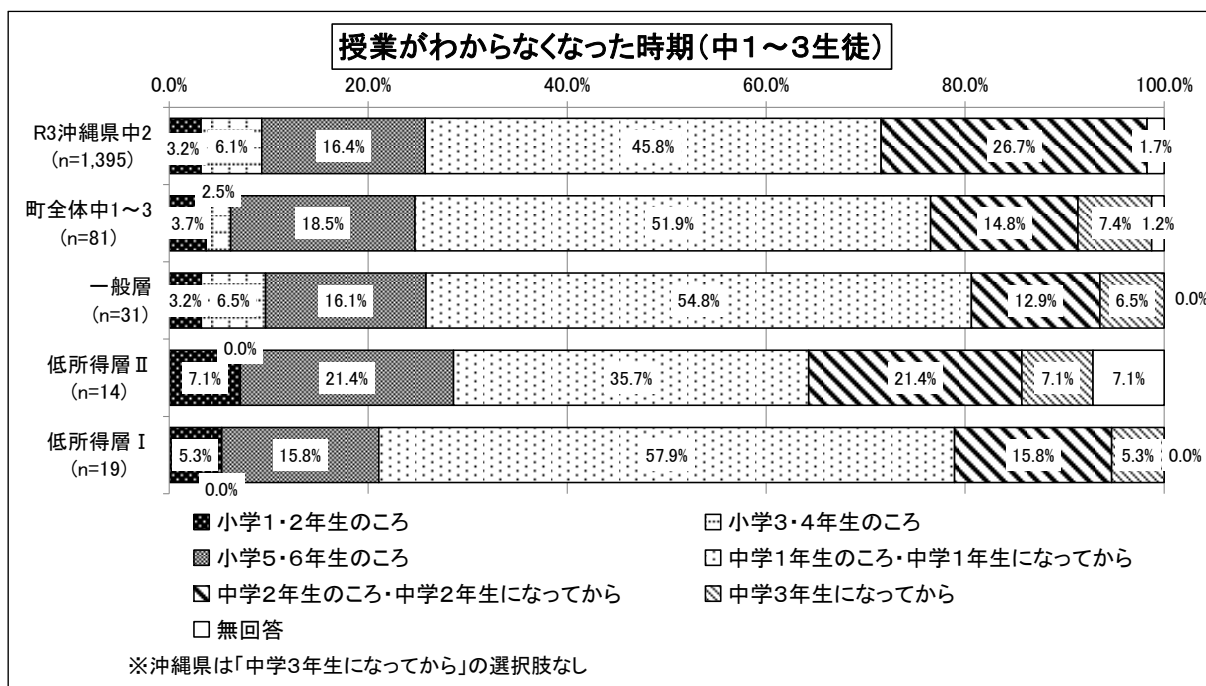
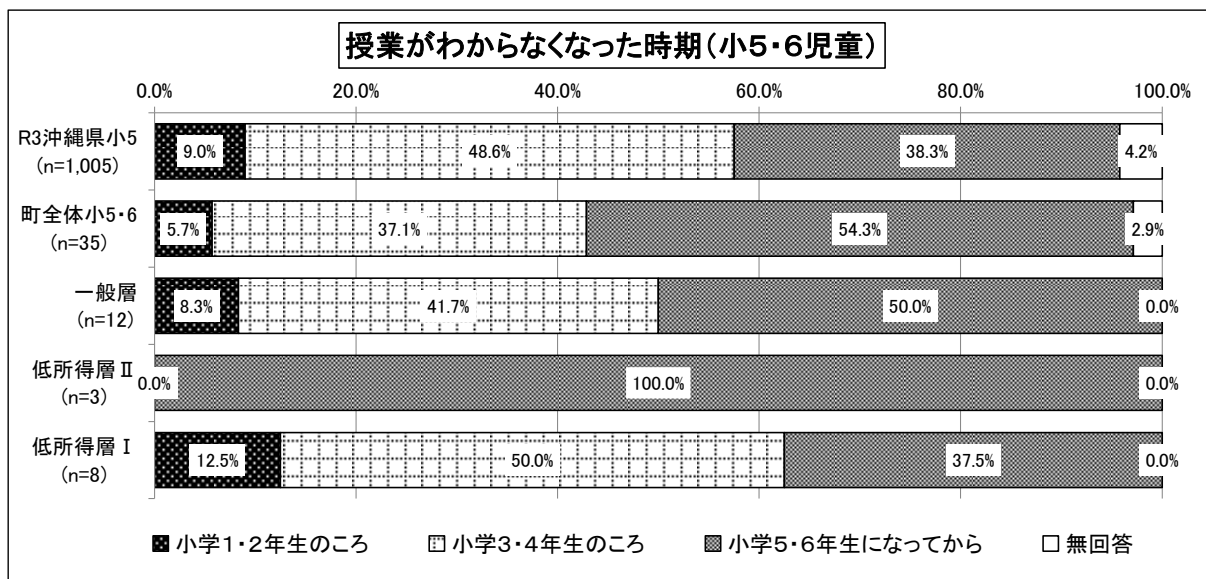
中学1～3年生では、「まん中あたり」が 29.3%で最も多く、次いで「下のほう」の 18.0%、「やや上の方」の 15.8%、「やや下のほう」の 15.0%、「上のほう」の 13.5%の順となっています。



③授業が分からなくなった時期(授業について、分かる、大体わかると回答以外)

小学5・6年生の授業がわからなくなった時期をみると、「小学5・6年生になってから」が54.3%で最も多く、次いで「小学3・4年生のころ」の37.1%、「小学1・2年生のころ」の5.7%となっています。

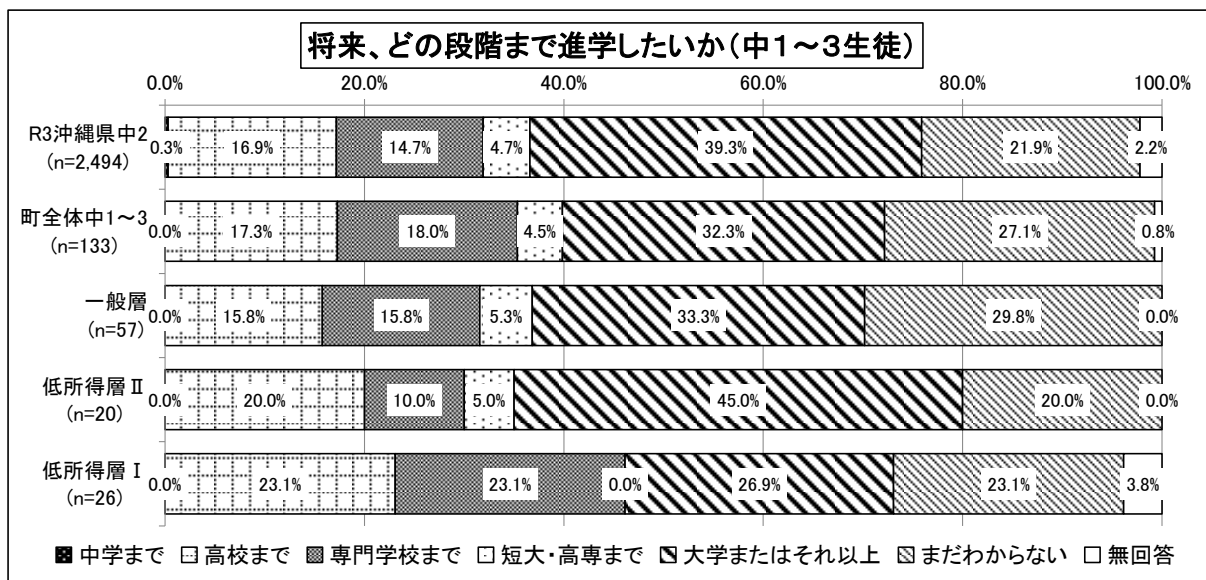
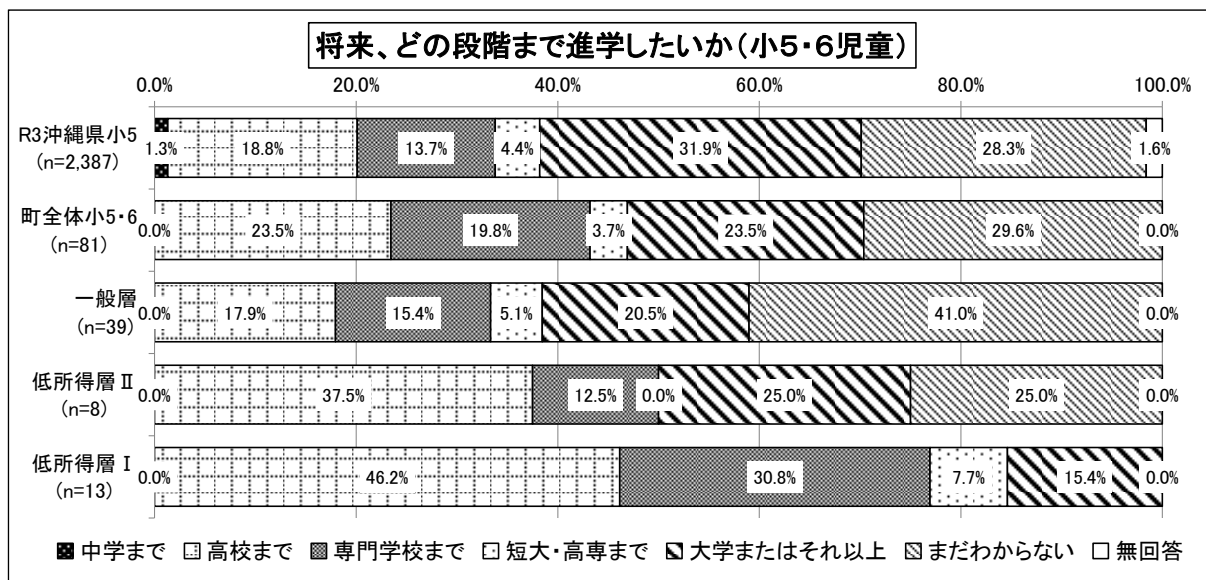
中学1～3年生では、「中学1年生のころ・中学1年生になってから」が51.9%で最も多く、次いで「小学5・6年生になってから」の18.5%、「中学2年生のころ・中学2年生になってから」の14.8%の順となっています。



④将来、どの段階まで進学したいか

小学5・6年生の将来、どの段階まで進学したいかをみると、「まだわからない」が29.6%で最も多く、次いで「高校まで」及び「大学またはそれ以上」が同率の23.5%となっています。

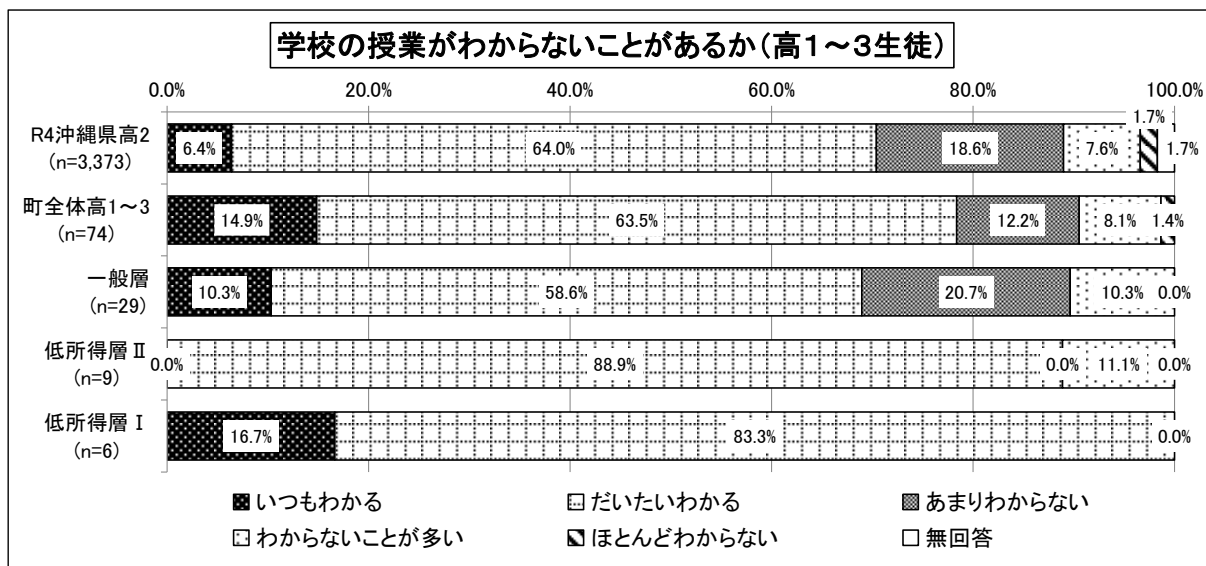
中学1～3年生では、「大学またはそれ以上」が32.3%で最も多く、次いで「まだわからない」の27.1%、「専門学校まで」の18.0%の順となっています。



【高校 1～3 年生】

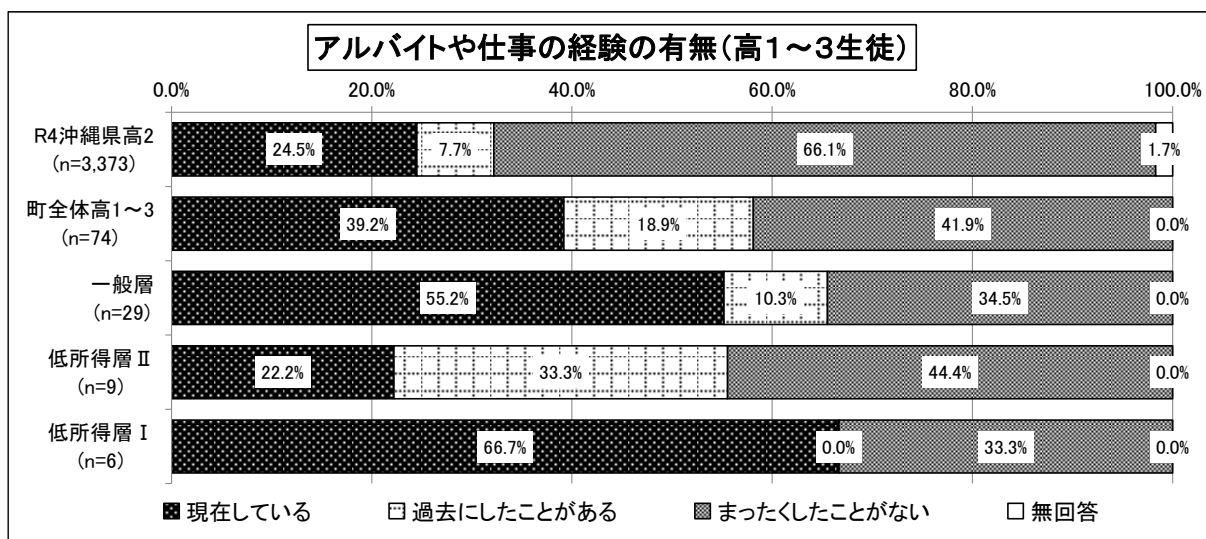
①学校の授業がわからないことがあるか

学校の授業がわからないことがあるかをみると、「だいたいわかる」が 63.5%で最も多く、次いで「いつもわかる」の 14.9%、「あまりわからない」の 12.2%、「わからないことが多い」の 8.1%、「ほとんどわからない」の 1.4%となっています。



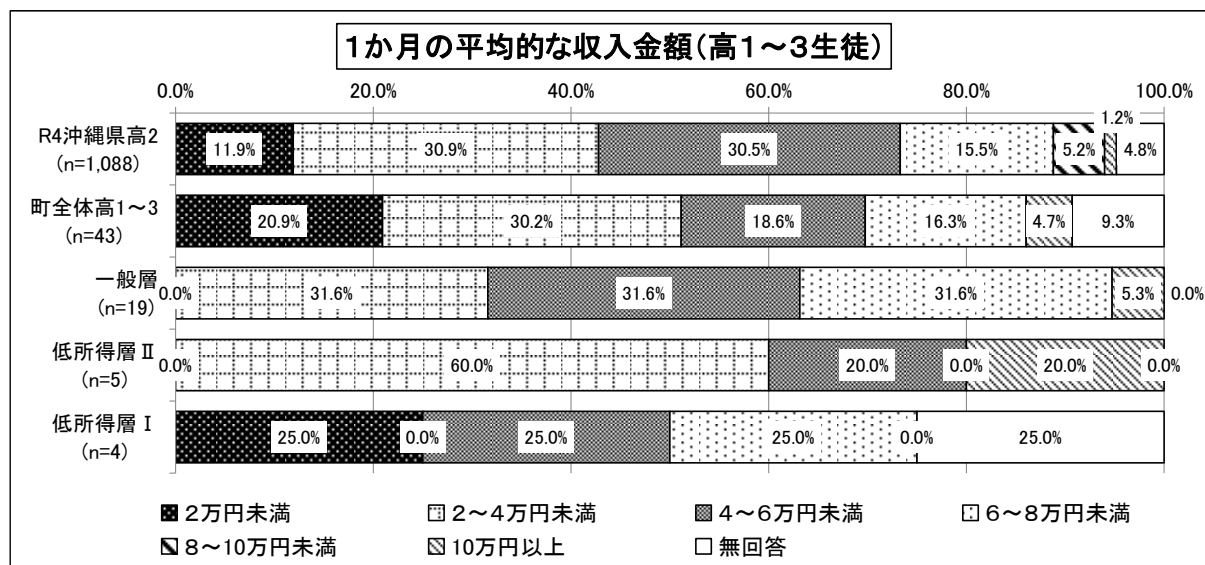
②アルバイトや仕事の経験の有無

アルバイトや仕事の経験の有無をみると、「まったくしたことがない」が 41.9%で最も多く、次いで「現在している」の 39.2%、「過去にしたことがある」の 18.9%となっています。



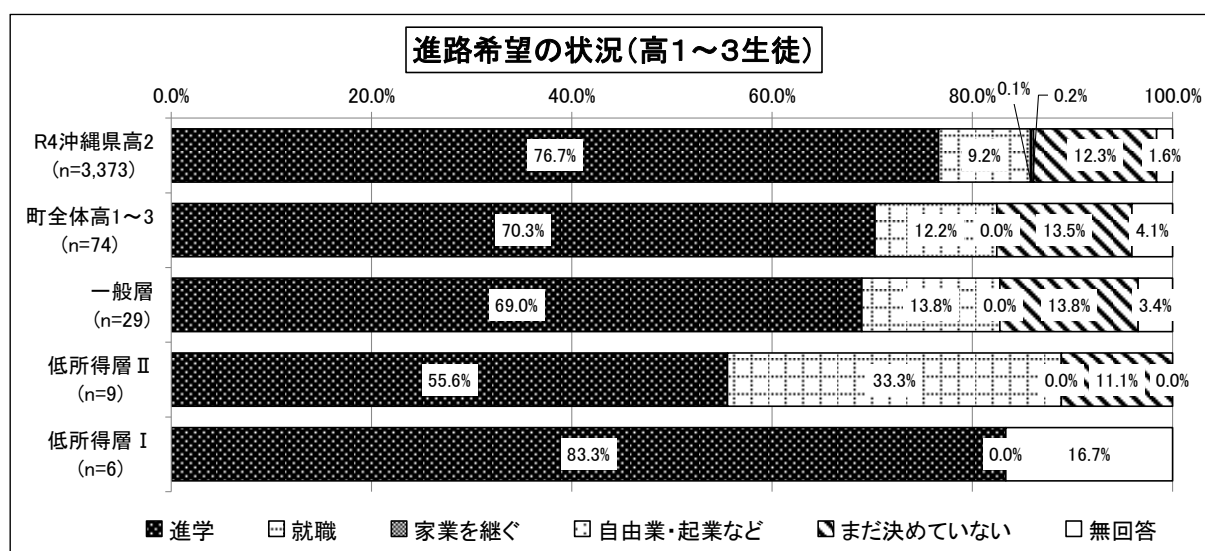
③1か月の平均的な収入金額

1か月の平均的な収入をみると、「2～4万円未満」が 30.2%で最も多く、次いで「2万円未満」の 20.9%、「4～6万円未満」の 18.6%、「6～8万円未満」の 16.3%、「10万円以上」の 4.7%となっています。なお、「8～10万円未満」との回答はありません。



④進路希望の状況

進路希望の状況をみると、「進学」が 70.3%で最も多く、次いで「まだ決めていない」の 13.5%、「就職」の 12.2%となっています。なお、「家業を継ぐ」及び「自由業・起業など」との回答はありません。



【小学5・6年生、中学1～3年生、高校1～3年生の保護者】

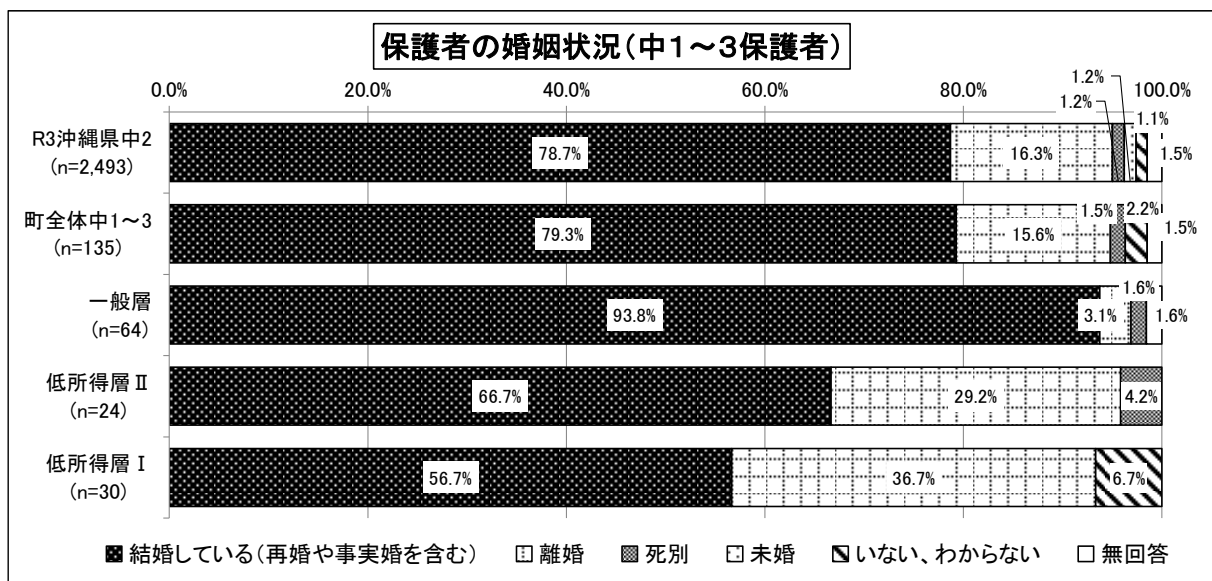
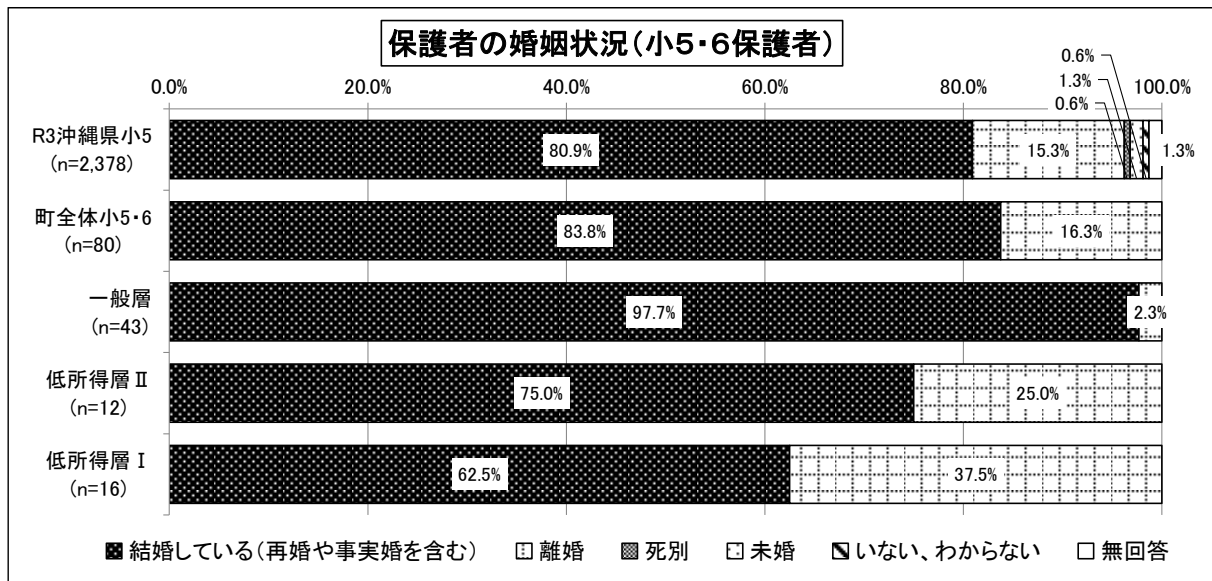
<保護者自身の状況について>

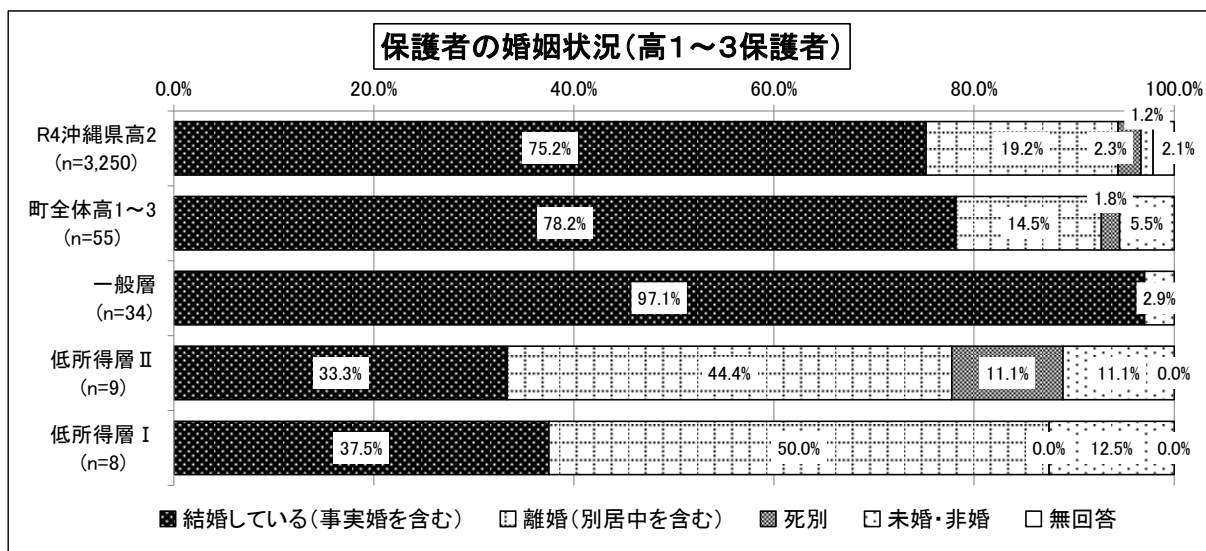
①保護者の婚姻状況

小学5・6年生の保護者の婚姻状況をみると、「結婚している(再婚や事実婚を含む)」が83.8%で最も多く、次いで「離婚」の16.3%となっています。

中学1～3年生の保護者では、「結婚している(再婚や事実婚を含む)」が79.3%で最も多く、次いで「離婚」の15.6%、「いない、わからない」の2.2%、「死別」の1.5%となっています。

高校1～3年生の保護者では、「結婚している(事実婚を含む)」が78.2%で最も多く、次いで「離婚(別居中を含む)」の14.5%、「未婚・非婚」の5.5%、「死別」の1.8%となっています。



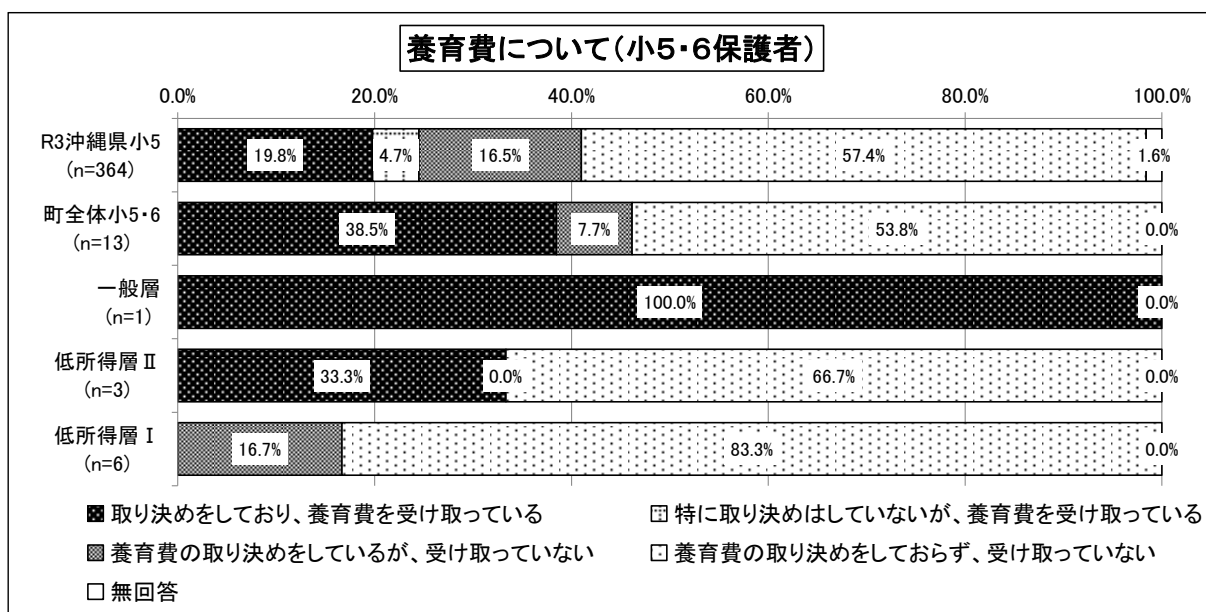


②養育費について(離婚したと回答した方)

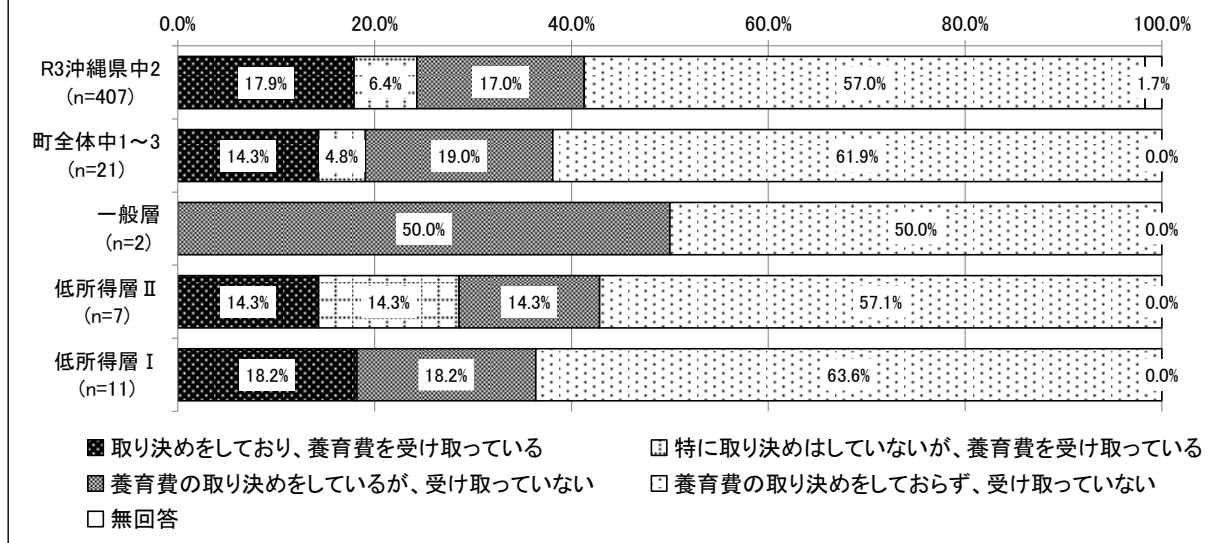
小学5・6年生の保護者の養育費についてみると「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が53.8%で最も多く、次いで「取り決めをしており、養育費を受け取っている」の38.5%、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」の7.7%となっています。

中学1～3年生の保護者では、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が61.9%で最も多く、次いで「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」の19.0%、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」の14.3%、「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」の4.8%となっています。

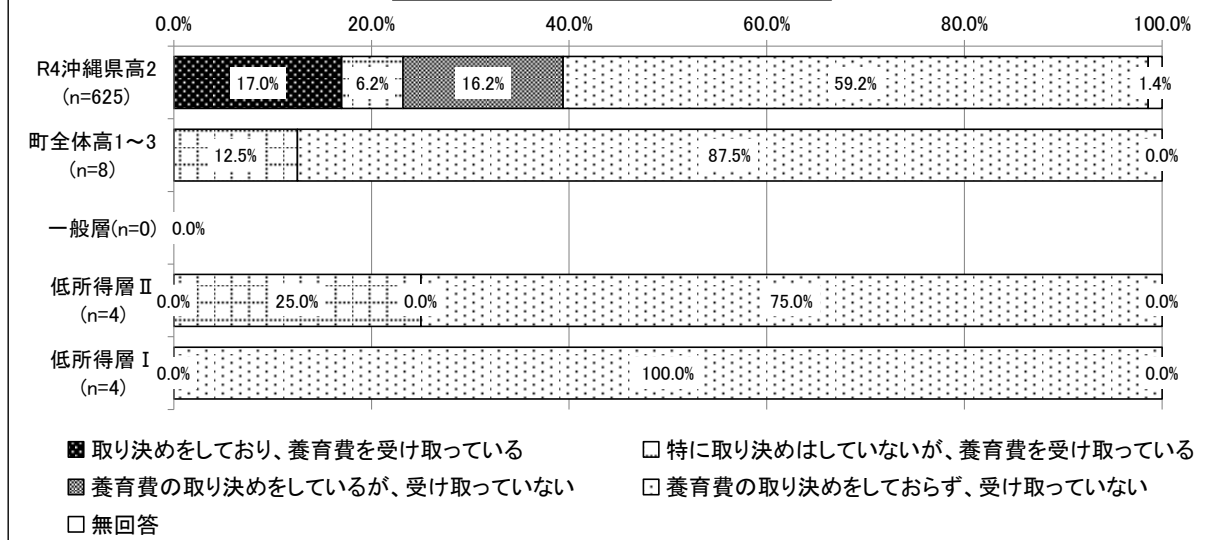
高校1～3年生の保護者では、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が87.5%で最も多く、次いで「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」の12.5%となっています。



養育費について(中1~3保護者)



養育費について(高1~3保護者)



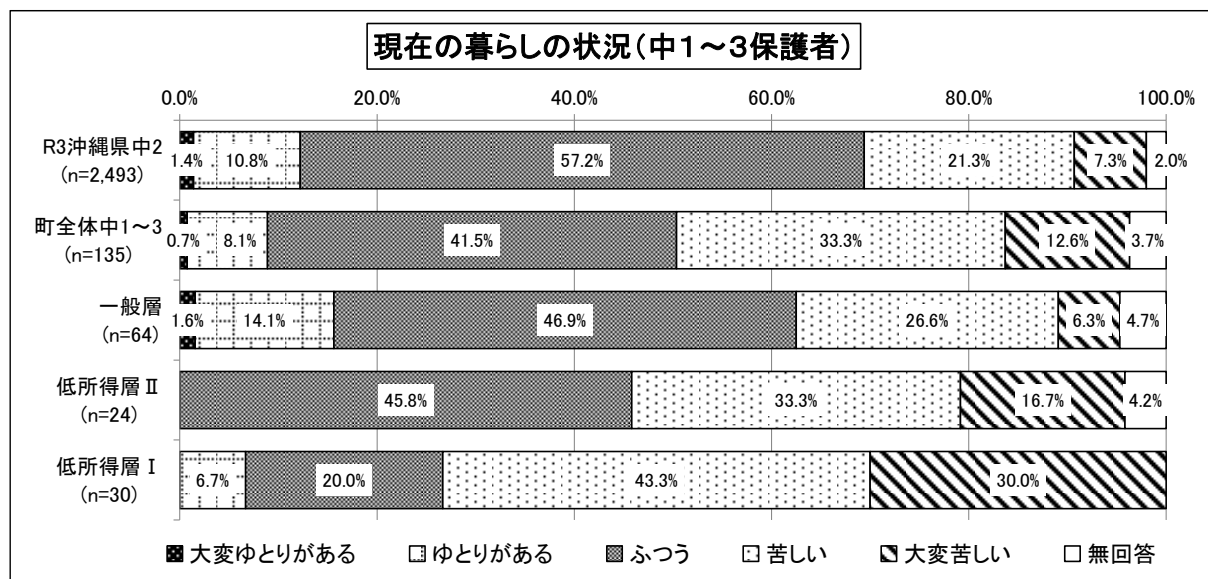
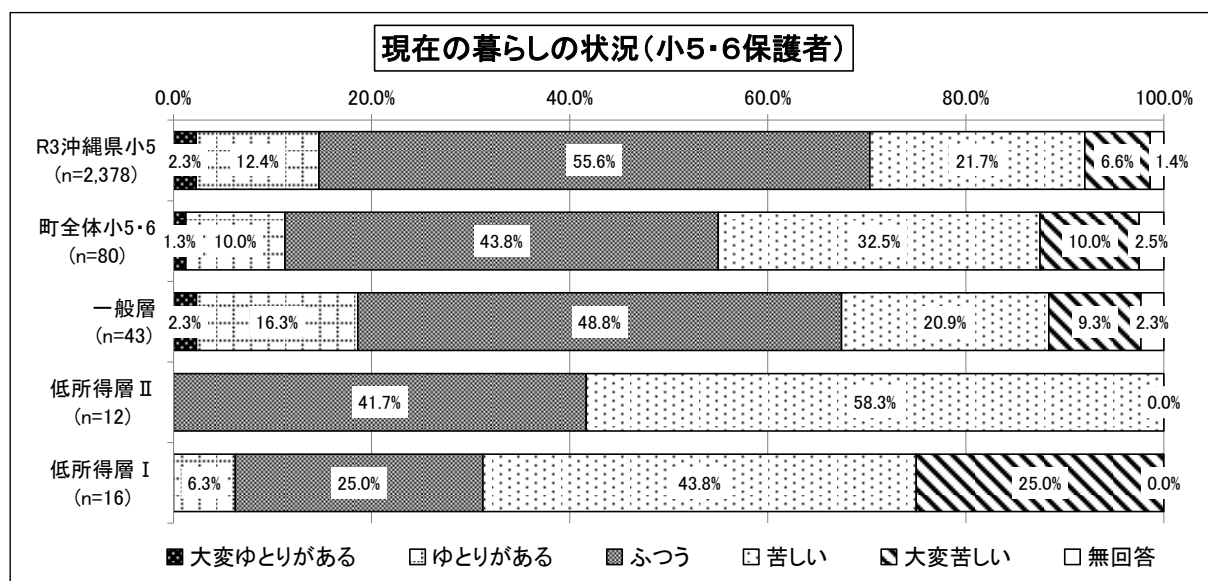
<現在の暮らしについて>

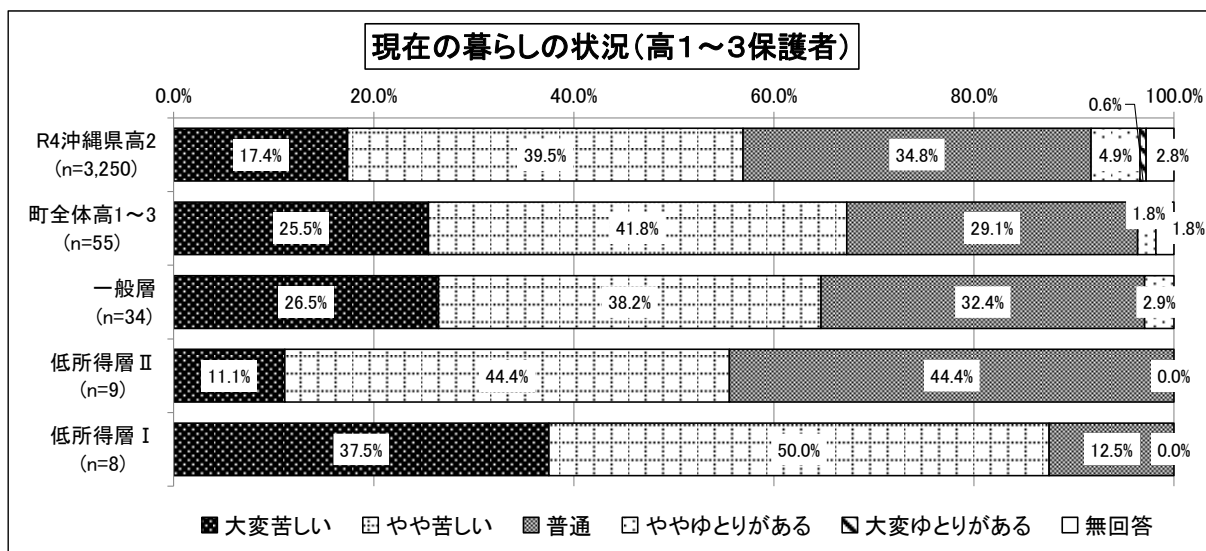
①現在の暮らしの状況(経済的に)

小学5・6年生の保護者の現在の暮らしの状況を見ると、「ふつう」が 43.8%で最も多く、次いで「苦しい」の 32.5%、「ゆとりがある」及び「大変苦しい」の 10.0%、「大変ゆとりがある」の 1.3%となっています。

中学1～3年生の保護者では、「ふつう」が 41.5%で最も多く、次いで「苦しい」の 33.3%、「大変苦しい」の 12.6%、「ゆとりがある」の 8.1%、「大変ゆとりがある」の 0.7%となっています。

高校1～3年生の保護者では、「やや苦しい」が 41.8%で最も多く、次いで「普通」の 29.1%、「大変苦しい」の 25.5%、「ややゆとりがある」の 1.8%となっています。なお、「大変ゆとりがある」との回答はありません。



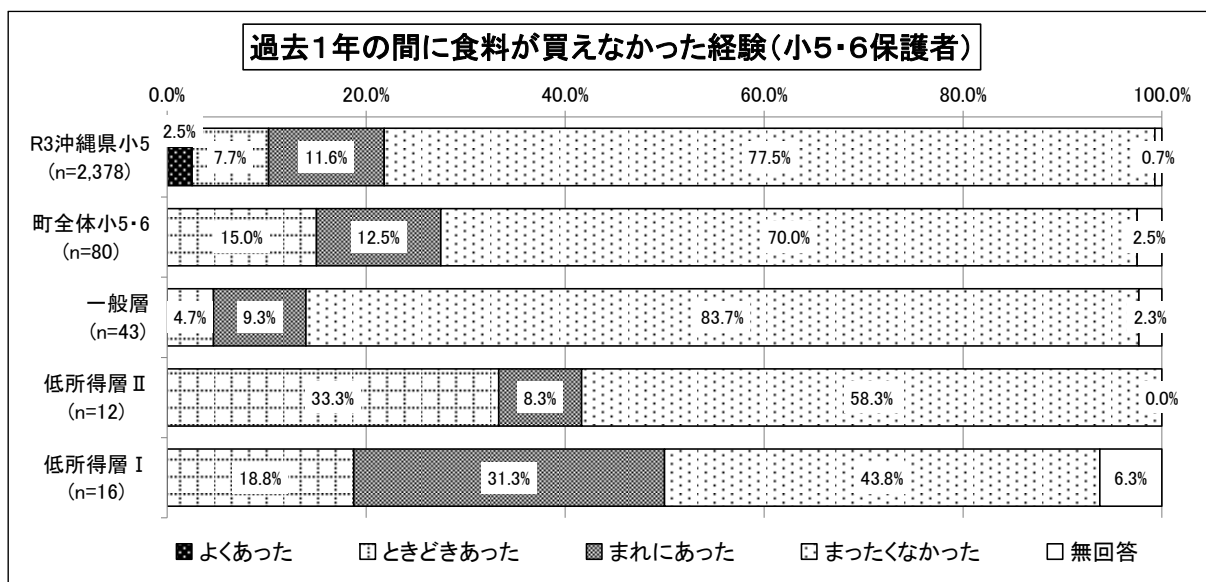


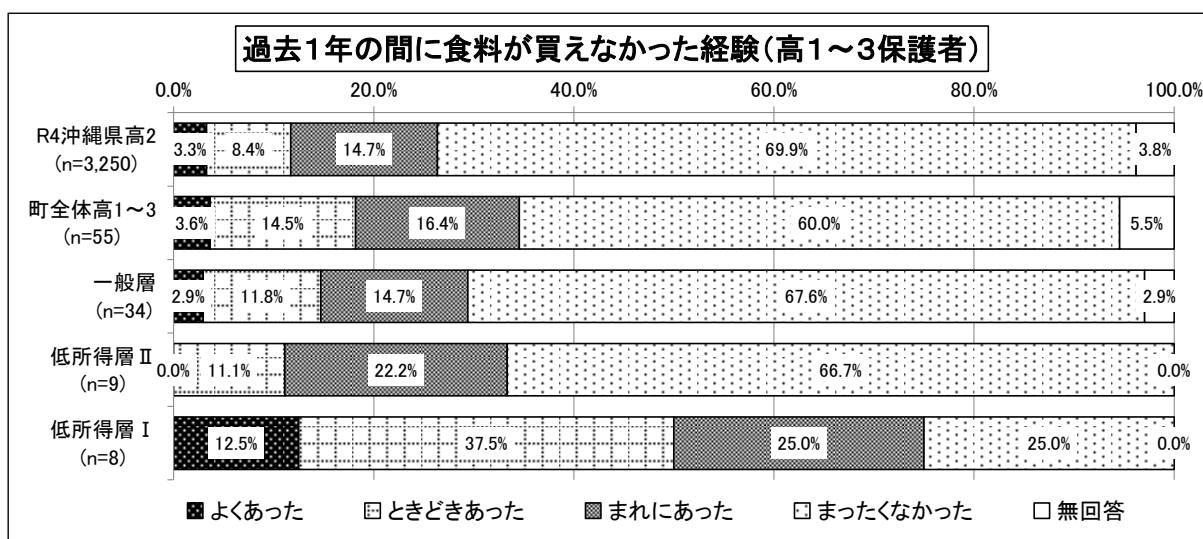
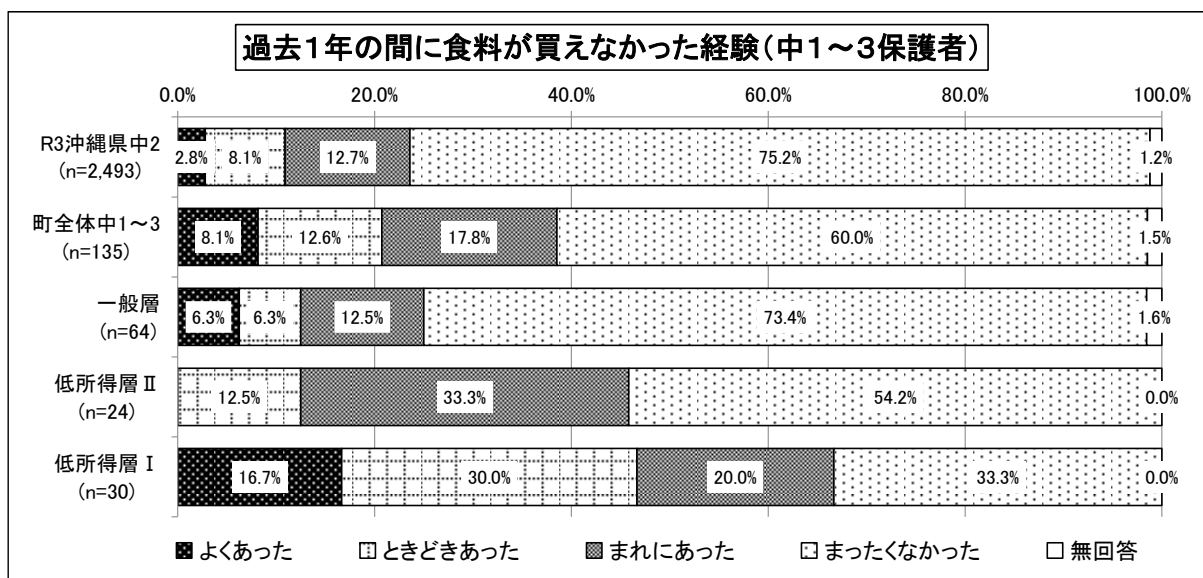
②過去1年の間に、食料が買えなかった経験

小学5・6年生の保護者の過去1年の間に経済的な理由で食料が買えなかった経験の有無をみると、「まったくなかった」が70.0%で最も多く、次いで「ときどきあった」の15.0%、「まれにあった」の12.5%となっています。なお、「よくあった」との回答はありません。

中学1～3年生の保護者では、「まったくなかった」が60.0%で最も多く、次いで「まれにあった」の17.8%、「ときどきあった」の12.6%、「よくあった」の8.1%となっています。

高校1～3年生の保護者では、「まったくなかった」が60.0%で最も多く、次いで「まれにあった」の16.4%、「ときどきあった」の14.5%、「よくあった」の3.6%となっています。





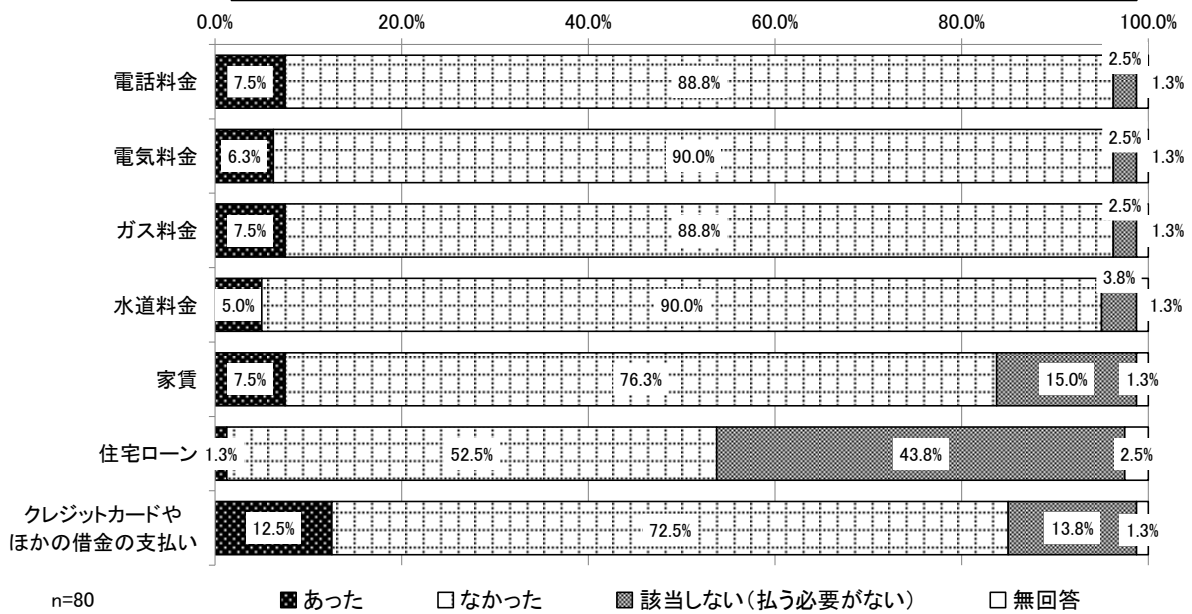
③過去1年の間のサービス・料金の滞納の経験の有無

小学5・6年生の保護者の過去1年間に経済的な理由で公共料金や家賃、住宅ローンなどの滞納や返済できなかった経験があるかをみると、「あった」の割合は「クレジットカードやほかの借金の支払い」が12.5%で最も多く、次いで「電話料金」及び「ガス料金」、「家賃」が同率の7.5%、「電気料金」の6.3%等となっています。

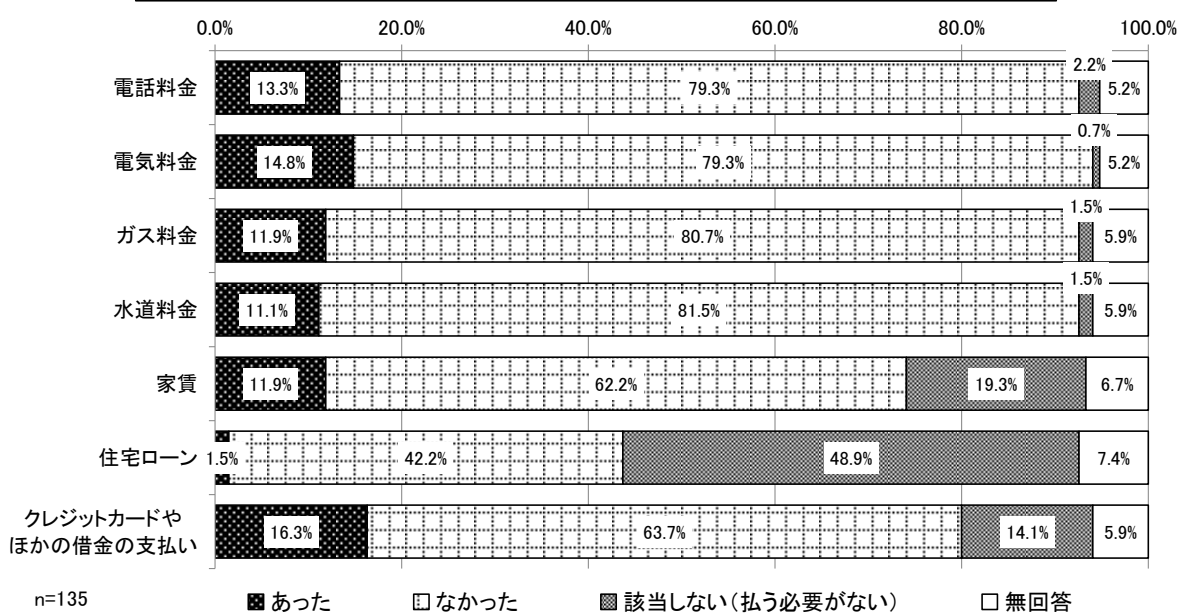
中学1～3年生の保護者では、「あった」の割合は「クレジットカードやほかの借金の支払い」が16.3%で最も多く、次いで「電気料金」の14.8%、「電話料金」の13.3%、「ガス料金」及び「家賃」が同率の11.9%等となっています。

高校1～3年生の保護者をみると、「あった」の割合は「電気料金」及び「ガス料金」、「その他の債務」が同率の10.9%で最も多く、次いで「税金・社会保険料」の9.1%、「電話料金」及び「水道料金」が同率の7.3%等となっています。

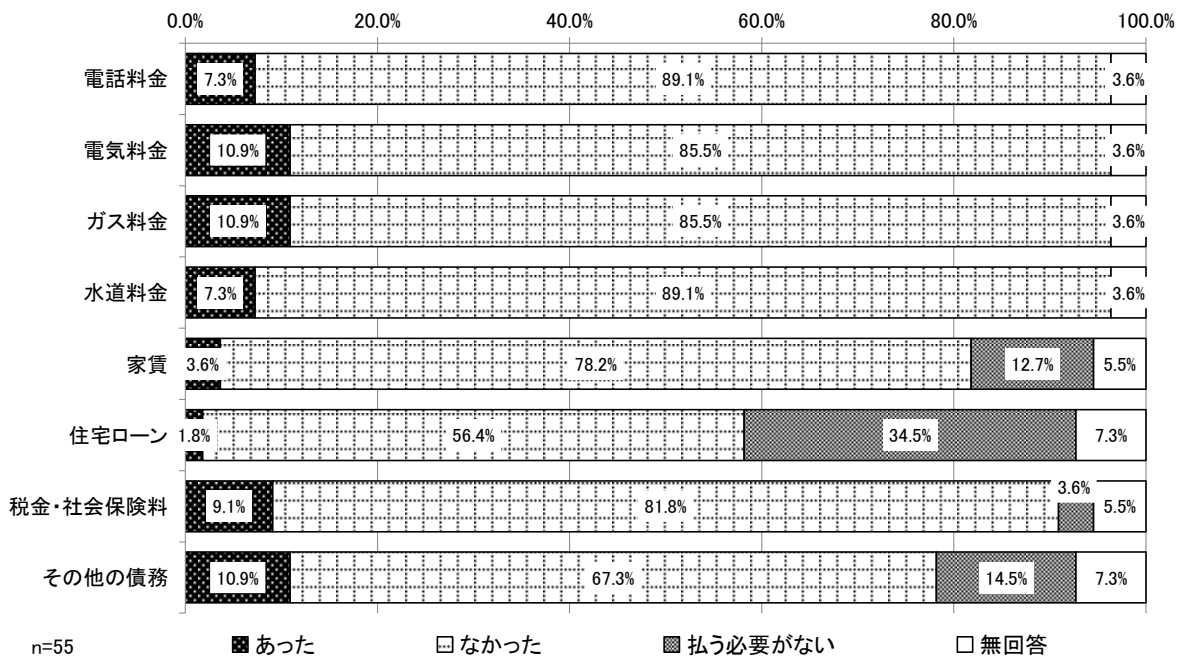
過去1年間で経済的理由で滞納・返済できなかったこと(小5・6保護者)



過去1年間で経済的理由で滞納・返済できなかったこと(中1～3保護者)



過去1年間に支払えなかったこと(高1~3保護者)



6. 第2期計画の取り組み状況について

基本目標別の進捗・評価一覧

基本目標別の進捗・評価は、基本目標1～4 において、全86の取り組み(事業)が位置付けられており、そのうち、A 評価(概ね進捗している)が全体の 53.5%、B 評価(課題はあるが進捗している)は 41.9%、C 評価(未実施、評価不能)は 4.7%となっています。

基本目標別の基本施策ごとの評価一覧は、以下のとおりです。

【評価基準】

A:概ね進捗している

B:課題はあるが、進捗している

C:未実施、評価不能

基本目標及び基本施策	A	B	C	合計
	46 53.5%	36 41.9%	4 4.7%	86 100.0%
基本目標1 教育・保育、子育て施策の充実	16 64.0%	8 32.0%	1 4.0%	25 100.0%
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実	5 45.5%	5 45.5%	1 9.1%	11 100.0%
2. 家庭や地域の教育力の向上	11 78.6%	3 21.4%	0 0.0%	14 100.0%
基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康保持及び増進	15 62.5%	8 33.3%	1 4.2%	24 100.0%
1. 親と子の健康保持・増進	13 61.9%	8 38.1%	0 0.0%	21 100.0%
2. 食育の推進	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
基本目標3 子ども等の安全・安心の確保	6 27.3%	14 63.6%	2 9.1%	22 100.0%
1. 交通安全対策の推進	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	5 100.0%
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%	7 100.0%
3. 安心して外出できる環境の整備	2 20.0%	7 70.0%	1 10.0%	10 100.0%
基本目標4 要保護児童等への対応などきめ細かな取組みの推進	9 60.0%	6 40.0%	0 0.0%	15 100.0%
1. 要保護児童への対応の充実	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
2. 障がい児施策の充実	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%	7 100.0%
3. ひとり親家庭の自立支援推進	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%

<ニーズ調査結果からみる保護者からの施策の充実化の要望>

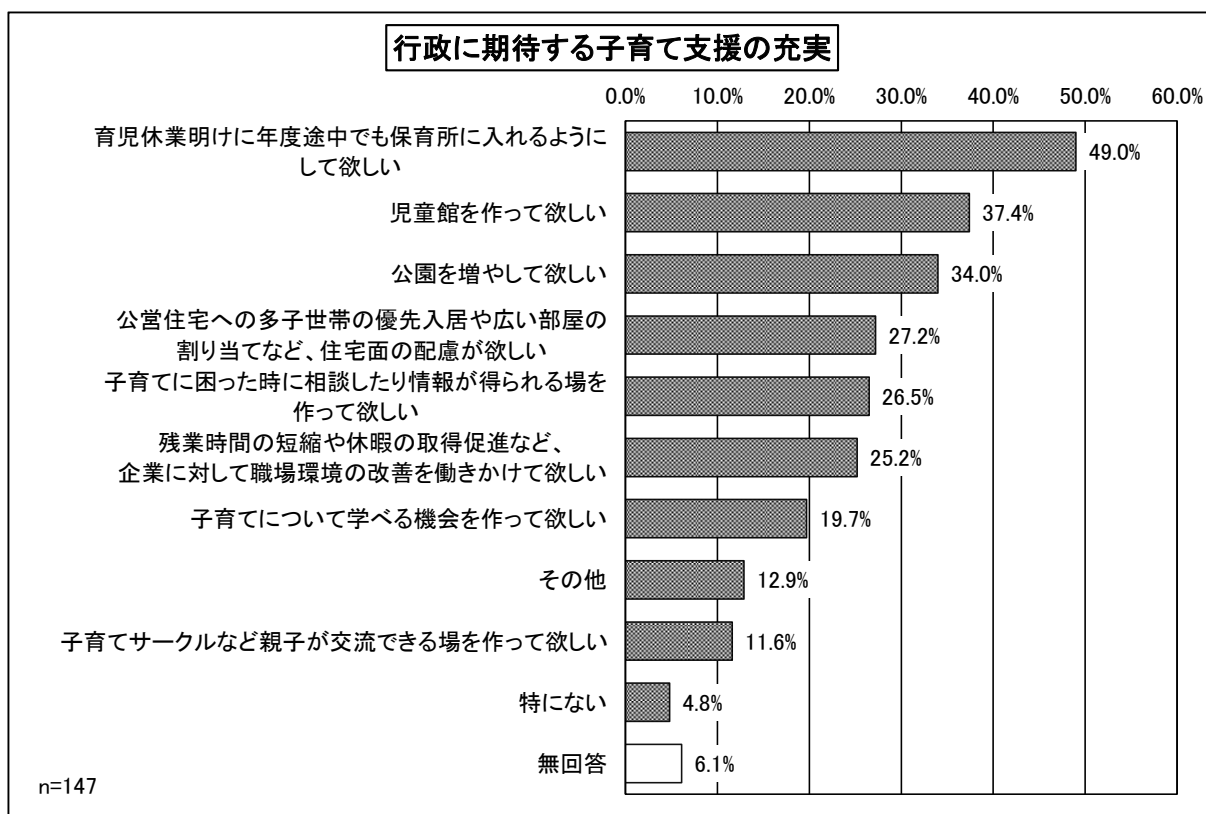
ニーズ調査における保護者が期待する子育て支援の充実について、要望が高い項目は言い換えれば現時点で行政の取り組みに対して満足度が低い項目とも捉えることができます。就学前と小学生の保護者の方の要望がある項目(満足度が低い項目)は、以下のとおりです。

【就学前の保護者】

- ・年度途中でも保育所に入れるようにしてほしい(待機児童の解消)
- ・児童館や公園を増やしてほしい(子どもの居場所、遊び場の充実)

(自由意見より)

- ・保育士等の人材確保(保育所に入れず転出している人もいる)
- ・小学生になってからの学童の利用料の値下げ、負担軽減
- ・小学校の統合について



【小学生の保護者】

(自由意見より)

- ・給食費の無償化など経済的支援の充実
- ・子どもや子育てに関する相談窓口の一本化
- ・公園や雨天時でも子どもが遊べる場所を増やしてほしい
- ・子どもの看護のための休みなどが取りやすい地域社会の構築

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は「第1期計画」及び「第2期計画」の基本理念を継承し、以下のとおりとします。

「すこやかに育ち笑顔あふれる久米島っ子」

- 子どもたちは限りない可能性を持つ存在であり、子ども一人ひとりの豊かな個性を育むとともに、自ら考え、判断し、行動できる「生きる力」を身につけることが大切です。次代を担う子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことができるよう、子どもの最善の利益を尊重し、家庭、学校、地域が一体となった子どもの健全な成長を支えるまちづくりを目指します。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進め、子どもたちも家庭や地域の愛情を感じながら健やかに成長していくことで、健全な世代構成が継続していけるまちづくりを目指します。

2. 計画の視点

本計画の推進にあたり、以下の視点で取り組みます。

(1)子どもの視点

全ての子どもが心豊かに健やかに育つよう、子どもの幸せを第一に考え、いかなる場合においても差別することなく、子どもの権利を擁護するとともに子どもの利益を最大限に尊重するという意識を住民一人ひとりが認識し、子育てを応援するまちづくりを推進します。

(2)次代の親の育成の視点

子どもは次代の担い手であり、次代の親になるとの認識の下に、長期的な視野に立ち、豊かな人間性と社会性を育むとともに、子どもを生み育てることの意義や家庭の役割等を学ぶ機会を創出し、自立した家庭を持つことができる取り組みを展開します。

(3)社会全体による支援の視点

子育ての基本的役割は家庭にあるものの、地域社会の一員である子どもの健やかな成長のためには、地域をはじめ行政、各関係機関、事業所等がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携と協働を図ることが重要です。子育てを地域社会全体で支えるという認識を深め、地域社会の子育て支援機能や教育力の向上を図るとともに、地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進します。

(4)親育ちの視点

家庭は子どもの人格形成のうえで極めて重要であり、子どもは親を通して多くのことを学び社会に巣立っていきます。家庭において、子どもの豊かな心や社会性を育むためには、親が地域社会の一員として地域と関わりを持ち、周りから支えられていることを自覚し、地域との協調性や他者を認め合うことができる親育ちを支援します。

3. 基本事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとに「量の見込み」(利用ニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応した確保の量とその実施時期)を定めることになっています。

このため、計画期間内(5年間)の児童人口の推計と令和6年度に実施したニーズ調査及び各事業の利用実績等を踏まえて、量の見込みを算出するとともに、量の見込みに対応した確保方策を定めます。その際、本町における教育・保育の提供区域を定めます。

4. 基本目標

子ども・子育て支援のために以下の基本目標を定め、基本目標にかかる必要な施策・事業を推進します。

(1)地域における子育て支援の充実

- 本町においては、待機児童の解消に至っていないことから、教育・保育ニーズに対応した受け皿の確保をはじめ、認定こども園への移行に向けた取り組み、保育士等の人材確保、保育・教育の質の向上などの取り組みを推進します。
- 子育て支援のニーズの多様化に 대응していけるよう、子ども・子育て支援事業の量の見込みに基づき、必要なサービスの整備に取り組みます。
- 学校と家庭が連携し、家庭における教育力の向上に資する取り組みを推進するとともに、児童生徒の学力向上に向けた取り組みや、多様な体験活動等を通して、視野を広げ豊かな人間性や生きる力などを育むために、地域と連携した健全育成に取り組みます。

(2)母子並びに乳児等の健康保持及び増進

- 安全で安心な妊娠・出産となるよう、妊娠中の母体健康管理の充実を図るとともに、訪問等により出産後の育児不安の解消を図ります。また、各種健診等を通して乳幼児の健康確保に取り組みます。
- 日頃の食習慣が、子どもの心と体の健康に大きく関係するため、幼児期から正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成、家族関係づくりによる、心身の健全な育成を図るために、食育の推進に取り組みます。

(3)子ども等の安全・安心の確保

- 子どもを交通事故から守るために、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備や子どもへの交通安全指導を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発を図ります。
- 子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう、学校における不審者対策や関係機関と連携した防犯対策に取り組みます。

(4)支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

- 児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、関係者、関係機関との連携体制の充実を図ります。
- 障がいや発達が気になる子の相談支援体制の充実及び保育、教育等の充実に取り組みます。
- ひとり親家庭の自立に向けて、必要な情報の提供や相談支援を行います。
- 子どもの貧困の解消に向けて、「子育て、教育など生活の安定に向けた支援」「保護者の就業支援」「経済的支援」の3つの視点で施策を実施していきます。

5. 施策の体系

基本理念を踏まえつつ、基本目標ごとの施策の体系は以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">すこやかに育ち笑顔あふれる久米島っ子</p>	<p>基本目標1 地域における子育て支援の充実</p>	<p>(1)教育・保育の受け皿の確保と質の向上 (2)地域子ども・子育て支援事業等の充実 (3)家庭や地域の教育力の向上</p>
	<p>基本目標2 母子並びに乳児等の健康保持及び増進</p>	<p>(1)親と子の健康保持・増進 (2)食育の推進</p>
	<p>基本目標3 子ども等の安全・安心の確保</p>	<p>(1)交通安全対策の推進 (2)防犯・防災対策の推進 (3)子育て家庭にやさしい環境の整備</p>
	<p>基本目標4 支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの推進</p>	<p>(1)児童虐待防止対策の推進 (2)障がい児施策の充実 (3)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (4)子どもの貧困対策の充実 (久米島町子どもの貧困対策計画)</p>
<p>【量の見込みと確保方策】</p>	<p>1. 教育・保育の量の見込みと確保方策 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	

第4章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標1:地域における子育て支援の充実

(1)教育・保育の受け皿の確保と質の向上

待機児童の解消に向けた取り組みをはじめ、保育士の人材確保や、幼稚園教諭、小中学校の教諭の資質向上などへの取り組みを推進します。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	待機児童対策の推進	本町では、保育所における待機児童は減少傾向にあるものの、解消に至っていない状況があることから、町内の保育・教育施設と調整を図り、量の見込み(ニーズ)に対応できるよう、受け皿の確保に努めます。	こども未来課
2	久米島町認定こども園の整備	保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図りながら、本町における「幼保連携型認定こども園整備の基本方針」の見直しを行い、認定こども園の整備に取り組み、0～5歳児の認定区分に見合った教育・保育の受け入れ体制の構築に取り組みます。	こども未来課 教育委員会
3	久米島町立幼小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び学校再編計画の策定	人口減少が進む中、本町における幼稚園・小学校・中学校の適正規模・適正配置について、これまでの調査研究と令和7年度に実施する詳細な調査を踏まえ、「幼稚園・小学校・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」と「学校再編計画」の策定に取り組みます。	教育委員会
4	保育人材の確保推進	教育・保育のニーズに適切に対応していけるよう、保育にかかる人材確保のために、これまで通り関係機関とも連携しながら人材の確保方策に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ■保育士養成過程卒業後、久米島町内の保育所(園)に一定期間従事する者への修学金の貸付を行う制度の創設 ■沖縄県が実施する保育士確保対策事業(①保育士試験受験者支援事業、②保育士年休取得等支援事業、③保育士休息取得支援事業)及び保育士正規雇用化促進事業の活用 ■町内の小学生、中学生、高校生を対象に、職業としての保育士、幼稚園教諭への関心が高まるよう、保育体験や保育講話等の開催 ■島外からの保育士、幼稚園教諭確保において、本町での就労意欲が高まるような住まいの確保等 	こども未来課 教育委員会

(基本目標1の(1)教育・保育の受け皿の確保と質の向上のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
5	教育・保育の質的向上	<p>教育・保育の質の向上を図るために、保育士等の研修会や勉強会への参加の促進、専門機関や専門家等との連携を図ります。また、指導監査などを通じた運営状況の把握及び助言指導に係る機能を活用し、教育・保育の質的向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育士等の研修会の実施 ■園長会の開催 ■指導監査 	教育委員会 こども未来課
6	関係機関の連携推進	<p>保育所から幼稚園、小学校へのスムーズな接続のため、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換等を実施するとともに、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを基にした支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育所・幼稚園・小学校・関係機関等での情報共有、意見交換の実施 	こども未来課 教育委員会
7	学力向上に向けた取り組みの推進	<p>全国学力及び学習状況調査や沖縄県学力到達度調査の結果などを踏まえ、教師の授業力向上を目指し、授業改善強化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学力向上研修会の実施 	教育委員会

(2)地域子ども・子育て支援事業等の充実

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期・出産から切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策と連携して取り組みを推進します。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	時間外保育事業(延長保育)の推進	<p>就労形態の多様化等によるやむを得ない理由により、通常の保育時間を延長して預けることができるよう、今後も中央保育所、そらなみ保育園の2園で時間外保育事業を実施します。</p>	こども未来課
2	預かり保育事業(幼稚園型)の推進	<p>幼稚園の在園児を対象に、保護者の就労や急な用事などに対応していけるよう、教育時間の終了後及び夏休みなどの長期休業中の預かり保育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■預かりの継続実施 ■預かり保育ヘルパーの配置 ■預かり保育指導会議の開催(月1回) 	教育委員会 こども未来課
3	一時預かり事業(幼稚園型以外)の推進	<p>保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かる、一時預かり事業を、今後も公立保育所とそらなみ保育園で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育士確保と合わせて、1日あたりの利用定員及び週の利用日数の増への取り組みの推進 	こども未来課

(基本目標1の(2)地域子ども・子育て支援事業等の充実のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の推進	地域の子育て家庭に対し、育児に関する相談や情報を得ることができるほか、子どもとの遊びや保育園児との交流、親同士の交流など育児支援を行うために、今後も地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を実施します。	こども未来課
5	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズに対応していけるよう、今後もファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の実施状況をみながら、必要に応じて会員の増に取り組みます。	こども未来課
6	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童について、放課後における適切な遊びや生活の場を与えるなど、児童の健全育成を図るために、今後も放課後児童クラブを実施します(令和6年度時点3箇所)。	こども未来課
7	こども家庭センターの設置及び機能の強化(新)	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりを持ち、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントします。 ■こども家庭センターとしての機能が発揮できるよう人員及び関係機関との連携などの体制整備	こども未来課
8	妊婦等包括相談支援事業(新)	妊婦のための支援給付を行うに当たって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行います。	こども未来課
9	乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新)	保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0~2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるよう受け皿を確保します。令和8年度からの実施に向けて取り組みを推進します。	こども未来課
10	子育てに関する情報提供の充実	町のホームページや広報誌、チラシ、FMくめじま等により、子育てに関する保護者への情報提供を積極的に行います。また、母子健康や子ども・子育て支援にかかる事業や活動等を通して、保護者が必要とする情報を提供していきます。 ■多様な媒体を活用した情報提供の推進 ■母子健康手帳アプリの周知・利活用の促進	こども未来課

(3)家庭や地域の教育力の向上

家庭において、子どもの生活習慣の形成や規範意識の醸成を図る取り組みをはじめ、地域における様々なスキルを持った人材の活用や、地域等で活動している団体への支援などの取り組みを推進し、家庭や地域の教育力向上を図ります。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	家庭における教育力の向上	<p>児童生徒の基本的な生活習慣の形式や規範意識等の醸成を図るための取り組みの推進、帰宅時間、家庭学習時間の設定、学習準備の確認、ルールやマナー、礼儀等の意識付けなどに、今後も取り組みます。</p> <p>また、家庭教育について保護者自らが学び、親子のふれあいを通して家庭の教育力の向上と子どもの生きる力を育むことができるよう関係機関と連携した取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 ■幼稚園・小学校・中学校のPTA単位等による家庭教育学級の取り組みの推進 	教育委員会
2	読書活動の推進	<p>子どもが読書を通して言葉を学び、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、「ファミリー読書の日」の定着を図るとともに、学校図書館の利用促進、地域の読み聞かせボランティアによる朝の読み聞かせ、県立図書館と連携した移動図書館の推進及び「久米島町子ども読書まつり」の開催など、多様な取り組みを今後も展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアや読み聞かせサークル等と連携した取り組みの推進 ■電子図書館コンテンツの充実 	教育委員会
3	地域教育資源活用実践事業の充実	<p>学校における多種多様な教育活動に対し、専門的な知識や技能を有する地域人材の活用を図り、子どもの学習の深まりと、地域人材との関わりを通じた郷土愛を育むために、地域教育資源活用実践事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人材活用計画に基づく取り組みの推進 	教育委員会

(基本目標1の(3)家庭や地域の教育力の向上のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
4	放課後子ども教室の充実	<p>学校・家庭・地域連携協力推進事業により、子どもたちが安全に安心して活動できる拠点として、放課後や週末等に学校施設等を活用してスポーツ活動、学習活動、体験活動、交流活動等を行う放課後子ども教室を、今後も町内全ての小学校で実施します。</p> <p>■地域や保護者との連携の充実(協働活動推進員(監督・指導者)や協働活動サポーター(父兄・ボランティア)の増)</p>	教育委員会
5	子ども会活動の充実	<p>子ども会では、地域の中での異年齢の子どもたちが集まり、様々な活動を通して協調性やリーダーシップ、地域への愛着、ルールやマナーの育成を図るなど、社会的成長の糧となる取り組みを推進するものとし、活動に対する必要な支援を行います。</p> <p>■各子ども会の活動状況の把握及び必要な支援の検討</p>	教育委員会
6	社会教育活動の振興	<p>子どもの健全育成のために、今後も自然体験活動や創作活動、伝統文化継承・体験活動、世代間交流活動、その他ヤングフェスティバルの開催などを通して、子どもの豊かな心を育むとともに、夢や希望が持てるよう取り組みます。</p> <p>■ニーズに即した講座や教室の開催</p> <p>■子どもたちの成果発表の場の確保(ヤングフェスティバルの開催など)</p>	教育委員会
7	県外児童生徒との交流推進	<p>県外の子どもたちとの交流を通して、豊かな感性と郷土愛を育むために、今後も小学生を対象とする「久米島町・十日町市なかさと交流事業」や中学生を対象とする「久米島町・佐賀市中学生交流事業」を実施します。</p>	教育委員会
8	久米島現代版組踊り創作事業の推進	<p>久米島町の歴史的遺産にスポットをあてた、中高校生による現代版の組踊の実演を今後も実施し、島内外での公演を行います。</p> <p>■島内外での公演の継続実施</p> <p>■新たな演技内容の検討</p> <p>■メンバーによる町民講座での史跡巡りの実施</p>	教育委員会
9	島外遠征費の支給推進	<p>児童生徒が島外で行う諸活動に対し、今後も島外遠征に伴う交通費(航空・船舶運賃)及び宿泊費を支給します。</p>	教育委員会

(基本目標1の(3)家庭や地域の教育力の向上のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
10	奨学金等の支給推進	<p>修学意欲がありながら、経済的な理由により進学が困難な者に対し、修学資金及び入学支援金を、無利子で貸付ける奨学金事業を今後も実施します。</p> <p>■久米島町奨学金事業の継続実施 ■新たな奨学金制度の検討</p>	教育委員会
11	就学援助費の支給推進	<p>経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な費用を今後も支給します。</p>	教育委員会
12	学習支援員の配置推進	<p>児童生徒の基礎学力の向上を図るために、今後も小学校及び中学校に学習支援員を配置し、きめ細やかな学習支援を行うとともに、自主学習の場の提供を行います。</p> <p>■学習支援員の継続配置 ■中学校における「しまのまなびや(自主学習の場)」の継続実施</p>	教育委員会
13	町営塾の充実	<p>高校生の学力向上を図るために、「じんぶん館(久米島町地域交流学習センター)」を活用した町営塾を今後も運営するとともに、対象拡大に向けた取り組みを検討します。</p> <p>■今後も継続した取り組みの実施 ■小中学生を対象とした、町営塾設置の検討</p>	企画財政課
14	離島留学制度の推進	<p>久米島高校の入学者の増を図り、地域の活性化を図るために、今後も入学希望者を全国に募集する、離島留学制度を実施します。留学生の受け入れ状況をみながら、必要に応じて町営寮の拡充などを検討します。</p>	企画財政課
15	給食費の負担軽減(新)	<p>町内の幼稚園、小中学校の給食費補助や食材費支援実施について検討します。</p>	教育委員会
16	仕事と家庭の両立支援(新)	<p>国・県等の関係機関から提供されたワーク・ライフ・バランス等の情報を住民向けに広報紙やホームページで発信するなど、幅広い啓発を進めます。</p> <p>国・県等から提供された情報を久米島商工会などの関係機関と協力して事業所向けに発信するなど幅広い啓発を進め、子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組みます。</p> <p>■町民に向けた啓発活動の実施 ■事業所等に対する啓発活動の実施</p>	商工観光課

基本目標2:母子並びに乳児等の健康保持及び増進

(1)親と子の健康保持・増進

妊娠期から乳幼児期において、母子の健康が確保され、子どもが健やかな成長につながるよう、母子の保健対策の取り組みの充実を図ります。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	妊娠届け出の啓発強化	妊娠中は普段よりも健康に気をつける必要があるため、妊娠が分かったら早めに受診し、妊娠 11 週までに妊娠届け出を行うよう、広報啓発活動の強化を図ります。	こども未来課
2	親子健康手帳交付時の指導推進	親子健康手帳交付時には、今後も保健師や栄養士による面談及び問診票を活用し、妊婦の健康状態や家庭の状況等を把握し、必要な保健指導、栄養指導等を行います。 また、高齢や若年などのハイリスク妊婦については、その後の指導・支援につなぎます。	こども未来課
3	妊婦健康診査の推進	妊婦健康診査における 14 回の公費負担を継続するとともに、妊婦健康診査の結果や医療機関からの連絡に基づき、必要な保健指導・栄養指導等を行います。	こども未来課
4	島外待機の徹底	安全・安心な出産のために、妊娠 36 週以降は島外待機が徹底されるよう、今後も指導・呼びかけを強化します。	こども未来課
5	出産に伴う経済的支援の充実	出産のための島外待機に伴う、渡航費及び宿泊費等の経済的な負担軽減を図るために、今後も出産助成金を支給するとともに、出産祝品贈呈などを行います。 ■ 出産助成金の適正支給 ■ 出産祝品贈呈の実施(6万円分)	こども未来課
6	新生児訪問事業の推進	生後 28 日未満の新生児のいる家庭を訪問し、産婦の健康不安に対する相談、新生児の体重測定や健康相談及び必要な情報の提供等を行うために、今後も公立久米島病院の助産師に委託し、新生児訪問事業を実施します。	こども未来課
7	産婦健康診査事業の推進	産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、公費による 2 回の産婦健康診査事業を実施します。また、産婦健康診査の結果、支援が必要とされる産婦を、産後ケア事業につなぎます。	こども未来課

(基本目標2の(1)親と子の健康保持・増進のつづき)

No	取り組み名	内容	担当課
8	産後ケア事業の充実	母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行うために、今後も産後ケア事業を実施します。	こども未来課
9	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問し、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な助言や情報提供を行うなど、子育ての不安や孤立化をなくし、安心して子育てができるよう支援するために、今後も乳児家庭全戸訪問事業を実施します。	こども未来課
10	離乳食学習会・実習の推進	月齢に応じた離乳食の知識や情報を得るとともに、調理方法について学べるよう、今後も保護者への離乳食学習会・実習を行います。また、必要に応じて個別の栄養指導を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ■離乳食に関する情報提供の推進及び学習会等の開催 ■貧血がある乳児などについては、個別の栄養指導の実施 	こども未来課
11	乳幼児健康診査の推進	乳幼児の成長発達の状態を明らかにし、成長発達のために必要な保健指導を行うほか、疾病や障がい等を早期に発見し、早期の治療や療育等につなぐために、今後も乳幼児健康診査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ■個別通知や広報等による受診案内を行うほか、必要に応じて訪問による受診勧奨の実施 	こども未来課
12	5 歳児健康診査の推進	3 歳児健康診査以降就学前までの間に、幼児の発育・発達等を確認する場として、今後も 5 歳児健康診査を実施します。また、健康診査では臨床心理士等の専門員を配置し、集団遊びなどの活動を通して発達等の確認を行うとともに、保護者からの相談に対応します。	こども未来課
13	むし歯予防対策の充実	むし歯予防に向けて、乳幼児健康診査の際には、今後も 10 か月児～5 歳児全員を対象とした歯科検診の実施と、ブラッシング指導等を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■保護者等に対し、子どものむし歯予防の大切さについて啓発を強化するほか、保育所、幼稚園と連携した受診勧奨の実施 ■保育所、幼稚園、小中学校において、子どもへのフッ化物洗口の実施 	こども未来課

(基本目標2の(1)親と子の健康保持・増進のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
14	予防接種の推進	<p>感染の恐れのある疾病から子どもを守るために、今後も、予防接種の個別通知を行うほか、各種母子保健事業や広報手段及び保育所、幼稚園と連携した接種勧奨を行います。また、就学时健康診査で未接種児を把握し、保護者への接種勧奨を行うなど、確実な接種に向けて取り組みます。</p>	こども未来課 教育委員会
15	母子保健推進員の活動の充実	<p>母子保健事業の円滑な推進を図るために、母子保健推進員の増員について地域の諸団体や関係機関と連携し、その確保に取り組むとともに、母子保健推進員のスキル向上を図るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係団体や機関と連携した母子保健推進員の増員・確保 ■ 母子保健推進員のスキル向上を図るため、保健師等との定例会や研修等への参加促進 	こども未来課
16	子ども医療費助成制度の推進	<p>子どもにかかる医療費の負担軽減を図り、疾病の早期発見と早期治療を促進するために、中学生までについては、入院・通院とも自己負担なしとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な助成の実施 ■ 高校生への医療費助成について、他市町村の動向なども踏まえて検討 	こども未来課
17	こども家庭センターの設置及び機能の強化(再掲)	<p>すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりを持ち、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こども家庭センターとしての機能が発揮できるよう人員及び関係機関との連携などの体制整備 	こども未来課
18	医療体制の充実	<p>小児科の常設及び助産師外来の維持・継続について、関係機関に要請していきます。</p>	こども未来課
19	こども健康増進事業の推進	<p>子どもたちの将来の健康を見据え、子どもの頃からの生活習慣病予防対策として、今後も公立久米島病院、学校、行政が一体となった「こども健康増進事業」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 栄養士や小児科医による食育事業など生活習慣予防対策の実施 	福祉課 教育委員会

(2)食育の推進

子どもの健康維持・増進を図るには、毎日の食事は重要な要素であることから食育の取り組みを推進します。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	保育所における食育の推進	<p>保育所においては、わかりやすい教材を活用して、食の大切さや食のバランス、好き嫌いを少なくする指導を行います。また、旬の食材を重視し、子どもたちと一緒に作物の植え付けから収穫、調理することを通して、食への関心を高めるとともに、収穫の喜びやみんなで食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進するなど、食を営む力の基礎を培っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■給食の展示や給食体験、献立表の配布等による食に関する保護者への情報発信 ■離乳食が必要な子については、町の栄養士等と連携した年齢に応じた適切な離乳食を提供 ■アレルギーのある子については、今後も医師の診断書に基づく除去食、代替食を提供 	こども未来課
2	学校における食育の推進	<p>成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送るうえで基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、各教科や給食の時間、学校行事、町の栄養士や給食センターの栄養士の活用など、教育活動全体を通して食育指導を積極的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■給食センターや関係課と連携し、地産地消への取り組みを通じた食育指導の実施 ■家庭への食育に関する知識の普及啓発の推進 ■学校給食への理解、周知を図るため、FMくめじまを活用した情報発信 	教育委員会
3	地域人材を活用した食育の検討	<p>保育所や学校における食育のほか、地域の産物を活用した地産地消や地域の食文化の普及・継承などの視点を持ちながらの食育を推進するために、地域の人材を活用し、子ども会やその他地域の関係機関と連携した食育への取り組みについて検討します。</p>	こども未来課

基本目標3:子ども等の安全・安心の確保

(1)交通安全対策の推進

本町に住む子どもと子育て家庭が安全で安心して登下校や、日々の外出ができるよう、交通安全対策に取り組みます。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	交通安全教育の推進	警察や交通安全協会等と連携し、新幼稚園生や新1年生への模擬信号等による実践的な交通安全指導を実施します。また、子どもたちにとって身近な乗り物である自転車についても、正しい乗り方や点検・整備の実技指導を行います。	教育委員会
2	通学路危険箇所の解消推進	通学路危険箇所の点検結果に基づき、計画的に危険箇所の解消に取り組みます。	総務課
3	交通安全思想の普及啓発	関係機関・団体等と連携した、地域への交通安全思想の普及啓発を行います。また、PTA と連携し、通学路の横断歩道での立哨を推進します。	総務課 教育委員会
4	交通安全施設の整備推進	町道の交通安全施設について、定期点検や区からの要請、民生委員からの報告により、必要な整備・改修等を実施するなど、子ども等の安全対策を推進します。	総務課

(2)防犯・防災対策の推進

子どもや保護者が犯罪に巻き込まれることがないよう、防犯対策に取り組むとともに、本町において災害が発生した場合においても、日頃からの備えをはじめとする防災対策を推進し、被害が最小限になるよう、安全・安心な地域の環境づくりに取り組みます。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	地域防犯活動の推進	PTA 等による夏休み等長期休暇中の夜間パトロールを実施するほか、警察等関係機関と連携した犯罪に関する地域への情報提供や青少年の深夜徘徊を防止するために、夜間パトロールなどの防犯活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪に関する情報提供 ■ 関係機関と連携した夜間パトロールの実施 ■ 今後も学校、家庭、地域が一体となった「GO家運動」の推進 	教育委員会

(基本目標3の(2)防犯・防災対策の推進のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
2	防犯指導の推進	幼稚園や学校においては、今後も学校安全計画に基づき、防犯指導や安全マップ等により、家庭と連携した危険箇所、「子ども110番の家」の周知徹底を図ります。また、関係機関と連携し、不審者対策訓練(保育所含む)を実施します。	教育委員会 こども未来課
3	学校ゆいまーる活動協定の推進	今後も学校ゆいまーる活動協定に基づき、警察と幼稚園、小・中学校が連携し、子どもたちが安心して登下校できる環境づくりに取り組みます。	教育委員会
4	防犯設備の整備推進	夜間の犯罪発生を防止するために、地域と連携し防犯灯等の防犯設備の整備推進及びその維持管理を行います。また、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。	総務課 建設課
5	防災意識の醸成(新)	本町で災害が発生した場合を想定し、被害を最小限にとどめることができるよう、日頃からの備えの重要性について周知を図るなど、住民等への防災意識の醸成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■地域防災計画に基づいた危険箇所や避難所などの情報の周知 ■定期的な防災訓練の実施 ■保育・教育施設、各学校における防災意識の醸成、避難訓練の実施 	総務課 教育委員会 こども未来課

(3)子育て家庭にやさしい環境の整備

本町に住む子どもと子育て家庭が安全で安心して町内を外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、遊び場の安全確保対策などを推進します。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	公共施設のバリアフリー化の推進	高齢者や障がい者に限らず、子どもや乳幼児と一緒に外出する保護者等が道路、公園、建物等の公共施設を安心して快適に利用できるよう、新設、増設、改築・改修の際には「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を行います。	建設課 環境保全課
2	子育てにやさしい環境づくり推進	バリアフリー化のみならず、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設における授乳室やおむつ交換場所、子どもと一緒に利用できるトイレの設置など、子育てにやさしい環境を整えていきます。	総務課 建設課 環境保全課 こども未来課

(基本目標3の(3)子育て家庭にやさしい環境の整備のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
3	遊び場等の安全確保推進	子どもが安心して楽しく遊べるように、遊び場や公園の遊具等について、公園の定期的な点検や民生委員・児童委員協議会による地域の危険箇所の点検報告に基づき、計画的に必要な対策を講じるほか、地域と連携した安全管理対策を推進します。	総務課 環境保全課
4	託児サービスの推進	地域で行われる各種説明会や離乳食実習、講演会等に保護者が安心して参加できるよう、保護者に代わって乳幼児を一時的に預かる託児サービスの実施に取り組みます。	こども未来課
5	出産祝品贈呈事業	出生時に6万円分のおむつ券を交付します。 ■対象商品は、(紙・布)おむつ、(粉、液体)ミルク、赤ちゃんのおしりふき、ベビーフード(レトルト・ドライ)、ベビー飲料、哺乳瓶、哺乳瓶付属品、ベビー歯科用品、ベビー用おしゃぶり	こども未来課

基本目標4:支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

(1)児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会の活動の充実をはじめ、関係機関と連携した児童虐待の未然防止、早期対応に努めます。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	久米島町要保護児童対策地域協議会の活動の充実	<p>要保護児童への適切な支援を図るために、「久米島町要保護児童対策地域協議会」の開催を通して、関係機関等が、要保護児童に関する情報の共有及び適切な連携の下で、必要な支援につながるよう、今後も協議会の定期開催を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■代表者会議の開催 ■実務者会議の開催 ■要保護児童対策地域協議会の体制強化 	こども未来課
2	要保護児童の把握と支援の充実	<p>母子保健、保育所、学校では、保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、必要に応じて関係機関等と連携した、児童や保護者への支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保護者に対する相談・助言・指導等の実施 ■医療機関や地域住民及び地域の各種団体等と連携した情報収集及び支援の推進 	こども未来課 教育委員会

(2)障がい児施策の充実

発達が気になる子や、障がいのある子どもに関する相談をはじめ、教育・保育施設及び各学校での受入体制の確保、各種の子育て支援などを実施し、障がい児施策の充実を図ります。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	親子支援事業の充実	<p>支援が必要な保護者や子どもの療育や個別相談、保育所相談を専門職が行い、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・親育ちができるよう支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■健診等で把握された発達等が気になる子について、今後も専門職による発達検査や個別療育を実施 ■保護者が子どもとのより良い関わり方を学ぶことができるよう、ペアレントプログラムの実施 ■療育的支援の充実を図るために、グループによる行動観察や発達検査等を行うことのできる場の確保 ■保育所(園)における発達等が気になる子の保育を支援する専門職と保健師による巡回訪問の実施 ■専門職による保育や教育関係者への研修及び講話等の実施 ■発達障害専門医による、親子の個別面談及び発達ที่気になる子を担当する保育士や教諭とのカンファレンスの実施 ■発達障害に関する住民向けの講話や支援者向けの研修会等の実施 	こども未来課
2	発達外来・心理外来の推進	<p>発達に関する診察や相談等への対応及び発達検査や心理療法(カウンセリング)などが、公立久米島病院で受けられるよう、発達外来及び心理外来の継続に取り組みます。</p>	こども未来課

(基本目標4の(2)障がい児施策の充実のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
3	障害児保育の充実	<p>障害児保育の対象となる子に適切な支援を行うために、人員の確保をはじめ、保育士の資質向上・情報の共有化、保護者への相談対応などの支援を実施します。また、心身の発達が気になる子が、早期の療育により状態の改善を図ることができるよう、保護者に対し、その心情に配慮し情報提供や相談・助言等を行いながら、早期療育への理解を促していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■加配保育士の配置 ■全ての職員が情報を共有し、支援のあり方について理解・認識の共有化の推進 ■専門職の巡回訪問による相談指導の実施 ■公立久米島病院の小児科医による相談指導等の、適切な支援の実施 ■保育士のスキル向上 ■心身の発達が気になる子の保護者へ療育に関する情報の提供や相談・助言等の実施 	こども未来課
4	特別支援教育の充実	<p>特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりについて、教育的ニーズに応じた教育や支援を全ての教職員の共通理解のもとで、組織的・計画的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各学校に校内委員会を設置し、教育的ニーズに応じた支援の推進 ■適切な教育的支援・指導等が行われるよう、特別支援教育コーディネーターの配置 ■幼稚園や学校での生活を支援するために特別支援教育支援員の配置 ■特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員及び一般教諭等への研修や講演会等への参加促進による資質の向上 ■県の巡回アドバイザーやスクールカウンセラー、町のスクールカウンセラー、公立久米島病院の発達外来の医師及び臨床心理士(親子支援事業)との連携推進 ■保育所から幼稚園への円滑な移行を図るため、幼稚園による行動観察や幼稚園との情報交換等の実施 ■通常学級と特別支援学級との交流学习・交流活動の実施 ■児童生徒が障害を身近に感じ、自ら考えていけるような指導・教育(インクルーシブ教育)の展開 	教育委員会

(基本目標4の(2)障がい児施策の充実のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
5	教育支援の推進	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の適切な教育の場について各方面の専門家による審議を行うとともに、保護者との相互理解と信頼関係を築き、保護者の心情等に配慮した教育支援を行います。 ■各方面の専門家で構成される教育支援委員会による適切な教育支援の推進	教育委員会
6	特別支援学校の分校継続推進	今後も、本島の特別支援学校の分教室として、久米島高校への高等部設置継続に取り組みます。	教育委員会
7	障害児支援サービスの推進	児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型事業所2箇所によるサービス提供を実施し、健やかな発達を支援します。	こども未来課
8	医療的ケア児の受け入れ体制の整備(新)	日常的に医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校生活及び学習できる環境を整えるため、医療的ケアが実施できる人材の確保をはじめ、受け入れできる環境整備に取り組みます。	教育委員会 こども未来課

(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親世帯の子どもと保護者が安心して生活できるよう、各種支援の情報提供をはじめ、医療費助成などの支援を実施し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	母子・父子家庭等医療費助成	母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。	こども未来課
2	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
3	保育所優先入所推進	ひとり親家庭の保育所への優先入所を推進します。	こども未来課
4	ファミリー・サポート・センター事業利用料助成の推進	ひとり親家庭かつ非課税世帯がファミリー・サポート・センター事業を利用する際には、今後も町から利用料の一部を助成します。	こども未来課
5	ひとり親家庭等自立支援の推進	母子家庭等の自立生活を支援するために、多様な相談に対応し必要な助言・指導を行うとともに、自立支援のための各種制度(経済的援助、福祉資金の貸付制度、就労支援制度等)について、情報の提供と利用支援の充実を図ります。	こども未来課

(4)子どもの貧困対策の充実(久米島町子どもの貧困対策計画) (新)

子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って成長していけるよう、生活困窮を含めた家庭内の課題について関係機関や団体と連携して適切な支援につなげられるよう取り組みを推進します。

①子育て、教育など生活の安定に向けた支援の推進

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	こども家庭センターの設置及び機能の強化(再掲)	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりを持ち、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントします。 ■こども家庭センターとしての機能が発揮できるよう人員及び関係機関との連携などの体制整備	こども未来課
2	子どもの貧困対策支援員配置に向けた取り組みの推進	沖縄県の「離島及び広域相談体制整備事業」における支援員の巡回派遣や相談対応の活用を図ります。 また、地域における子どもの貧困の現状把握をはじめとして、学校や関係機関等との情報を共有し、各種行政支援につなげるための調整を行う支援員の配置について検討します。	教育委員会
3	子どもの居場所づくりの充実化	学校に通うことが難しくなった子どもの居場所として開設した「よんなあ教室」で、子どもの学校への復帰や社会的自立に向けたサポートを継続して実施します。 また、困窮などの経済的な理由等で行き場所のない子どもの居場所の設置についても検討します。	教育委員会 こども未来課

②保護者の就業支援の推進

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	生活困窮者自立相談支援事業	久米島町就職・生活支援パーソナルサポートセンターと連携して、さまざまな課題を抱え生活に困窮している方に対して、住居確保給付金や就業相談、一時生活支援など各種相談支援を行います。	福祉課

③経済的支援の充実

【推進施策】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	母子・父子家庭等 医療費の助成(再掲)	母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。	こども未来課
2	給食費の負担軽減 (再掲)	町内の幼稚園、小中学校の給食費補助や食材費支援実施について検討します。	教育委員会
3	奨学金等の支給推進(再掲)	修学意欲がありながら、経済的な理由により進学が困難な者に対し、修学資金及び入学支援金を、無利子で貸付ける奨学金事業を今後も実施します。 ■久米島町奨学金事業の継続実施 ■新たな奨学金制度の検討	教育委員会
4	就学援助費の支給推進(再掲)	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な費用を今後も支給します。	教育委員会
5	放課後児童クラブ 利用者の負担軽減	世帯の経済状況によらず、放課後児童クラブを利用できるように、ひとり親世帯や住民税非課税世帯等において利用料の負担軽減を図ります。	こども未来課
6	出産祝品贈呈事業 (再掲)	出生時に6万円分のおむつ券を交付します。 ■対象商品は、(紙・布)おむつ、(粉、液体)ミルク、赤ちゃんのおしりふき、ベビーフード(レトルト・ドライ)、ベビー飲料、哺乳瓶、哺乳瓶付属品、ベビー歯科用品、ベビー用おしゃぶり	こども未来課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は、子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村が地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」(以下、「提供区域」という)を設定することを義務づけています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の内容と実施時期を示さなければなりません。

また、作成指針では「提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。(施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則)
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

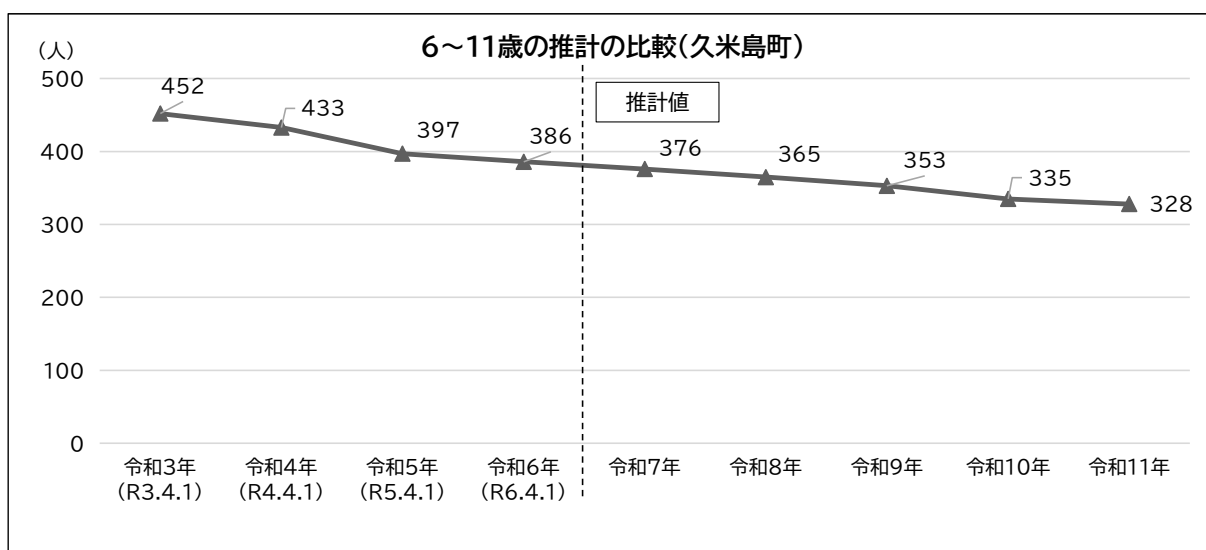
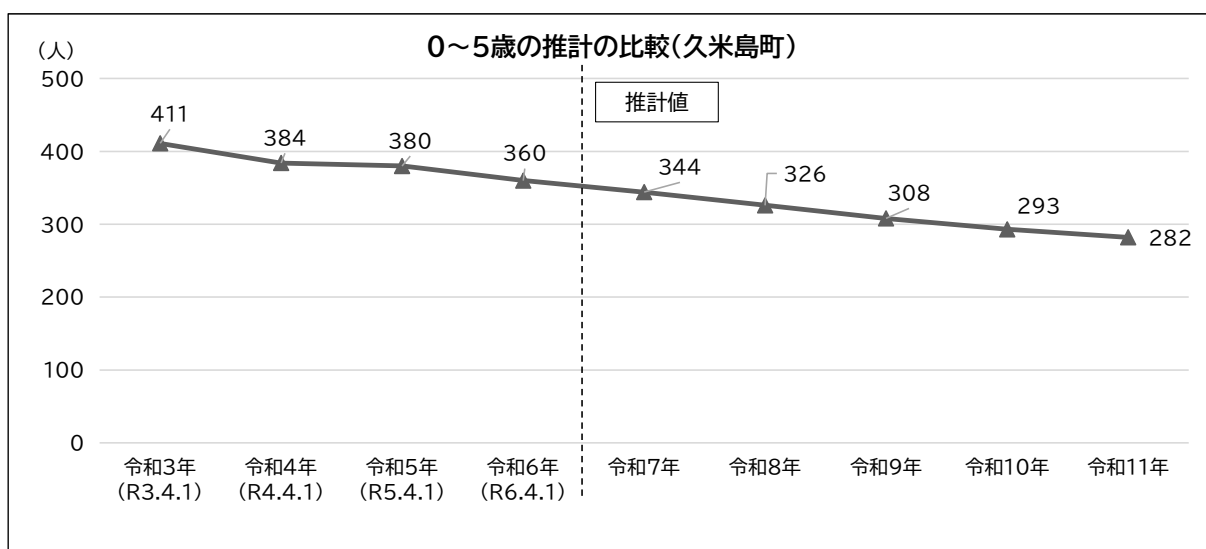
本町では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は

町全体を1区域と設定します。

- 本町は子どもの人口規模が小さく、かつ減少傾向にあるため、区域を分けて設定すると需給調整のための教育・保育施設の整備や事業実施のバランスが取りにくいいため、需給調整等が柔軟に行えるよう区域は分けないほうが良い。
- 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設や事業の利用希望を吸収できる。
- 事業計画における量の見込みの推計と確保の方策が立てやすい。

(2)児童人口の推計

- 第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度～令和11年度を計画期間とし、その時の児童数に基づき教育・保育等の量の見込み(推計ニーズ量)を算出することから、この期間における将来の児童人口を推計する必要があります。
- 将来の児童人口は、就学児を対象とした事業があることから、学齢基準日である4月1日現在での将来人口とします。また、児童の年齢別に対象とする量の見込みを算出する事業が多いことから、年齢1歳ごとに将来児童人口を推計しました。
- 児童人口を推計するにあたり、令和2年～令和6年の住民基本台帳の実績人口(4月1日現在)に基づき、「※コーホート変化率法」を用いて推計しています。



【推計人口】

	実績					推計値				
	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029
0歳	66	61	65	53	55	51	49	46	44	44
1歳	74	70	62	62	57	56	52	50	47	45
2歳	73	65	71	64	59	57	56	52	50	47
3歳	60	77	60	70	65	58	56	55	51	49
4歳	81	59	72	61	64	61	55	52	51	48
5歳	72	79	54	70	60	61	58	53	50	49
就学前合計	426	411	384	380	360	344	326	308	293	282
6歳	67	74	72	59	68	60	61	58	53	50
7歳	68	68	69	72	56	65	57	59	56	51
8歳	73	71	67	66	70	55	64	57	59	56
9歳	88	71	66	66	65	68	53	61	56	57
10歳	82	87	72	63	65	64	67	52	60	55
11歳	76	81	87	71	62	64	63	66	51	59
小学生児童合計	454	452	433	397	386	376	365	353	335	328

※コーホート変化率法について

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回このように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

(3)教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込み(利用が見込まれる人数)は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、1号～3号の認定区分ごと・年齢区分ごとに、計画期間の令和7年度～令和11年度まで算出しています。

【量の見込みと確保方策の基本的な考え方】

アンケート調査による保護者の教育・保育ニーズから量の見込みを算出するとともに、確保方策としては、現状の教育・保育施設における定員数を根拠としつつ、本計画期間内の令和11年度には認定こども園への移行も視野に入れた確保方策としています。

【量の見込み及び確保方策】

本計画期間では、令和7年度～令和11年度における認定区分ごとの量の見込みと受け皿の確保は、以下のとおりです。

令和7年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	64	145	103	40
確保の内容	幼稚園	4	64	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	公立保育所	0	0	45	36	9
	私立保育園	0	0	78	60	18
	家庭的保育	0	0	0	6	2
②確保計		4	64	123	102	29
差引 ②-①		0	0	▲ 22	▲ 1	▲ 11

令和8年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	64	136	100	37
確保の内容	幼稚園	4	64	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	公立保育所	0	0	45	36	9
	私立保育園	0	0	78	60	18
	家庭的保育	0	0	0	6	2
②確保計		4	64	123	102	29
差引 ②-①		0	0	▲ 13	2	▲ 8

令和9年度

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		3	62	128	94	34
確保の内容	幼稚園	3	62	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	公立保育所	0	0	45	36	9
	私立保育園	0	0	76	60	18
	家庭的保育	0	0	0	6	2
②確保計		3	62	121	102	29
差引 ②-①		0	0	▲ 7	8	▲ 5

令和10年度

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	62	122	90	32
確保の内容	幼稚園	4	62	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	公立保育所	0	0	45	36	9
	私立保育園	0	0	76	60	18
	家庭的保育	0	0	0	6	2
②確保計		4	62	121	102	29
差引 ②-①		0	0	▲ 1	12	▲ 3

令和11年度

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		3	130	62	85	32
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	3	130	0	0	0
	公立保育所	0	0	0	0	0
	私立保育園	0	0	56	90	30
	家庭的保育	0	0	0	6	2
②確保計		3	130	56	96	32
差引 ②-①		0	0	▲ 6	11	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業について、令和7年度から令和11年度までの各年度ごとの量の見込みを算出するとともに、地域の実情を勘案し確保方策を定めています。

なお、量の見込みや確保方策については情勢の変化等により、必ずしも本計画における量の見込みや確保方策に従うというのではなく、必要に応じ地域の実情を踏まえ柔軟に対応していきます。

①利用者支援事業(基本型もしくは特定型)

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
現 状	「子育て世代地域包括支援センター」として実施しています。
確保の考え	令和7年度から「こども家庭センター」を設置し、対応できるよう取り組みます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保の内容②	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
差引 ②-①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

①-1 こども家庭センターの設置(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントする事業です。
現 状	本事業としての実施はないものの、保健師を配置し、各種子育て相談等に対応しています。
確保の考え	令和7年度から「こども家庭センター」を設置し、対応できるよう取り組みます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保の内容②	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
差引 ②-①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

①-2 妊婦等包括相談支援事業(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	妊婦のための支援給付を行うに当たって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	すべての妊婦への対応を図ります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	180回	180回	165回	165回	150回
確保の内容②	1人当たり3回の面談が必要、2回目はアンケート可				

②妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
現 状	14回の公費負担の実施とともに、妊婦健康診査の結果や医療機関からの連絡に基づき、必要な保健指導・栄養指導等を行っています。
確保の考え	0歳人口の推計値を量の見込みとして同数を確保するものとします。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	714人回	686人回	644人回	616人回	616人回
確保の内容②	714人回	686人回	644人回	616人回	616人回
差引 ②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	島内で出産ができないため、島外(県内外)での里帰り出産を終え、帰島するので、本事業としての実施はないものとなっていますが、全戸になりませんが、同時期に任意事業として栄養士による訪問の実施や、保健師による各種子育て相談等に対応しています。
確保の考え	現状の取り組みを継続するものとして、0歳児の推計児童数を確保方策として計上し、同数確保するものとしています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	51人	49人	46人	44人	44人
確保の内容②	51人	49人	46人	44人	44人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

④延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	現在2園で実施しています。
確保の考え	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の定員を維持することとし、確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	30人	30人	32人	32人	32人
確保の内容②	30人	30人	32人	32人	32人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤-1 一時預かり事業(幼稚園型)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園で一時的に預かる事業です。 幼稚園型：現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施
現 状	現在私立幼稚園2園で実施し、60人を受け入れています。
確保の考え	今後も継続した取り組みを行うため、量の見込みに対して、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	2,364人日	2,219人日	2,101人日	1,936人日	1,917人日
確保の内容②	2,364人日	2,219人日	2,101人日	1,936人日	1,917人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑤-2 一時預かり事業(一般型)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所で一時的に預かる事業です。
現 状	2園で対応しています。
確保の考え	今後も継続した取り組みを行うため、量の見込みに対して、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	420人日	420人日	400人日	400人日	390人日
確保の内容②	420人日	420人日	400人日	400人日	390人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑥養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	地域における育児の相互援助活動を推進し事業を実施しています。
確保の考え	今後も継続した取り組みを行うため、量の見込みに対して、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	30人日	30人日	32人日	32人日	35人日
確保の内容②	30人日	30人日	32人日	32人日	35人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	現時点では、事業実施のための人員確保等が厳しい状況ではありますが、児童相談の対応を中心にニーズの高まりがあるため、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	6人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保の内容②	0人日	5人日	5人日	5人日	5人日
差引 ②-①	▲6人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑨病児保育事業

事業内容	病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	ファミリーサポート(病児・緊急強化対応事業)を活用し、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	3,667 人日	3,475 人日	3,283 人日	3,123 人日	3,006 人日
確保の内容②	120人日	130人日	130人日	130人日	130人日
差引 ②-①	▲3,547 人日	▲3,345 人日	▲3,153 人日	▲2,993 人日	▲2,876 人日

⑩地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	久米島町社会福祉協議会に委託し、子育て支援センター「にじのひろば」にて事業実施されています。令和5年度から令和6年度は町主催による「ていーだの家」を比嘉公民館で実施しました。
確保の考え	今後も継続した取り組みを行うため、量の見込みに対して、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み① (月当たり)	125 人回	125 人回	124 人回	124 人回	123 人回
確保の内容②	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

⑪放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	公設民営1カ所、民設民営2カ所で運営しています。
方 針	現状の取り組みを適切に対応するものとして、量の見込みに対応して確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
量の見込み①	100 人	100 人	95 人	95 人	90 人	
確保の内容②	人	100 人	100 人	95 人	95 人	90 人
	設置数	3カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費、学校給食費、医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助する、「就学援助」を行っています。
確保の考え	今後も「就学援助」制度を活用し事業を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
現 状	本事業の実施はありませんが、要保護児童対策地域協議会において、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。年1回、代表者及び実務者会議を開催するなどし、事業に近い取り組みをしています。
確保の考え	現状と同様の対応を見込みます。

⑮子育て世帯訪問支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、訪問して子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑯児童育成支援拠点事業

【新規】

事業内容	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設して児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑰親子関係形成支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	対象児童などの把握を行い、本事業の実施を検討していきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	0人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保の内容②	0人日	1人日	2人日	2人日	2人日
差引 ②-①	0人日	▲1人日	0人日	0人日	0人日

⑱産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。
現 状	公立久米島病院、助産院に委託し、実施できるようにしています。アウトリーチ型、デイサービス型、ショートステイ型で支援を実施しています。
確保の考え	今後も継続した取り組みを行うため、量の見込みに対して、対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	600人日	600人日	580人日	580人日	580人日
確保の内容②	600人日	600人日	580人日	580人日	580人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑱乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【新規】

事業内容	保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0～2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるように受け皿を確保する事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	0～2歳の未在園児の半数が利用するものと見込み、令和8年度からの実施に向けて現状の受入れ体制などを考慮し、確保方策を設定しています。

0 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	168 人日	168 人日	168 人日	144 人日	144 人日
確保の内容②	0 人日	84 人日	96 人日	120 人日	120 人日
差引 ②-①	▲168 人日	▲84 人日	▲72 人日	▲24 人日	▲24 人日

1 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	48 人日	48 人日	48 人日	48 人日	36 人日
確保の内容②	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
差引 ②-①	▲48 人	▲12 人日	▲12 人日	▲12 人日	0 人日

2 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
確保の内容②	0 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
差引 ②-①	▲36 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保育、教育、保健、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、計画の点検・評価に対する「久米島町子ども・子育て会議」での助言等も考慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については町の広報誌やホームページ等により公表します。

3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

資料編

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、久米島町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事項

(2) こども・子育て支援施策に関する事項

(3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体の代表者

(3) 子どもの保護者

(4) 行政関係機関の職員

(5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年久米島町条例第32号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年3月3日から適用する。

附 則(平成28年告示第11号)

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

久米島町子ども・子育て会議委員
(令和7年2月1日～令和9年1月31日)

No.	氏名	ふりがな	所属団体名等	役職
1	照屋 建太	てるや けんた	学校法人 沖縄キリスト教学院 沖縄キリスト教短期大学 地域こども保育学科	教授
2	吉本 景太	よしもと けいた	久米島町社会福祉協議会	事務局長
3	新垣 希	あらかき のぞみ	久米島町母子保健推進委員協議会	推進員
4	玉城 美也	たまき みや	子育て支援センター 「にじのひろば」	支援員
5	佐久田 匡史	さくだ まさし	なでしこ保育園	園長
6	大城 勝子	おおしろ かつこ	比屋定小学校	校長
7	長濱 有希乃	ながはま ゆきの	合同会社cotocoto	代表
8	池川 広太	いけがわ こうた	タビノネ学童クラブ	代表
9	渡辺 幸	わたなべ さち	公立久米島病院	小児科医
10	吉田 夕紀	よしだ ゆき	公文式久米島仲里教室	代表

事務局	久米島町福祉課こども班(吉永みゆき(課長)、儀間聡子(班長))
町機関	久米島町教育委員会(宮里みかよ(課長)、大嶺成(指導主事)、中島徹也(班長)、新垣康史)

